

青 梅 市 総 合 長 期 計 画
基 本 構 想 ・ 基 本 計 画

平成 28 (2016) 年 12 月改訂

目次

基本構想	1
第1章 青梅市総合長期計画	3
1 計画の目的	3
2 計画の役割	3
3 計画の構成と期間	4
4 青梅市のあらましとまちづくりの歩み	5
5 本市の特性	6
6 市民の期待	8
第2章 まちの現状認識と課題	10
1 時代の潮流と大震災が残した教訓	10
2 まちづくりの課題	12
3 将来を展望して	15
第3章 青梅市が目指す10年後のまちの姿	16
1 基本理念	16
2 まちの将来像	17
3 まちづくりの枠組み	18
4 まちのあり方の視点-持続可能な都市を目指す5つの視点	21
5 まちづくりの基本方向	22
第4章 まちの将来像の実現に向けて	25
基本計画	27
第1部 総論	29
第1章 基本計画の考え方	31
1 計画の目的	31
2 計画の役割	31
3 計画の期間	31
4 地区別将来人口および世帯数の推移	32
5 財政見通し	33
第2章 基本計画の体系	34
第2部 各論	35
第1章 安全で快適に暮らせるまち	37
1 防災・消防	37
2 交通安全	40

3	防犯・消費者保護	42
4	住宅	44
5	公園・緑地	46
第2章	自然と共生し環境にやさしいまち	48
1	森林	48
2	水辺環境	50
3	生活環境	52
4	循環型社会	54
第3章	次代を担う子どもをみんなで育むまち	56
1	子育て支援	56
2	家庭教育	58
3	学校教育	60
4	青少年活動	64
第4章	文化・交流活動がいきづくまち	66
1	生涯学習	66
2	歴史・文化・芸術	68
3	図書館	70
4	スポーツ・レクリエーション	72
5	都市間交流	74
第5章	みんなが元気で健康なまち	76
1	予防・健康づくり	76
2	医療体制・市立総合病院経営	78
第6章	福祉が充実したまち	80
1	地域福祉	80
2	高齢者福祉	82
3	障害者福祉	84
4	ひとり親福祉	86
5	生活保護	87
6	社会保障	88
第7章	活気ある産業で雇用が生まれるまち	91
1	農業・林業	91
2	工業	94
3	商業	96
4	新産業	98
5	観光	100
6	雇用	102
第8章	都市基盤が整う魅力あるまち	104
1	都市形成	104

2	道路	106
3	公共交通	108
4	下水道	110
5	河川・砂防	112
6	都市景観	114
第9章	みんなが参画し協働するまち	116
1	市民参画・協働	116
2	人権・平和	119
3	男女平等参画	121
第10章	持続的な行財政運営ができるまち	124
1	行政運営	124
2	情報推進・活用	126
3	公共施設保全・整備	128
4	健全財政	130
第3部	基本構想・基本計画推進のために	135
第1章	施策連動型のしくみ（ふらっとフォーム）	137
1	施策連動型のしくみ（ふらっとフォーム）の展開	138
2	施策連動型のしくみ（ふらっとフォーム）の協議の場	139
第2章	ふらっとフォームで取り組む主要テーマ	140

青梅市総合長期計画基本構想・基本計画の改訂について

上記の議案を提出する。

平成 2 8 年 1 2 月 6 日

提出者 青梅市長 浜 中 啓 一

(説明)

青梅市総合長期計画基本構想・基本計画を改訂したいので、青梅市議会の議決すべき事件等に関する条例第 2 条第 1 項の規定にもとづき、この案を提出いたします。

基本構想

第1章 青梅市総合長期計画

1 計画の目的

本市では、昭和46（1971）年以來、5次にわたって総合長期計画を策定し、住民福祉の向上のため、あらゆる分野で多岐にわたる施策を推進してきました。

地方分権改革の進展により国から地方へと権限の移譲が進んでいく一方で、連鎖化する世界経済不況への不安、転換期にある日本の人口問題や長引く経済の低迷等の影響による社会保障制度の改変、東日本大震災やこれに起因する原子力発電所事故からの復旧・復興に向けての対応、ひっ迫するエネルギー問題など、自治体のみならず日本全体を取り巻く環境は決して平たんなものではありません。

こうした社会情勢、経済動向そして地域の実情を十分に踏まえ、この厳しい時代を市全体が一丸となって乗り越え、暮らしやすさの更なる向上とまちの発展を目指す新たな指針として第6次青梅市総合長期計画を策定します。

2 計画の役割

本計画は、本市にとってあらゆる行政活動の基本となる最上位計画であり、市政運営を自律的かつ継続的に経営的観点を持って推進するための総合指針となるものです。

市民にとっては、市政やまちづくりに参画・協働するための共通した目標となるものです。

国や東京都に対しては、必要な施策や事業を行うため、市としての主張を明らかにするものであるとともに、近隣市町村等との間で相互に協力や調整、連携を図るための指針となるものです。

3 計画の構成と期間

本計画は、「基本構想」、「基本計画」および「実施計画」の3層で構成されます。それぞれの役割と計画期間は、次のとおりです。

平成25年 (2013)	26	27	28	29	30	31	32	33	平成34年 (2022)
基 本 構 想									
平成25年度 ~ 平成34年度									
<p>基本理念、まちの将来像、将来人口、土地利用方針、まちづくりの基本方向等を明らかにし、まちのあり方を示します。</p>									
基 本 計 画									
平成25年度 ~ 平成34年度									
<p>基本構想の実現に向けて、施策を分野別に体系化し、施策の推進のための考え方や手法を明らかにします。さらに、様々な分野や施策が連動し合い、多様な主体が参画して、相乗的・効果的にまちづくりの推進を図るための仕組みを示します。 基本計画は、社会経済動向や新たな課題等を踏まえて、5年を目途に見直しを行います。</p>									
実 施 計 画									
<p>基本計画に示した基本施策について、具体的な主要事業や施策連動型のしくみにもとづく取組を示すとともに、数値目標を設定します。計画の期間を3年単位とし、毎年のローリングによって施策の進捗を管理し、適切な行政運営に取り組みます。</p>									

4 青梅市のあらしとまちづくりの歩み

本市は、東京都の西北部、都心から西へ40～60 km圏に位置し、秩父多摩甲斐国立公園の玄関口にある豊かな自然環境に恵まれた都市です。

本市の総面積は103.31 km²（東西17.2 km・南北9 km）で、その6割以上を占める豊富な森林と東西を貫く多摩川は、市民に憩いと潤いを与えるとともに首都圏における観光・レクリエーションの場としてにぎわっています。

道路は、都心や多摩地域から山梨県に至る東西基幹道路として青梅街道や吉野街道があり、これに南北幹線道路が交差しています。さらに、首都圏中央連絡自動車道（圏央道）が通り、青梅インターチェンジが開設されています。

昭和26（1951）年に青梅町、調布村、霞村が合併して「青梅市」が誕生し、昭和30（1955）年には隣接する吉野・三田・小曾木・成木の4か村が編入されました。

伝統的な基幹産業であった織物業や林業は構造不況によって衰退し、代わって、戦後の急速な復興と高度経済成長の流れを受け、東京郊外の定住や産業の受け皿として急速に都市化が進みました。

都市化とともに、昭和40年代に羽村市にまたがる50万坪に及ぶ広大な西東京工業団地が造成されました。また、昭和54（1979）年に三ツ原工業団地が完成し、市内各地に散在していた既存の工場の集団化を進め、産業拠点の形成に取り組んできました。

また、昭和40（1965）年には、ドイツのポッパルト市と姉妹都市となりました。昭和42（1967）年からは、市民マラソンの草分けであり、本市を代表するイベントである青梅マラソンが開催されています。

近年では、三次救急まで対応する市立総合病院をはじめ、河辺駅北口整備で誕生した中央図書館、地域に根ざした市民センター、さらには行政運営・災害対策の拠点である市庁舎といった市民生活を支える拠点施設の整備を進めました。

5 本市の特性

① 自然・生活・環境・防災においては

本市は、都心近郊にありながら、多摩川の清流や緑豊かな森林など恵まれた自然環境にあり、子どもから高齢者まで多くの市民に愛されています。この自然環境は、観光資源、情操教育、健康づくりの場などとして高い潜在能力を秘めています。さらに、市域の地盤が全体的に固いと言われています。

しかし、市域が広い割には平坦な土地が少なく、その多くを丘陵地や山地が占めるという地形の特性により、基盤整備の高コスト化や高齢者等の日常生活に不便さを与えているのが実情です。また、立川断層帯があることや、土砂災害警戒区域および特別警戒区域に指定されるなど危険な箇所もあります。その他恵まれた自然を生かしきれていないというところがあります。

② 教育・文化・芸術・スポーツにおいては

本市は、豊かな自然に恵まれ、歴史的文化財や伝統文化が受け継がれています。さらに、美術館や市民会館、中央図書館、総合体育館のほか、各地区に図書館や体育館を併設する市民センターがあり、市民が文化やスポーツを楽しむことができる環境が身近にあります。また、青梅マラソンは、市民マラソンの草分けとして全国に知られています。

一方、広い市域に多数存在する教育・文化施設の老朽化が進んでいます。

③ 健康・医療・福祉・社会保障においては

本市には、西多摩保健医療圏で唯一の救命救急センターを併設した市立総合病院があります。また、高齢者のための施設が多いなど高齢者を大切にするまちというイメージが定着しています。

しかし、老人福祉施設・病院が多く存在することに伴って、公的負担が増大している実態があります。さらに、長引く不況の影響や高齢化の影響により社会保障制度にもとづいて支出する扶助費等が大きく伸びています。

④ 都市基盤・産業・観光・雇用においては

本市は、中央部を鉄道が走り、都心へのアクセスが良いこと、高速交通網につながる圏央道青梅インターチェンジがあること、道路・公園・下水道など都市基盤整備が進んでいることなど利便性が高い環境にあります。

また、大規模な工場の集積や高い技術力を持つ工業や充実した商業活力、さらには、御岳山、御岳渓谷、梅の公園、岩蔵温泉等の観光地が多数あり、加えて、青梅マラソンや青梅大祭等、集客能力の高いイベントも多数あります。

一方で、鉄道・バス等の公共交通機関に対する市民満足度は十分でなく、高齢化

の進展に伴う交通弱者への対応も不足しています。また、商業や農業における担い手の高齢化や後継者不足による衰退、企業の撤退、雇用の場の不足、イベント集客力の低下、観光客の減少などの問題が生じています。

⑤ 市民参画・協働・行政運営においては

本市には、地域を支える力（自治会、消防団、高齢者クラブ、子ども会、PTA等）で地域コミュニティが醸成されており、人情味あふれる温かい人と人とのつながりがあります。また、産学官の連携や協働といった多様な主体が参画したまちづくりが進められています。

しかし、自治会加入率の低下に象徴されるように、コミュニティ機能の維持が難しくなっています。また、本市は、多摩地区の他の市町村と比較して市の歳入額に占める市税収入割合が低い状況にあります。さらに、公共施設の老朽化に対する効果的・効率的な対応など取り組むべき行政課題は増しています。

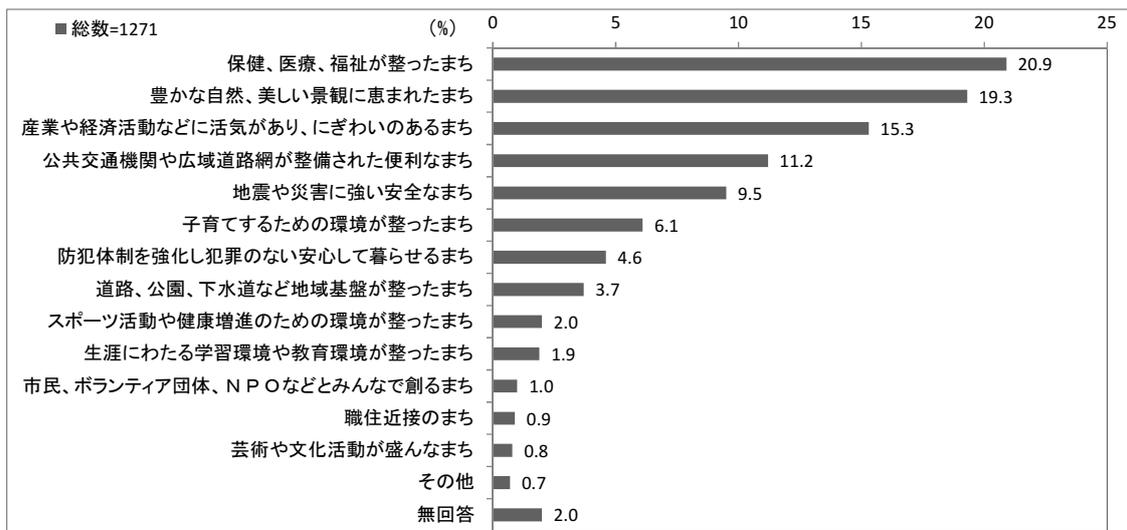
6 市民の期待

市民ニーズの把握のため、市政総合世論調査や子ども世論調査を実施しました。まちづくりに関わる主な結果については、次のとおりです。

① 第29回市政総合世論調査（平成28（2016）年6月実施）

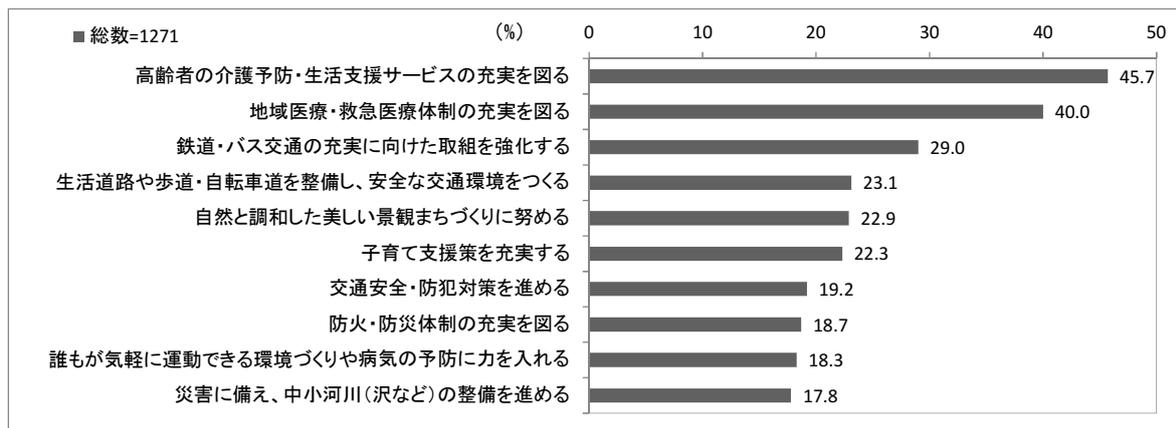
○「10年後の青梅市の将来像」について

「最も近いイメージ」として選ばれた項目は、「保健、医療、福祉が整ったまち」が最も多く、次いで「豊かな自然、美しい景観に恵まれたまち」となっています。



○「重点的に取り組むべき施策」について（複数回答）

今後、重点的に取り組むべき施策を34項目から選んでもらったところ、「高齢者の介護予防・生活支援サービスの充実を図る」が最も多く、次いで「地域医療・救急医療体制の充実を図る」が続きます。



○「理想的な生活」について

今後、「増やしたい(始めたい)」と回答した率が高かった項目は、「精神的な豊かさや、のんびり時間を過ごす生活」、「自然の中で散策したり、遊ぶ生活」などとなっています。

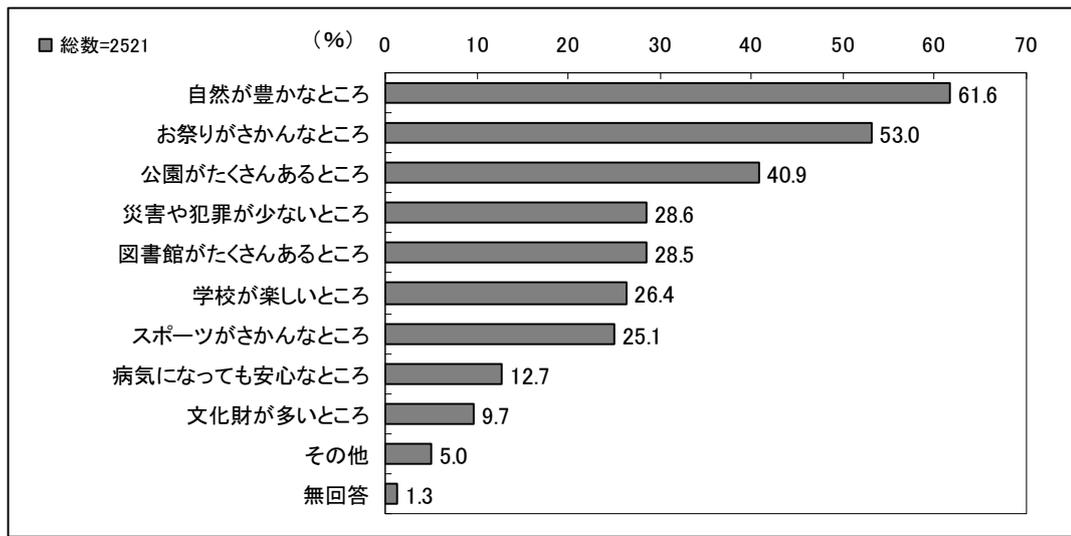
○「定住意向」について

今後の定住意向について尋ねたところ、71.4%の方が「今後も住み続けたい」と回答しました。

② 子ども世論調査（平成 23（2011）年 7～9 月実施）

○「青梅市の好きなところ」について（複数回答）

「自然が豊かなところ」が最も多く、次いで「お祭りがさかんなところ」、「公園がたくさんあるところ」の順となっています。

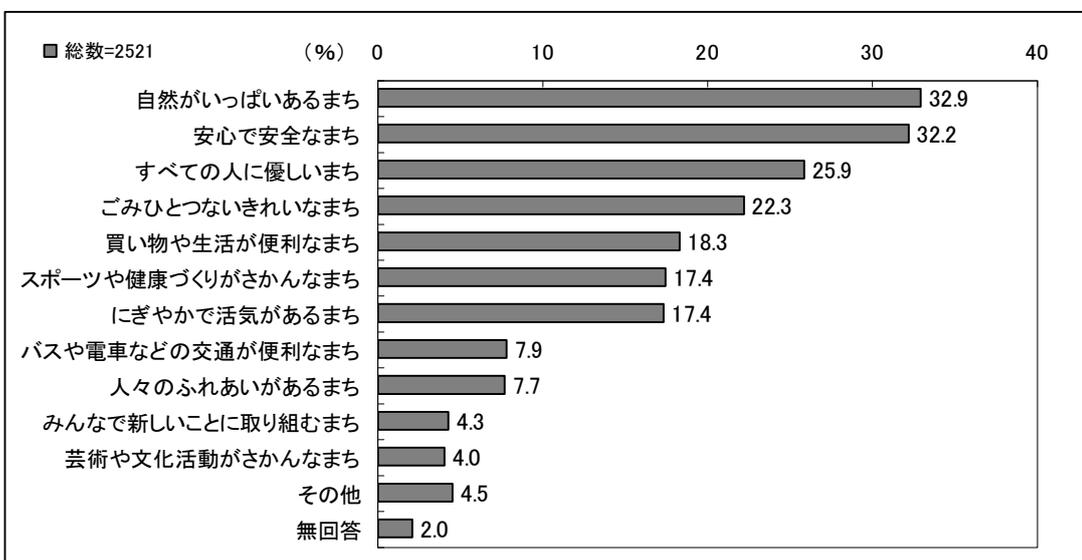


○「青梅市の自慢」について（複数回答）

「青梅マラソン」が最も多く、次いで「青梅の自然」、「多摩川」、「青梅大祭などのお祭り」、「御岳山」が上位に挙げられました。

○「10年後のあるべき姿」について（複数回答）

「自然がいっぱいあるまち」と「安心で安全なまち」が僅差で上位を占め、次いで「すべての人に優しいまち」、「ごみひとつないきれいなまち」が続きます。



第2章 まちの現状認識と課題

1 時代の潮流と大震災が残した教訓

① 時時刻刻と変わる世界経済動向と産業の変化

世界経済をリードしてきた欧米諸国や日本が財政危機や長引く不況から脱却できずにいる一方で、中国やインドといった新興国の急激な経済成長により、世界経済の動向が大きく変化しています。

くらしや産業などが国際社会との関わりを強めていく背景には、企業間競争がこれまで以上に激化し、海外展開する企業の増加による雇用等の国外流出や国内市場の縮小という現実があります。

本市では、経済の変化と国の動向等を的確に捉え、国際的な視野、危機意識を持ちながら、地域特性を生かした個性ある地域づくり、産業の活性化、交流の拡大に取り組んでいくことが重要です。

② 人口減少社会の到来と超高齢社会の本格化

平成 22 (2010) 年の国勢調査によると日本の総人口は、1 億 2,805 万人余りとなり僅かに増加しましたが、調査開始以来最低の伸び率となりました。年齢構造では、老年人口比率が超高齢化の指標である 21%を超え、23.0%となりました。一方で、経済活動を支える生産年齢人口は 63.8%、将来を担う年少人口は 13.2%と、共に減少しました。また、国立社会保障・人口問題研究所が行う将来推計によると今後、長期の人口減少過程に入ると予測されています。

東京の人口は、増加基調にあり、初めて 1,300 万人を超えました。東京都では、当分の間増加を続けるものの増加幅は徐々に狭まり、平成 32 (2020) 年頃の 1,335 万人程度をピークに減少に転じるものと推測しています。

本市においては、国勢調査の結果 139,339 人となり、初めて人口が減少しました。また、年齢構造を見ると、老年人口は 23.2%と増加し、生産年齢人口は 63.9%、年少人口も 12.9%と、共に減少し、超高齢社会の本格化、生産年齢人口の流出、少子化の進行など人口問題への取組は大きな課題です。

③ 大震災や原子力発電所事故等を契機とする生活・社会環境の変化

地震大国である我が国は、平成 7 (1995) 年に発生した阪神・淡路大震災を経験し防災への意識が高まっていたにもかかわらず、平成 23 (2011) 年に発生した東日本大震災は、想定外の大災害となりました。これにより、人々のライフスタイルや価値観が大きく変わりました。

また、近年発生した新型インフルエンザや口てい疫などの感染症の流行や、世界各地で発生している洪水、干ばつ、台風、豪雨、豪雪などの自然災害は、身近な問

題として、市民生活を脅かす要因となっています。

さらに、東日本大震災に起因する原子力発電所の事故による放射線被害は、エネルギーに対する市民の意識を変え、再生可能エネルギーへの流れが強まりました。これにより地球温暖化への対応に拍車がかかり、資源や環境への関心が高まる結果となりました。

本市においても大震災を契機として、防災や危機管理に対する意識を一層高めるとともに、地域特性を踏まえ、災害想定や自助・共助・公助のあり方を見直し、想定外を許さない姿勢で、災害の被害を最小限にとどめるための減災対策を講じていかなければなりません。

④ 地域コミュニティの重要性

人口減少、少子高齢化により家族の形態が変化し、若年層を中心としたライフスタイルの変化や地域を支えてきた人々の高齢化などによって、地域コミュニティ意識が急速に薄れていくことによるコミュニティ機能の低下が危惧されています。

阪神・淡路大震災では、地域住民による被災者の救助・支援が速やかに行われ、地域の役割や力がいかに大きいかを印象付けました。また、東日本大震災においては、仮設住宅への入居や転居に際し、地域コミュニティの維持や孤立死防止に配慮するよう対策が図られました。

本市においても、地域コミュニティの中核である自治会の加入率の低下や、少子高齢化の進展、人口減少による過疎化を不安視する地域があるなど、地域の支え合いの弱体化が懸念されます。

⑤ 情報の活用の重要性

情報通信技術の発展・普及に伴う社会の急激な変化が起こっています。情報通信技術を情報交流の手段として活用することで、情報流通の費用と時間を低減できるほか、コミュニケーションや情報処理が飛躍的に向上するとともに、ネットワーク上に人々の新しい活動、産業、生活環境を提供するなど情報活用のあり方が大きく変化しています。

本市においては、情報通信技術の強みと弱みをしっかりと踏まえて、情報の収集、市民へ向けての情報提供、市外への情報発信など情報の持っている力を戦略的に活用していくことが重要です。

2 まちづくりの課題

① 市民生活にあっては

- 本市は、土砂災害の危険や、大震災の教訓などから「青梅市地域防災計画」を見直し、あらゆる災害・危機に対応した減災対策・危機管理体制の確立が課題です。
- 本市が直面している超高齢社会の到来に伴って今後顕著となってくる、買い物弱者への対策が課題となってきます。
- 公園施設や市営住宅などの老朽化した施設の長寿命化への対応が課題です。
- 本市は、重大な事故や事件は多くありませんが、侵入窃盗、自転車盗など身近な犯罪や交通事故に対する防止策が課題です。

・・・・・・・・安全で快適に暮らせるまち

② まちの環境にあっては

- 本市には、広大な山林、多摩川の清流、美しい景観などがあり、これら自然資源の保全や有効活用を図ることは、重要な課題です。
- 開発から自然環境の保全へと転換を図った永山北部丘陵については、「青梅の森」として今後市民が集い、憩える里山としての活用への取組が課題となっています。
- ごみの減量化や二酸化炭素の排出量削減、再生可能エネルギーへの転換など、環境保全活動に積極的に取り組んできましたが、原子力発電所の事故を機に、エネルギー供給源の分散化、再生可能エネルギーの更なる活用に向けた取組が課題となっています。

・・・・・・・・自然と共生し環境にやさしいまち

③ 子育て・子育てにあっては

- 安心して子どもを産み、子育てしやすい環境づくりなど、子育て家庭に対する支援の充実が課題です。
- 自然や伝統・文化などが豊富な本市の地域特性を教育に生かし、学校、家庭、地域の連携のもとで子どもたちの創造力や道徳心を養い、学力・体力の向上を図っていくことが課題です。
- 高齢者と子どもの交流など、多世代・異年齢交流ができる環境を整え、地域の温かい目で見守りながら、子どもを育てていくことが望まれています。

・・・・・・・・次代を担う子どもをみんなで育むまち

④ 文化活動にあっては

- 本市には、歴史・伝統・文化資源が豊富にあります。市民一人ひとりがこれら

の恵まれた地域資源に誇りを持ち、これを活用し、生涯にわたって学び、楽しみ、充実した人生を送ることが望まれています。

- 情報交流拠点としての図書館機能の充実や生涯学習の成果を発表できる機会や施設の整備を進めることが課題です。
- 本市には、青梅マラソンやカヌーなど多種多様なスポーツ・レクリエーション活動に取り組むことができる環境や資源が豊富にあり、関係団体と連携し、より一層スポーツ振興を図り、体力やスポーツ技術の向上および地域の活性化につなげるのが課題です。
- 国際交流や地域間交流による効果や成果を、地域の活性化や人材育成に生かす取組が課題です。

・・・・・・・・文化・交流活動がいきづくまち

⑤ 健康にあっては

- 超高齢社会の到来により、市民の健康づくりや元気な高齢者のために、運動習慣づくりや健全な食生活の推進が課題です。
- 市立総合病院を地域医療の中核として、民間の病院・診療所などの関係機関と連携しながら医療サービスの提供など適切に対応していくことが望まれています。
- 医療費や介護負担が増加していくと見込まれることから、生活習慣病予防や介護予防の対策強化が課題となっています。

・・・・・・・・みんなが元気で健康なまち

⑥ 福祉にあっては

- 本市には、老人福祉施設や病院が多いという特性がありますが、高齢者が住み慣れた地域で過ごしていくためには、地域包括支援センターとの連携を強化するなどの生活支援サービスや地域福祉活動の充実が課題です。
- 障害者への相談機能等の充実を図ってきましたが、「共生のまちづくり」に向け、就労支援など障害者の自立と社会参加を促進する支援の強化が求められています。
- 長引く景気低迷などが要因となって生活保護世帯が増加しており、自立支援への取組が課題となっています。

・・・・・・・・福祉が充実したまち

⑦ 産業にあっては

- 少子高齢化の進展など社会経済状況の変化や、小売業の販売額の低下、工場数や従業者数の減少といった危機的な状況を踏まえ、地域産業の振興は重要な課題となっています。

- 雇用情勢は、依然として厳しい状況にあり、都心近郊という立地特性を生かした雇用の創出・確保が課題となっています。
- 御岳山、多摩川、昭和レトロの街なみなど豊富な観光資源に恵まれているものの、観光客数は減少傾向が続いており、新たな交流人口の獲得が課題となっています。
- 青梅を代表する観光資源である梅については、ウメ輪紋ウイルスによる被害が市内全域に及んでいることから、確実な防除対策と梅の里再生の取組が課題となっています。
- 農林業従事者の減少が進んでおり、農耕地や森林の維持保全が課題です。

・・・・・・・・活気ある産業で雇用が生まれるまち

⑧ まちの基盤にあっては

- 業務核都市である本市は、多摩地域の拠点として地域全体の発展や自立性を高めていくことが期待されており、一層の機能集積が課題です。
- 官公庁施設の集約化を図るなど、日本ケミコン跡地周辺の有効活用について検討していくことが課題です。
- 物流拠点として検討している圏央道青梅インターチェンジ北側地区については、課題解決に取り組み、具現化を図っていくことが重要です。
- 幹線道路の整備などによる道路ネットワークの完成や山間部と中心市街地とを効果的に結ぶ公共交通の充実が課題です。特に、高齢者など交通弱者に対する配慮が求められています。
- 北部・西部地区の水洗化に向けた取組など、都市活動を支える基盤整備が望まれています。

・・・・・・・・都市基盤が整う魅力あるまち

⑨ 市民の参画・協働にあっては

- 自治会の加入率は、多くの地域で年々低下しており、自治会への加入促進を図るとともに、行政と地域の各コミュニティ組織との相互連携を強化していくことが課題となっています。
- 青梅ボランティア・市民活動センターの開設や市の推進体制を確立するなど市民が参画・協働するための環境整備を進めてきましたが、市民の意識向上に向けた取組や、機会づくりなどが課題となっています。
- 人権尊重や平和思想の普及については、継続的な取組が重要です。
- 高齢者や女性が、持てる力を十分に発揮し社会を支える一員として、地域社会の中で生き生きと活躍できる環境づくりが課題となっています。

・・・・・・・・みんなが参画し協働するまち

⑩ 行政運営にあっては

- 広大な面積を有する本市の特性を踏まえ、地域の実情にあった最適できめ細やかな行政サービスの提供に努めていくことが課題です。
- 高度化する情報通信技術を活用した情報関連施策の推進と同時に、情報の入手が困難な方への対応が課題です。
- 市税などの経常的な一般財源が減少傾向にある一方で、社会保障関係経費は増加し、この傾向は今後も続いていくものと予想され、本市の財政状況は、一層厳しくなるものと見込まれます。「入るを量りて出づるを為す」という基本的な考えのもと、行財政改革を進め、財政の健全性を保ちながら、市民の生活の質が持続的に向上できるよう行政運営を進めていくことが課題となっています。

・・・・・・・・持続的な行財政運営ができるまち

3 将来を展望して

本市が市制施行した昭和 26（1951）年以降、社会は、「戦後復興」、「高度成長」、「技術革新」、「バブル経済の隆盛と崩壊」、「I T 革命」、「低迷を続ける経済」、「相次ぐ大震災」など様々な経験をした 60 年でした。また、社会を支える人口は、少子化の進展によって総人口が平成 60（2048）年には 1 億人を割り込むと推計されています。

将来の予測が難しい社会状況ではありますが、こうした社会経済の動向を踏まえた長期的な将来展望のもとで、あらゆる世代の人々が「暮らしてみたい」・「暮らし続けたい」と思えるまちを目指し、今後 10 年間の基本構想を描きます。

第3章 青梅市が目指す10年後のまちの姿

1 基本理念

本市を取り巻く社会環境、経済動向、地域ニーズの変化に対応し、厳しい時代を乗り越えていくために3つの基本理念のもと、10年後を見通した将来像を描き、本市が進むべき方向性を定めます。

(1) 豊かな自然環境の中で快適で文化的な暮らしができるまち

都心近郊にありながら、豊かな自然環境に恵まれた立地の特性や歴史・伝統・文化資源など本市が有する地域資源の全てを生かして、快適で文化的な暮らしができるまちを目指します。

(2) 人と人の心のふれあいがあるまち

郷土に対する愛着と誇りを持ち、豊かな社会性や生きる力、新しい価値を創造する知恵や行動力を身に付け、未来を担うたくましい人材が育つ、人と人の心のふれあいがあるまちを目指します。

(3) 安全で安心して暮らせるまち

大震災を契機とする新たな課題に対応し、あらゆる世代が支え合い、健やかで安全に暮らせるよう、防災、防犯、医療、福祉など多様な分野において、市民の安全・安心のレベルアップが図られたくらしの実現を目指します。

2 まちの将来像

みどりと清流、歴史と文化、ふれあいと活力のまち 青梅 —ゆめ・うめ・おうめ—

本市は、みどり豊かな山々と市の花である梅、東西に貫流する多摩川などの美しい清流、脈々と受け継がれてきた歴史や文化といった優れた地域資源に恵まれています。

この豊かな自然環境や歴史・文化を市民は愛し、将来にわたって豊かな自然環境に恵まれたまちを望んでいます。

この魅力ある地域資源を未来へと引き継ぎながら、快適で安全・安心な生活基盤と活気ある産業が整った環境の中で、子どもから高齢者まであらゆる世代の市民が、地域コミュニティの中で日頃から心がふれあい、生き生きと元気で活力に満ちたくらしを営むことができるまちを将来像に描き、将来像の実現に向けて、着実な歩みを進めます。

「ゆめ・うめ・おうめ」は、みんなの「ゆめ」が、「うめ」の花として咲き、やがて「青梅」の実として結実し、暮らしやすいまち「青梅市」を築いていこうとする姿勢を表現したものです。

幾多の困難や危機に直面しても、多様な主体が手を取り合って困難に立ち向かい、これをバネにして乗り越え、「うめ」に願いを託し、百花の魁と言われる梅の花のように、暮らしやすい自律都市の「先駆け」を目指します。

3 まちづくりの枠組み

(1) 将来人口

本市の人口は、平成 17 (2005) 年 11 月に、最も多い 140,922 人となりましたが、平成 20 年代に入り減少に転じています。

現状の推移から予測される推計人口は、平成 34 (2022) 年に 131,712 人であると推定されます。

今後、子育て支援や職住近接のまちづくりを進め、子育て世代の流入やこれに伴う年少人口の増加を図るとともに、基本計画の諸施策の推進により平成 34 (2022) 年の目標人口を 133,000 人とします。

平成 34 (2022) 年の推計人口および目標人口

(単位：人)

区 分	推計人口		目標人口	
	人口	割合	人口	割合
年 少 人 口 (0～14 歳)	13,720	10.4%	14,200	10.7%
生産年齢人口 (15～64 歳)	76,405	58.0%	77,100	58.0%
老 年 人 口 (65 歳以上)	41,587	31.6%	41,700	31.3%
合 計	131,712		133,000	

(2) 財政運営

我が国の厳しい経済状況を反映して、税収等が低迷する一方、行政需要は増加、多様化しており、本市においても財政運営は、今後ますます厳しくなるものと考えられます。

このため、歳入については、基幹財源である市税収入の確保、税源のかん養および受益者負担の適正化などにより、自主財源を高める努力を行います。

また、歳出については、行政改革の推進により経費の節減を図り、弾力性のある財政運営に努めるとともに、時代のニーズに合った事業に積極的に取り組みます。

さらに、本市に与えられた貴重な財源であるモーターボート競走事業について、財政に寄与できるよう売上げの向上や開催経費の削減など、経営改善を強力に推進し、収益の確保に努めます。

(3) 土地利用方針

① 基本方針

土地は、限りある資源であり、市民生活や各種活動の基盤となるものです。

土地利用に当たっては、長期的な視点に立って地域特性を生かしながら、自然環境と都市環境の調和のとれた総合的・計画的な利用を推進し、有効利用を図り、都市の健全な発展に努めます。

また、森林や農地の多面的機能をより高めていくとともに、地形の特性を踏まえて安全で安心できる市民生活の確保に努めます。

② 土地利用の方向

恵まれた自然環境を生かしつつ、健全で秩序ある都市の発展を図るため、市街化区域と市街化調整区域の区域設定にもとづき土地利用の方向を定めます。

また、基本方針の実現に向けては、「青梅市都市計画マスタープラン」で地域ごとの特性に応じた土地利用に関する具体的な施策の方針を示します。

新規鉱山・採石事業は認めません。なお、既設の鉱山・採石事業地の拡張については、市民の理解を前提に、環境への配慮を十分に踏まえ総合的に判断します。

また、自然と居住環境に影響がある墓地、動物霊園関連施設、廃棄物処理施設などについては、住民が安心できる暮らしを守るため、適正な規制を図ります。

○市街化区域

市街化区域は、市街地として積極的に整備する区域であり、住宅や生活利便施設、産業等の秩序ある土地利用を図ることにより、都市の活力と良好な居住環境を創出します。

○市街化調整区域

市街化調整区域は、市街化を抑制すべき区域ですが、これまで青梅市が目指してきた保全と開発の基本方向を継承しつつ、社会環境変化や地域特性などを踏まえ、以下の6つのゾーンに区分し、土地利用の調和を図ります。

ゾーン区分設定

① 自然環境保全ゾーン

自然環境資源としての資質を維持し、積極的に保全を図るゾーンです。地形の改変、施設の立地は基本的に認めません。なお、自然環境に影響のない範囲で農林業について振興を図ります。

② 自然環境活用ゾーン

自然環境と自然の公益的機能の保全を図りつつ、自然を損なわない範囲での活用は可能とするゾーンです。大規模開発は、原則として認めません。

③ 新市街地計画ゾーン

都市的土地利用を計画的に誘導していくゾーンです。開発に当たっては、周辺環境との調和に配慮し、新たな産業立地なども含めて機能的な市街地を目指します。

④ 農・住環境調和ゾーン

農・住環境の調和のとれた地域として活性化を図っていくゾーンです。地域の特性を踏まえた生活基盤整備などによる居住環境の向上と、農業の振興を図ります。

⑤ 農業環境保全ゾーン

農業系の土地利用を維持・保全していくゾーンです。治水、環境保全など、農地が持つ多面的機能を重視するとともに、市民が農業にふれあう空間として維持・保全に努めます。

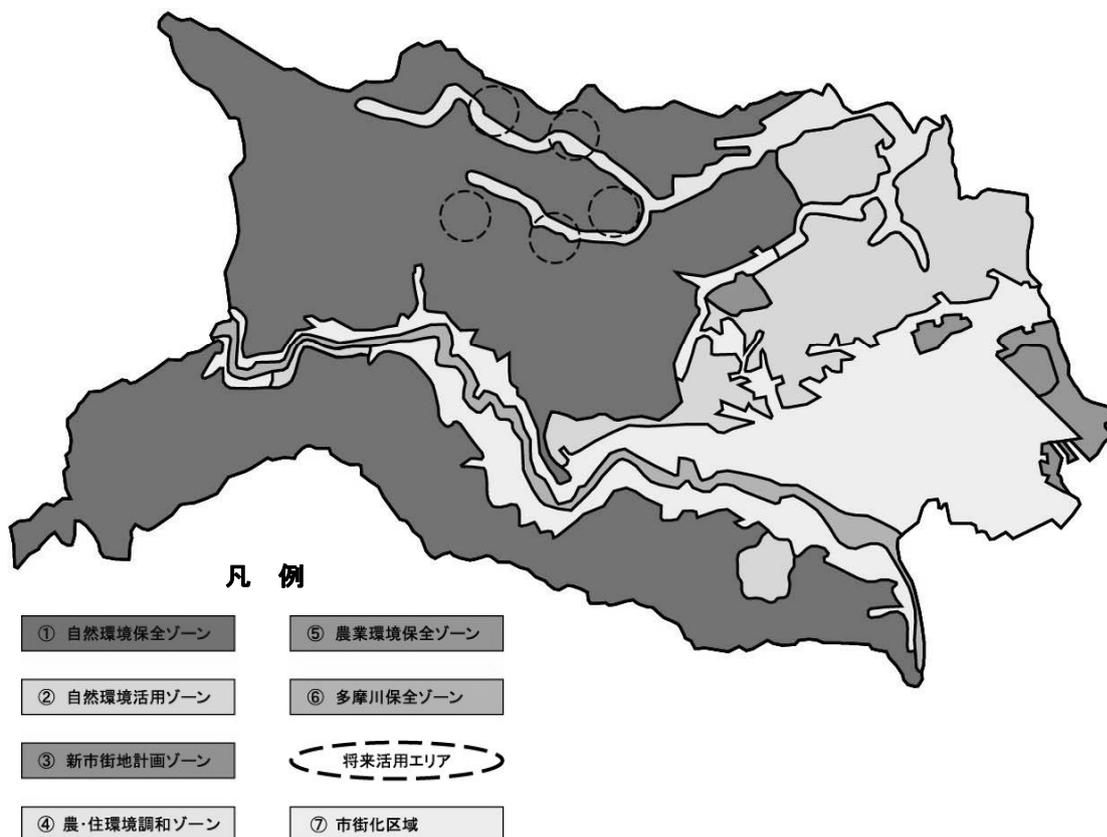
⑥ 多摩川保全ゾーン

清流や河岸の緑を積極的に保全していくゾーンです。水質汚濁防止や、水辺環境の保全に努めるとともに、散策路整備などを進め、生活に潤いのある空間として活用を図ります。

また、周辺市街地との調和を図るため、土地利用の制限等を検討します。

※「将来活用エリア」(成木地区の鉱山・採石事業地)

鉱山・採石事業地は、事業完了後、森林など自然環境への復元を図ることを基本としつつ、周辺環境に配慮して特性を生かした跡地の将来活用を図る地域として位置付けます。



4 まちのあり方の視点-持続可能な都市を目指す5つの視点

3つの基本理念のもと、施策を推進するための柱となる「まちづくりの基本方向」の全てに重層的に関わりあう、特に重視すべき5つの要素を「まちのあり方の視点」として設定します。

(1) 安全・安心

高齢者、障害者、子どもをはじめ、あらゆる人々が健やかで安全に暮らせるよう、市民の安全・安心の質を更に向上させていきます。

(2) 利便性・快適性

本市の広範な面積や起伏のある地形から生ずるまちづくりの諸課題を、知恵と工夫により克服し、生活の利便性・快適性の質を高めていきます。

(3) 人と人との支え合い

地域の絆を育み、力に変えていくまちづくりを本市ならではの強みとして、自助・共助・公助のバランスの取れたまちづくりを推進していきます。

(4) 地域資源の有効活用

多様な地域資源を生かし、文化、観光、教育、福祉、健康等の機能の拡充を図ることで「青梅らしさ」を醸し出すまちづくりを実現していきます。

(5) 健全な財政運営

本市の地域特性を踏まえて、守るべきものと変革すべきものとの整合を図りつつ、健全な財政基盤の確立を図り、必要なサービスを継続的・発展的に提供できるまちづくりを進めていきます。

5 まちづくりの基本方向

3つの基本理念のもと、10の基本方向を柱として、計画的にまちづくりを進めます。

(1) 安全で快適に暮らせるまち

市民の安全な生活を守るため、あらゆる災害や危機に対する被害想定を改め、防災、消防、防疫対策の充実、危機管理体制の強化を図ります。

快適な市民生活に向けて、住宅の耐震化や公園施設の整備などを推進していきます。

市民の現状を的確に把握し、高齢者をはじめとする生活弱者などへの対応については、様々な方面から取組を進めていきます。

市民生活が安心して営めるよう防犯に対する対策の推進や交通安全対策、消費者被害の防止などに取り組みます。

(2) 自然と共生し環境にやさしいまち

本市の地域資源である緑豊かな森林や、市を東西に貫流する多摩川をはじめとする河川の清流などを守るため、公害の防止など環境の保全に努めるとともに、地球環境に配慮した取組を進めていきます。

また、森林・河川を保護し、その機能や植生を利用して、土砂災害の防止や二酸化炭素の吸収、自然とのふれあいの場など、市民生活に生かすための整備に取り組みます。

市民一人ひとりをはじめ団体や企業に対して、ごみの減量、再資源化などの4R（ごみの減量化（リデュース）、再利用（リユース）、資源の再生利用（リサイクル）、ごみの発生源となるものの受け入れを断る（リフューズ））に対する意識の高揚を図るとともに、環境美化活動の推進を図っていきます。

また、エネルギー供給源の一極集中を回避するため、再生可能エネルギーや新たなエネルギー供給システムの導入に関する取組を進めていきます。

(3) 次代を担う子どもをみんなで育むまち

多様化する保育ニーズに対応するとともに、地域や多世代・異年齢交流の促進、相談機能等の充実を図るなど、安心して子どもを産み、育てられる環境づくりを進めていきます。

子どもたちが道徳心や学力・体力を育み、郷土を愛する創造性豊かな人間として成長できるよう、家庭、学校、地域が連携し、青梅の良さを生かした地域に根ざした教育の充実、推進を図っていきます。

(4) 文化・交流活動がいきづくまち

誰もが生涯にわたって、学び、楽しみ、その成果が地域に生かせる取組を推進するとともに、互いの人格を尊重し、支え合うことができる社会の実現を目指します。

豊かな自然に包まれた青梅の歴史・文化・伝統を学び、郷土の誇りを育む施策を推進します。

市民一人ひとりが必要とする様々な図書資料や情報の提供に努めます。

体力、運動能力の向上、健康の保持増進などに向けて、市民が生涯にわたり、各ライフステージに応じてスポーツ・レクリエーション活動を楽しめるよう、活動の機会や施設の整備などを進めます。

地域間交流を通じて相互の文化交流や地域活性化を図るとともに、国際交流を通じて国際理解と国際感覚を育む機会づくりに努めます。

(5) みんなが元気で健康なまち

みんなが元気で健康なまちを目指し、市民への健康に対する意識の啓発や生涯を通じた健康づくりの取組を推進します。

市立総合病院では、地域に信頼される良質で高度な医療サービスを提供します。また、民間の病院・診療所などの関係機関との連携を強化し、地域で適切な医療を受けることができる体制を確保していきます。

(6) 福祉が充実したまち

高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持って、元気に暮らすことができる環境づくりや、障害者が地域と共に自立した生活が送れる「共生のまちづくり」を目指します。また、利用者である高齢者や障害者、その家族が求める介護・福祉サービスの質の維持や向上などの施策を推進します。

市民への福祉意識の啓発と地域活動を促進するとともに、関係機関との連携を図っていきます。

社会保険制度は相互扶助であることから、国民健康保険や介護保険については、給付と負担のバランスを配慮した健全な運営に努めます。

(7) 活気ある産業で雇用が生まれるまち

まちのにぎわいを創出する商店街の魅力向上や産業構造の多様化に対応した中小企業の基盤強化などを支援し、商工業の振興を図るとともに、新たな産業の育成、企業の誘致を進め、地域経済の活性化と市民の安定的な雇用の確保に努めます。

自然や歴史・文化などの豊かな地域資源を生かし、多様化する観光ニーズに応えていきます。

農地や森林の持つ多面的な機能にも留意し、農林業における担い手の育成や、経営の効率化・多角化の支援、魅力ある地産地消の推進を図っていきます。

(8) 都市基盤が整う魅力あるまち

中心市街地に集積した商業・業務・居住などの諸機能を活用し、更なる都市の魅力の向上、にぎわいの醸成を図り、特色ある地域拠点の形成に努めます。

鉄道駅やインターチェンジ周辺などにおいて、優れた立地条件を生かした整備を推進します。

幹線道路の整備を推進し、災害時にも機能する道路ネットワークを構築するとともに、安全で人にやさしい生活道路の整備を進めます。また、地域特性や利用者ニーズを生かした、誰にでも使いやすく、きめ細やかな公共交通の充実に努めます。

誇りと愛着の持てる、美しく優れた景観を持つまちづくりを進めます。

公共下水道、合併処理浄化槽の整備の推進による全市水洗化や、電気、水道などのライフラインの安定供給を促進し、より良質な都市生活を実現します。

(9) みんなが参画し協働するまち

まちづくりに対する市民の理解と情報の共有化を図り、市民のまちづくりへの参画を推進します。また、NPOやボランティア、企業などと連携・協働して諸課題に対してきめ細やかに取り組んでいきます。

また、地域の力を育み、日頃から人と人の心のふれあいを促進するため、自治会を中心とした地域コミュニティを支える地域活動を支援するとともに、市民センターを地域の中心的拠点として機能強化を図ります。

市民が互いに尊重し、認め合う社会の実現のため、人権、平和、男女平等参画の取組を進めます。

(10) 持続的な行財政運営ができるまち

行政課題や市民ニーズは多様化・高度化しており、既成概念に捉われない行財政改革の推進や職員の能力向上による市民サービスの向上に努め、近隣市町村との連携を強化して課題に取り組むなど、的確かつ効果的に施策を推進していきます。

情報通信技術の特性を生かし、市民生活や地域活性化に向けて効果的な情報活用を図るとともに、誰もが適切に情報を得られる環境づくりを進めます。

厳しさが増す財政状況を踏まえ、既存公共施設の保全や運用については適切な対応を図ります。また、歳入の確保に徹底して取り組み、歳出は、真に必要なサービスを見極め、費用対効果を高めていくなど、持続的で健全な財政の確立を目指し、行政経営に取り組みます。

モーターボート競走事業は、経営改善に継続して取り組み、収益の確保に努めます。

第4章 まちの将来像の実現に向けて

我が国は、あらゆるものが右肩上がりの社会経済状況を経験してきました。現下の日本は、長期景気低迷、人口減少、超高齢社会、未曾有の災害、転換するエネルギー政策など、将来が不透明な状況にあり、この状況は、基礎自治体である本市においても同様であると言えます。

しかし、このような時であるからこそ、市民生活の安全・安心が確保され、子育て世代が本市で充実した時間を過ごし、子どもたちが夢を持つことができ、高齢者が元気に生きがいを持った生活ができるまちを目指します。また、市民と行政とが連携・協働し、民間活力や市民活動団体等の多様な担い手の参画・協力のもとで、一丸となって活力あふれるまちづくりを進めていくことが重要です。

このような時代を乗り切っていくために、基本構想に示す3つの基本理念のもと、まちのあり方の視点を重視した10のまちづくりの基本方向であらゆる分野における施策に取り組み、選択と集中による施策の重点化を図り、費用対効果の見極めや適正な事業評価のもとで、市民にとって真に必要なサービスを提供していきます。さらに、暮らしやすさの視点に立ち、青梅市の良さを生かしたまちづくりを戦略的に進め、様々な分野や施策が連動し合える仕組みのもとで、行政と市民、地縁組織、市民活動団体、事業者、専門家等の多様な担い手が連携・協働してまちづくりを進め、まちの将来像の実現に向けて一丸となって取り組んでいきます。

基本計画

第 1 部 総論

第1章 基本計画の考え方

1 計画の目的

本基本計画は、基本構想に定めた青梅市の将来像の実現に向けて、施策を体系化し、施策を推進していくための目的や目標、取組の考え方を示すことで、総合的かつ計画的な行財政運営の基本とするものです。

2 計画の役割

本基本計画は、次のような役割を持ちます。

- (1) 市政運営を自律的かつ継続的に経営的観点を持って推進するための総合指針
- (2) 市政やまちづくりに市民が参画・協働するための共通した目標
- (3) 国や東京都に対して、必要な施策や事業を行うための市としての主張
- (4) 近隣市町村等との間で相互に協力や調整、連携を図るための指針

3 計画の期間

本基本計画は、平成34（2022）年度を目標年次とする10年間の基本構想にもとづく、平成25（2013）年度から平成34（2022）年度までの10年間を計画期間とします。

4 地区別将来人口および世帯数の推移

計画期間における地区別の人口については、平成 27 (2015) 年 1 月 1 日現在の住民基本台帳人口を基準とする平成 34 (2022) 年までの人口推計結果に対し、総合長期計画に掲げる諸施策の展開による人口増加を目指し、目標人口を 133,000 人とします。

地区別人口および世帯数の推移予測

(単位：人)

地区	年	平成28 (2016) 年		平成34 (2022) 年	
		世帯数	人口	世帯数	人口
青 梅		5,107	11,124	5,348	10,480
長 淵		9,514	21,407	9,018	20,200
大 門		8,916	20,905	9,174	21,280
梅 郷		4,516	10,732	4,447	10,540
沢 井		1,573	3,548	1,381	3,160
小 曾 木		2,119	3,960	2,087	3,770
成 木		1,081	2,014	1,066	1,740
東 青 梅		7,722	15,772	8,213	15,010
新 町		8,688	20,141	8,676	20,430
河 辺		7,745	15,847	7,722	15,260
今 井		4,916	11,300	4,946	11,130
計		61,897	136,750	62,079	133,000

※各年 1 月 1 日現在 (平成 28 年は実績)

5 財政見通し

少子高齢化の進展、生産年齢人口の減少、消費税をはじめとする国の税制改正の動向等、財政運営に影響のある社会動向を踏まえた、計画期間における一般会計の財政見通しです。

なお、この財政見通しにもとづく考え方および特別・企業会計については、第2部第10章「持続的な行財政運営ができるまち」の「健全財政」の中で記述しています。

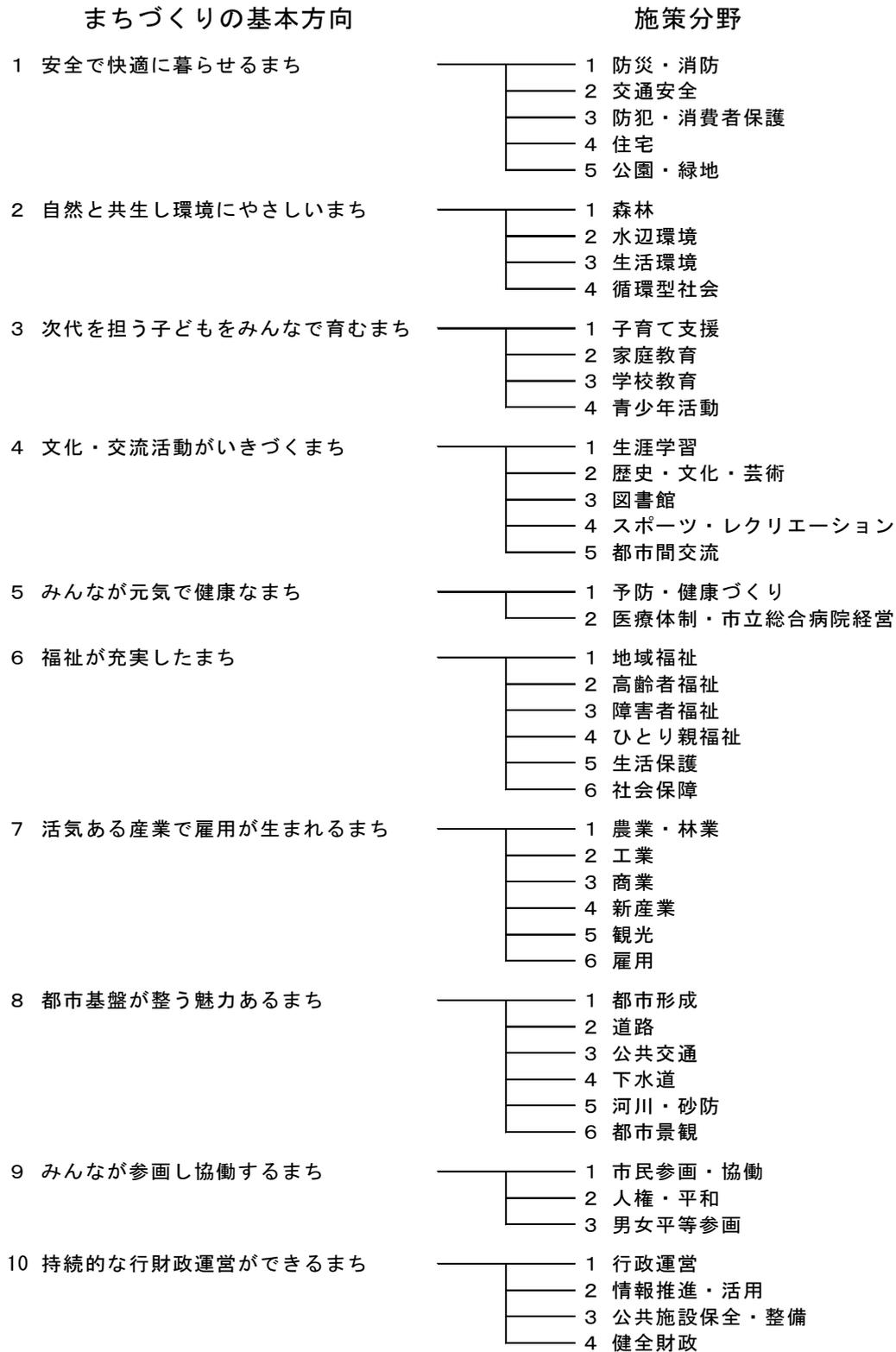
平成 29（2017）年度から平成 34（2022）年度までの 6 年間の財政見通し

(単位：億円)

歳 入		歳 出		財源過不足
市 税	1,152	人 件 費	409	
国庫支出金	532	扶 助 費	1,035	
都 支 出 金	405	公 債 費	194	
諸 収 入	24	投資的経費	182	
市 債	175	繰 出 金	410	
そ の 他	668	そ の 他	813	
合 計	2,956	合 計	3,043	△87

第2章 基本計画の体系

基本構想で示されたまちづくりの基本方向にもとづいて設定する施策分野の体系は以下のとおりとなります。



第 2 部 各論

第1章 安全で快適に暮らせるまち

1 防災・消防

現状と課題

東日本大震災の発生後、地震をはじめとする自然災害等からの安全性の確保に対する、市民の意識がより一層高まっており、防災・消防体制の強化が大きな課題となっています。

東日本大震災では、防災機関自体の被災により、活動能力が著しく低下する問題が浮き彫りとなり、市民が自らの命を守る「自助」、地域の住民がお互いに助け合って地域の安全を確保する「共助」による地域の防災力向上の必要性が再認識されました。

平成24(2012)年に公表された「首都直下地震等による東京の被害想定」における、立川断層帯地震による青梅市の被害の規模は、今までの多摩直下地震の被害想定に比べ最大震度7の地域が出るとともに、避難者数が約3倍になるなど、過去の被害想定から大幅に見直されています。

新たな被害想定や風水害などのあらゆる災害危機に対する減災対策、避難体制・情報連絡体制の確立や新型インフルエンザの流行などの新たな危機への対応が課題となっています。

また、自治会加入率低下に伴う地域コミュニティの減退が進んでいることから、地域の防災体制の要である自主防災組織や、高齢者および障害者といった避難行動要支援者に対する地域支援体制の強化が新たな課題となっています。

本市では、これまで「青梅市地域防災計画」にもとづき、防災体制の強化に努めてきましたが、今後はより一層、行政、防災関連機関、市民が一体となった総合的な防災体制を確立していく必要があります。

消防体制は、常備消防として、東京消防庁の青梅消防署、日向和田出張所、長淵出張所が設置されているほか、非常備消防として、消防団(8個分団)が組織されており、互いに連携しながら防火・防災に努めています。

しかし、消防・救急活動に対する市民ニーズが高度・多様化してきているほか、消防団員の確保が困難になってきており、これらへの対応が課題となっています。

このため、常備消防・救急体制の充実を進める一方、新たに導入した消防団員制度の活用や事業所への働き掛けを行うなど地域の消防力を担う消防団の強化対策を推進するとともに、消防施設・設備の整備充実を進めていく必要があります。

基本方針

平成 23（2011）年 3 月 11 日に発生した東日本大震災などの大規模な自然災害を教訓に、抜本的な見直しを行った「青梅市地域防災計画」にもとづき、地震や土砂災害をはじめ、あらゆる災害から市民の生命、身体および財産を守ります。

市民が安全な生活を送れるよう、防災体制・消防体制の強化、救急・救助体制の充実を図ります。

また、市民や企業等に対して自助・共助・公助の役割認識の浸透や防災意識の向上、耐震化の促進等を図り、災害に強いまちづくりを推進します。

基本施策

（1）危機管理体制の整備

「首都直下地震等による東京の被害想定」や「東京都地域防災計画」等を踏まえ抜本的な見直しを行った、本市の防災対策・災害対応の総合的かつ基本的な計画となる「青梅市地域防災計画」や新たに策定した「青梅市業務継続計画」等にもとづき、市および防災関係機関、市民が一体となった総合的な防災・危機管理体制を確立し、あらゆる災害、新たな危機に対し、適切な対応を図ります。

風水害に対しては、適切な避難行動ができるよう、地域の特性に即した避難計画等を定め、実践的な土砂災害に対する避難訓練や水防訓練により避難体制を確立します。

また、「青梅市国民保護計画」にもとづき武力攻撃等からの保護対策の推進を図ります。

（2）災害応急対策の充実

新たな被害想定による避難者に対応した、避難所・備蓄倉庫・備蓄品の見直しを行い、災害発生時の避難者や長期的な避難者に対応できる避難所を確保するとともに、避難所運営体制の確立を図ります。

また、地域の社会福祉施設との協定等により、二次避難所の充実を図ります。

関連自治体との災害協定等による被災地への支援体制や本市が被災した場合の支援助入れ体制の整備を進めるほか、被災者の受入れ等に対応する施設の確保や帰宅困難者対策の推進に努めます。

(3) 消防体制の充実

消防団の重要性等に関して市民への意識啓発を図りながら、団員確保のため、新たに導入した消防団員制度の活用を図るとともに、訓練・福利厚生の実施など消防団活性化対策を推進します。

また、消防設備や消防水利の計画的な整備を進めます。

東京都と連携し消防・救急・救助などの常備消防体制の強化を図るとともに、青梅消防署の新たな出張所の設置などを東京都に働き掛けます。

(4) 市民の防災意識高揚に向けた取組の強化

「地区防災計画」を策定するとともに、自主防災組織の強化や「避難行動要支援者全体支援プラン」にもとづく避難行動要支援者の支援体制の充実、近隣住民の安否確認、避難路・避難場所・避難所の周知徹底など各地区の状況に合わせた地域防災力の向上を図ります。

また、市民の防災意識の高揚に向けた広報・啓発活動の推進や実践的な総合防災訓練の実施を図るとともに、自主防災組織の強化や防災リーダーの育成を進め、地域防災の基本となる自助・共助の精神にもとづいた地域における防災体制の確立に努めます。

さらに、防災ハンドブック、土砂災害や洪水に関するハザードマップなどによる防災知識の普及・啓発をはじめ、耐震改修の促進、家具転倒防止器具への助成、避難時持ち出し用品の準備など市民自らの減災行動を奨励します。

(5) 災害に強いまちづくり

自然環境の保護・保全に配慮しつつ、森林や河川の保全・整備を図るとともに、必要に応じて国や東京都に整備を要請します。

電気、水道などのライフラインについては、地震等の災害に対する予防策、災害等発生時の応急対応、迅速な復旧体制などについて関係機関との調整を図ります。

市民センター施設や下水道施設、道路や橋りょうなど公共施設の耐震化および老朽化への対応を計画的に図ります。

また、緊急輸送道路の機能を確保するため、沿道建築物の耐震化の促進を図ります。

防災行政無線については、デジタル化を推進するとともに、難聴地区の解消など災害時の情報伝達手段の整備・充実を図ります。

2 交通安全

現状と課題

交通事故件数および交通事故死者数は、いずれも全国的に減少傾向にありますが、高齢者関連事故や自転車関連事故の割合が年々高くなっています。

本市では、青梅警察署や青梅交通安全協会と連携し、春秋の交通安全運動や交通安全講習会、高齢者などを対象とした交通安全教室、小学3年生を対象とした自転車運転免許教室や各種キャンペーンを実施しています。

また、道路管理者などの関係機関と連携して交通安全施設の整備を進めています。

さらに、駅周辺の交通環境の改善のため自転車等駐車場の整備など、放置自転車の防止にも努めています。

こうした取組の結果、市内における交通事故死傷者数は減少傾向にあり、死亡者数は、平成25(2013)年は5人、平成26(2014)年は0人、平成27(2015)年は1人となっています。

今後は、高齢者や自転車の交通事故の割合が高いことを考慮し、意識の高揚や施設の整備など、交通安全対策全般の一層の強化を進めていく必要があります。

基本方針

交通事故の減少に向け、交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「青梅市交通安全計画」にもとづき、青梅警察署や青梅交通安全協会などの関係機関と協力し、交通安全意識の向上や交通安全教育の充実、高齢者対策などを図ります。

また、交通安全施設の点検・改修など安全で円滑な交通環境の整備を推進します。

基本施策

(1) 交通安全意識の高揚と交通安全知識の普及・啓発

青梅警察署や青梅交通安全協会など関係機関・団体との連携のもと、幼児から高齢者まで各年齢層に応じた交通安全教育、広報・啓発活動を推進し、市民の交通安全意識の高揚、交通安全知識の普及に努めます。

(2) 交通安全対策の充実

国道、都道の交通安全施設の整備充実や交通事故多発箇所の改善等を要請していくとともに、市道については、通学路や交通量の多い路線を中心に、路面表示等の交通安全施設の整備・充実を図ります。

交通事故にあった際の見舞金制度である交通災害共済制度（ちょこっと共済）への加入促進を図ります。

また、交通事故の防止と交通事故による被害の軽減を目的として、幼児・児童用自転車ヘルメットの購入を助成します。

交通安全知識の普及の場である交通公園については、施設の整備や適正な管理・運営に努めます。

(3) 放置自転車対策の推進

放置自転車防止に向けた啓発活動をはじめ、放置自転車禁止区域の設定など放置自転車の減少に向けた施策を推進します。

また、駅周辺での自転車等駐車場については、適正な管理・運営に努めます。

3 防犯・消費者保護

現状と課題

子どもが被害者となる凶悪犯罪の発生、犯罪の低年齢化、インターネットや電話を用いた犯罪など、多様化する犯罪からの安全性の確保が重視されています。

本市では、平成 16（2004）年に「青梅市安全・安心まちづくり条例」、平成 24（2012）年に「青梅市暴力団排除条例」を制定し、市民が安全で安心して暮らせるまちづくりに向け、青梅警察署や青梅防犯協会と連携し、防犯活動を進め、犯罪の未然防止に努めています。

平成 27（2015）年に市内で発生した刑法犯は 1,023 件となっており、近年大きな社会問題になっている高齢者を狙った、いわゆる振り込め詐欺の被害が依然として発生しています。

今後とも、犯罪のない安全・安心な社会づくりに向け、防犯意識の高揚や市民、学校、地域の連携を深め、地域ぐるみの防犯体制の強化を図る必要があります。

消費者保護については、市民ニーズの多様化や規制緩和、高度情報化、国際化など社会情勢が大きく変化する中、多種多様な商品や消費者のサービスの選択肢が増加する一方、消費者問題も複雑・高度化しています。

本市では、平成 28（2016）年に「青梅市消費者相談室設置条例」を制定し、国や東京都の消費生活センター、西多摩地域の市町村の消費生活担当など関係機関との連携のもと、消費生活相談員による相談業務を実施しているほか、啓発リーフレットの配布、消費者月間や市民のくらし展などのイベント等を通じた消費生活情報の提供を行っています。

今後も、超高齢社会の到来に伴う高齢者の消費生活上のトラブルや高度情報化時代における電子商取引上の消費者トラブルの増加が予想されることから、消費者被害の未然防止のため、関係機関と連携しながら、市民への啓発活動や相談業務の充実、消費者団体への支援を図る必要があります。

また、東京都から市に権限移譲された家庭用品品質表示法等にもとづく立入検査等の実施体制の充実が必要となっています。

基本方針

犯罪のない明るい住みよいまちを目指して、青梅警察署や青梅防犯協会などの関係機関と連携し、犯罪を未然に防ぐ取組を進めるとともに、地域の自主防犯組織などへの活動支援や防犯体制の強化を推進します。

また、安心して消費生活ができるよう、特に高齢者向けの啓発活動の充実と消費者保護体制の強化を図ります。

基本施策

(1) 防犯体制の強化

青梅市安全・安心まちづくり推進協議会の審議結果等にもとづき、青梅警察署や青梅防犯協会など関係機関・団体と連携した広報・啓発活動をはじめ、メール配信サービス、防災行政無線を活用した情報提供、防犯パトロール等を推進し、市民と一体となった防犯体制の強化、市民の防犯意識の高揚を図ります。

地域での自主的なパトロール活動を支援するとともに、高齢者などを犯罪から守るため、地域ぐるみの見守り体制づくりに努めます。

児童・生徒を犯罪から守るため、防犯ブザーの給付や、青梅こども110番の家、青色自主防犯パトロールカーなどの取組を進めるとともに、学校内および通学路への防犯カメラの設置を推進します。

夜間の歩行や自転車通行の安全性確保と犯罪の未然防止のため、街路灯の点検・整備を進めます。

(2) 消費者意識高揚に向けた取組の強化

東京都消費生活総合センターなど関係機関との連携のもと、広報紙や消費生活パンフレット、消費者月間や市民のくらし展などのイベントを通じ、消費者教育・啓発、消費生活情報の提供に努め、消費者意識の高揚を図ります。

また、関係機関と連携し、消費生活用製品等の販売実態の調査や生活知識の啓発活動などに取り組みます。

(3) 消費者相談の充実

多様化する相談内容、トラブルの未然防止と発生後の適切な対応のため、東京都や近隣市町村と連携し、消費者相談体制の充実を図ります。

4 住宅

現状と課題

良好な住宅・住環境の確保は、人々の定住を促進する重要な要素です。

本市は、豊かな自然と歴史、伝統ある文化など優れた資源に恵まれ、また先端産業が立地する職住近接型の都市として発展してきました。

市営住宅の状況を見ると、平成 28（2016）年 3 月末現在、27 団地 749 戸（高齢者住宅を含む）を管理しており、世帯数に対する供給割合は 1.21%で多摩 26 市の中で上位となっています。

しかし、市営住宅は昭和 50 年代以前に建てられた住宅が全体の 6 割を超え、老朽化が進行しているため、今後、維持管理費用の増大が見込まれます。

民間住宅については、旧耐震基準の住宅が多くあり、その住宅の安全性の確保が急務となっているほか、マンションにおいても耐震性の確保や適切な維持管理などの課題を抱えています。

また、平成 24（2012）年、平成 25（2013）年に市内全域の住宅を対象に行った外観目視による空家実態調査では、1,195 棟が空家と想定されており、近年、少子高齢化などにより、空家は全国的に増加傾向にあります。

このような状況下において、平成 27（2015）年 5 月に空家等対策の推進に関する特別措置法が施行され、空家等への対策を計画的に取り組む必要があります。

今後も、自然環境と調和した住環境の整備を進めるとともに、住宅の耐震化への支援など安全性の確保や、高齢化や生活様式の変化に対応した住宅政策など住宅・住環境に関わる様々な課題に対応していく必要があります。

基本方針

快適で安全な居住空間で、誰もが心豊かに生き生きと、自然と共に暮らす魅力あるまちづくりを目指し、総合的・計画的な住宅施策を進めます。

多様化する社会情勢の中で、定住人口の確保や誰もが安心して住み続けられるまちとなるよう、行政と事業者等が連携する体制を構築するとともに、空家対策にも取り組みます。

また、地震による住宅の倒壊等を未然に防止するため、耐震化の促進を図ります。市営住宅については、耐震化の推進と効率的な管理・運営に努めます。

基本施策

(1) 快適で安全な住環境の確保

安全・安心・快適な住環境の確保に向け、「青梅市住宅マスタープラン」にもとづき、少子高齢化や環境に配慮した、総合的・計画的な住宅施策・住環境整備を推進します。

市営住宅については、「青梅市営住宅長寿命化計画」にもとづき、計画的な整備・改修を図るとともに、適正な管理・運営に努めます。

民間住宅については、耐震化やバリアフリー化の促進を図り、快適で安心した生活ができる住まい・住環境づくりを進めます。

(2) 新たな住宅施策の推進

分譲マンションの適正な管理を推進する支援事業や、住宅関連事業者などと連携した仕組みにより、市場を通じた新たな住宅施策の検討・推進に取り組みます。

空家等の対策については、空家等対策の推進に関する特別措置法にもとづき、空家等対策計画を策定し、関係機関等と連携しながら空家等の適切な管理の推進と有効活用への取組を進めます。

5 公園・緑地

現状と課題

公園や緑地は、屋外での休憩、運動などのレクリエーション空間、地域交流、自然とのふれあい、観光資源などの多様な市民ニーズに対応するとともに、震災時の避難場所や景観形成機能など、市民生活を支える重要な役割を担っています。

市内には、大規模な緑地から身近な公園まで様々な公園・緑地があり、平成 28 (2016) 年 3 月末現在、都市公園等は 98 か所、総面積は 59.2ha となっています。

平成 22 (2010) 年には、「青梅の森」を里山として保全、整備、運営するための「青梅の森事業計画」を策定し、青梅の貴重な動植物が生息・生育できる環境の保全を進めるとともに、自然体験学習、レクリエーションの場としての活用を図っています。

また、平成 26 (2014) 年 5 月には、「青梅市緑の基本計画」を改定し、緑地の適正な保全など緑行政の取組を進めています。

今後は、老朽化した遊具の更新、計画的な維持管理など公園施設の長寿命化をはじめ、公園のバリアフリー化、避難場所に指定された公園の防災機能の向上を図る必要があります。

また、様々な形による市民参画のもと、「青梅の森」など本市の特性である緑豊かな環境の保全・活用を一層図る必要があります。

基本方針

生活の憩いの場、防災、観光資源などの多面性をもつ公園の機能確保や施設・設備の充実、崖線緑地や平地林の保全・整備を図ります。

また、「青梅の森」を中心とした緑地の保全・整備や公園施設の計画的な維持管理を推進します。

市民、事業者、行政など多様な主体による緑化の推進を図ります。

基本施策

(1) 公園・緑地の整備・管理

全ての市民にやさしい公園づくりを目指し、老朽化への対応やバリアフリー化、安全性の確保の視点を踏まえ、「青梅市公園施設長寿命化計画」にもとづき、定期的な点検を行いながら、釜の淵公園や吹上しょうぶ公園などの公園施設や緑地の計画的な改修・整備を進めます。

また、市民等の協力を得ながら、適切な施設の維持管理に努めます。

(2) 緑地の保全・緑化の推進

本計画の土地利用方針等を踏まえた「青梅市緑の基本計画」にもとづき、山・丘陵の緑のほか立川崖線や多摩川沿いの崖線緑地などを保全するとともに、緑あふれる快適な環境づくりに向けた緑地の整備・充実を図ります。

また、道路、学校、駅前広場等の公共公益施設の緑化を進めるとともに、生け垣設置補助事業など住宅や事業所等における緑化を促進するなど、市民・事業者と連携した全市的な緑化を推進します。

(3) 「青梅の森」の整備

「青梅の森事業計画」にもとづき、かつての里山の機能を復元し、貴重な野生動物が生息できる環境の保全に努めます。自然とふれあい、里山としての仕組みを体験・学習する場、散策やハイキングなどのレクリエーションの場としての活用など計画的な保全・整備に取り組むとともに、市民や企業等と協働した運営・管理体制の充実を図ります。

第2章 自然と共生し環境にやさしいまち

1 森林

現状と課題

本市は、秩父多摩甲斐国立公園の一角を担う御岳山・高水山などの山々を背景として多摩川が東西に流れ、青梅丘陵や長淵丘陵、霞丘陵など市街地を囲む緑豊かな丘陵や崖線の雑木林など豊かな自然環境に恵まれており、その環境は子どもから高齢者まで多くの市民に愛されています。

森林が市域の約63%を占めており、公園などの緑地を含めると、本市全体の70%以上が緑に覆われています。

森林は木材供給源やバイオマス発電の原材料となるなど、経済林としての役割のほか、心のやすらぎ、自然とのふれあい、レクリエーション、水源のかん養、国土の保全、景観の向上、防災など多様な役割を持っています。

こうした貴重な財産である森林の保全に向け、東京都と連携し「多摩森林再生事業」や企業の協賛による「企業の森」などの事業を推進するとともに、森林ボランティアの育成や森林保全に取り組むボランティアグループとの連携など、市民の手による森林整備の支援に取り組んでいます。

しかし、近年、国産材価格の低迷や林業従事者の高齢化により森林の荒廃が進んでいます。

また、スギ・ヒノキの花粉によって引き起こされる花粉症が社会的な問題となっており、花粉の発生源対策が求められています。

地球温暖化の緩和となる二酸化炭素の吸収や、土砂災害防止など様々な公益的機能を持つ森林を守り、育てていく必要があります。

基本方針

健全な森林を維持し、森林の多面的・公益的な機能を発揮するため、林製品の活用を拡大するとともに、民有林を中心とした森林の保全、適正な管理や整備を推進します。

また、企業との連携や、ボランティアなどによる市民参加型の森林づくりを推進し、将来を展望した長期的な森づくりを進めます。

基本施策

(1) 森林の再生・整備

森林の荒廃を防止し、森林の多面的・公益的な機能を発揮するため、東京都と連携し、多摩産材の活用促進を図るとともに、森林の再生事業や花粉の少ない森づくりなどによる森林整備事業を推進し、森林の保全、適正な管理や整備を図ります。

「青梅市公共建築物等における多摩産材利用推進方針」にもとづき、地元産材の活用を推進します。

(2) 市民参加型の森づくり

本市の貴重な財産である緑豊かな森林の保全に向け、企業との連携や森林の整備に関するボランティアの育成事業を推進するとともに、ボランティア団体等による森林の整備を促進します。

また、森林をハイキングなどのレクリエーションの場や自然や緑と親しむ里山としての活用を図ります。

2 水辺環境

現状と課題

本市の河川は、市中央部を東西に流れる多摩川とこれに注ぐ多摩川水系の河川、北部を流れる霞川、成木川などの荒川水系の河川により構成されています。

中でも多摩川は、昭和 60（1985）年に御岳溪谷が環境省から名水百選に選定されるなど、特に美しい清流景観とされており、憩いの場、レクリエーションの場として、市内外から多くの人々が訪れています。

こうした良好な水辺環境を学習や活動などの場とし、水辺と人とのふれあいをより身近なものにするために、平成 22（2010）年度に「青梅子どもの水辺協議会」を設立し、協議会を構成する市民団体と協働して、市内各所で親水事業を実施しています。

さらに、平成 23（2011）年度には、河辺地区の多摩川河川敷を「子どもの水辺」として登録し、水辺に親しむ事業の充実を図っています。

今後も、自然体験学習など親水事業の実施による川と親しむ機会づくりとともに、美しい清流景観の維持・向上のための清掃活動や河川敷の周辺整備を進める必要があります。

基本方針

河川やその周辺区域を水に親しむ空間として活用するため、周辺環境整備の促進を図るとともに、生態系の保全に努めます。

親水事業については、市民団体などと連携し、施策を検討・実施するとともに、ボランティア団体等への支援を行います。

基本施策

(1) 水辺環境の保全・整備

河川やその周辺区域を学習の場、健康づくりの場として活用できるよう親しみやすい水辺環境の整備を図ります。

また、親水施設については、良好な水辺環境とのふれあいの場の確保、水辺や河川の生態系の保全、美しい清流景観の維持・向上のため総合的な検討を行い、整備を推進します。

(2) 親水事業の充実

河辺地区の多摩川河川敷について、貴重な環境学習や自然体験学習の場として「水辺の楽校」の登録を目指すとともに、市民団体等と連携した合同事業「(仮称)水辺のフェスティバル」の開催など、体験型事業や学習型事業の充実を図ります。

3 生活環境

現状と課題

快適で美しい生活環境を維持するためには、行政だけではなく、市民、事業者、滞在者、それぞれの取組が不可欠です。

本市では、東京都の「環境確保条例（都民の健康と安全を確保する環境に関する条例）」や「青梅市環境基本条例」、「青梅市環境基本計画」にもとづき、環境調査による状況の把握および監視・指導による公害の未然防止に取り組んでいます。

美化デーなど市民と協働した美しい生活環境の維持・向上のための取組を実施するとともに、ごみのポイ捨ての防止やペットの飼い主へのマナー向上などの啓発を行っています。

また、市内に設置された公衆トイレや、し尿処理施設の維持管理、あき地の環境保全など、生活環境の保全にも取り組んでいます。

市民斎場や市営墓地（1,510区画）の管理・運営を行っています。

今後も、快適な生活環境の維持に向け、市民、事業者、滞在者の協力を得て、美しい生活環境の維持・向上を図るとともに、施設の適切な維持管理等を図る必要があります。

基本方針

快適な生活環境の確保、美しいまちの維持に向けて、市民・団体・事業者などと連携し、ごみのポイ捨てや飼い犬のふんの放置を防止するなどの活動を推進するとともに、不法投棄の防止に努めます。

また、環境調査などにより、生活環境の保全、公害の未然防止を図ります。

市民斎場や市営墓地等については、適切な整備を図り、施設の維持管理に努めます。

基本施策

(1) 生活環境の維持・向上

市民・団体・事業者などと連携し、不法投棄の防止、観光資源である美しい川やきれいな街なみなど生活環境の維持・向上のための取組、ごみのポイ捨ての防止、ペットの飼い主へのマナー向上などの啓発活動を推進し、快適な生活環境の確保を図ります。

また、あき地の所有者、管理者への指導によるあき地の管理の適正化を図ります。

(2) 公害防止体制の推進

水質、大気などの環境調査を実施し、状況の把握に努めるとともに、騒音、振動、悪臭などの監視や、適切な指導を行い、公害の未然防止に努めます。

さらに、大規模な開発事業等の実施に際しては、東京都と協力し、公害の防止や環境の保全等を図るよう適正な指導に努めます。

また、広域的に公害防止を図るため、東京都や近隣市町村と連携を図りながら環境保全対策を進めます。

(3) 市民斎場等公共施設の維持管理

市民ニーズに応えるため、市民斎場・火葬場・市営墓地の適切な維持管理と利用者の利便性向上を図ります。また、市営墓地については、新たな墓地形態等について検討を進めます。

広域的な連携のもと、し尿処理施設の長寿命化に向けた計画的な改修、適正な管理を進めます。

市民や滞在者が快適に利用できるよう、市内の公衆トイレの清掃など維持管理に努めます。

4 循環型社会

現状と課題

地球規模で環境・エネルギー問題への関心が一層高まる中、これまでの生活様式や社会の仕組みを見直し、環境保全やエネルギーのあり方をはじめ、ごみを発生させない取組など環境に関する総合的な施策展開が強く求められています。

本市では、家庭ごみは有料戸別収集制度をとっており、燃やすごみについては、西多摩衛生組合において広域かつ効率的な処理を行っています。それ以外の燃やさないごみ、容器包装プラスチックごみ、資源物、粗大ごみ等は、青梅市リサイクルセンターや再生業者等により処理されます。資源物については、行政回収のほか地域で行う集団回収により、資源回収業者に引き渡されます。

なお、集団回収については、登録団体の熱心な協力により、市民1人1日当たりの集団回収量が、平成27(2015)年度においても多摩地域26市中第1位となっています。

ごみの発生抑制(リデュース)、再使用(リユース)、資源の再生利用(リサイクル)の3Rに、ごみの発生源となるものの受入れを断る(リフューズ)を加えた4Rの推進に向け、ごみ減量の啓発とともに、分別の徹底による資源化率の向上、生ごみの堆肥化、集団回収の支援などの取組を推進しています。

環境施策については、「第2次青梅市環境基本計画」にもとづき、行政と市民、市民団体、事業者、滞在者等が協働して、青梅市の特性を生かしたまちづくりや生物多様性の保全などに取り組んでいます。

今後も、資源循環型社会の構築をはじめ、地球温暖化防止対策の推進、再生可能エネルギーの導入など、市民・事業者・行政が連携し、総合的に施策を推進する必要があります。

基本方針

「青梅市環境基本計画」にもとづき、環境にやさしい低炭素社会・資源循環型社会をつくるため、市民・事業者・行政の協働のもと、4Rの推進、ごみの減量、分別の徹底による再資源化などの取組を推進します。

ごみ処理施設の計画的な整備を図るとともに、周辺自治体との連携による、より経済的、効率的な収集・処理方法の検討を行います。

地球温暖化対策、エネルギー対策として、再生可能エネルギーの導入を促進します。

基本施策

(1) ごみの減量化の推進

「青梅市一般廃棄物処理基本計画」にもとづき、本市の事務事業から発生するごみの減量化に努めるとともに、ごみ処理施設見学会など広報・啓発活動の推進をはじめ、生ごみの堆肥化の推進や企業への働き掛けを通じ、市民の自主的な4R運動の定着を促進し、ごみの減量化・再資源化を図ります。

また、ごみの減量・再生利用、地域コミュニティの醸成につながる集団回収の支援・推進を図ります。

さらに、環境美化指導員等と連携し、廃棄物の適正処理やごみ減量等の施策を推進します。

(2) ごみ処理体制の整備

ごみの排出動向等に即した分別収集体制の充実、広報・啓発活動の推進による市民のごみ分別の一層の徹底に努めるとともに、ごみ処理施設の計画的な施設整備を図ります。

また、西多摩衛生組合構成市町における中間処理・資源化施設の統合・共同処理などについて協議を進めます。

(3) 再生可能エネルギー施策への取組

太陽光発電の普及拡大を促進するとともに、市民や企業・団体等との協力関係を構築し、バイオマス発電や小水力発電など青梅の地域特性を踏まえた再生可能エネルギーの導入検討を進めます。

また、複合的なエネルギー施策の展開によるスマートコミュニティの構築に向けた検討を進めます。

(4) 地球温暖化対策の推進

省エネルギーや節電など温室効果ガスの排出削減効果のある取組の広報や啓発などを進めます。

また、「青梅市地球温暖化対策実行計画」にもとづき、本市の事務事業で発生する温室効果ガスの排出削減を図ります。

第3章 次代を担う子どもをみんなで育むまち

1 子育て支援

現状と課題

人口減少、少子高齢化による家族形態の変化、就労の多様化、地域コミュニティ意識の希薄化など子ども・子育てを取り巻く環境が大きく変化する中で、子育てへの不安や負担感を感じる保護者の増加が見られ、保育ニーズの多様化が進んでいます。

子どもたちが安全・安心に過ごせる場の確保が求められるとともに、子育ての不安から児童虐待等につながらないように家庭や子どもの見守り体制の強化が必要となっています。

また、認可保育所では、低年齢児の待機児童が発生している一方、幼稚園では定員割れの状況にあります。学童保育所においては、近年、待機児童が急増しており、その解消に向けた対応が求められています。

本市では、平成 22（2010）年に策定した「青梅市次世代育成支援地域行動計画（後期行動計画）」のもと、社会全体で子育てができる環境づくりに向け、総合的な子育て支援施策を実施してきました。

平成 24（2012）年にいわゆる子ども・子育て関連 3 法が成立し、これにもとづく「子ども・子育て支援新制度」の開始に併せ、平成 27（2015）年を初年度とする「青梅市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。多様な保育ニーズに対応したサービスの充実を図るとともに、既存施設のスペースを活用した子育てひろば事業の拡充や多世代・異年齢交流などを通じ、地域において安心して子育てができる環境づくりを推進していく必要があります。

基本方針

全ての子どもたちが健やかに、伸びやかに育つことができ、親も子育ての喜びを感じることができる社会の実現を目指し、多様な子育て支援サービスや保育サービスを提供するとともに、幼稚園教育を推進します。

また、子どもたちが様々な人と出会い、ふれあうことのできる多世代・異年齢交流を推進し、社会全体で子どもと親の育ちを支え、安心して出産・子育てができるまちづくりを進めます。

基本施策

(1) 安心して出産・子育てができる環境づくりの推進

「青梅市子ども・子育て支援事業計画」等にもとづき、子育て世代が、安心して出産・子育てができる環境づくりを進め、妊娠・出産・子育てなど、それぞれの場面に応じた切れ目ない支援を展開します。

また、子育て支援センターや市民センター、地域の自治会館等の既存施設を活用するとともに、地域人材や子育てサークル、子育て支援グループ等の参画による地域における顔の見える関係づくりを促進し、親子や保護者同士、多世代・異年齢交流の場を創出します。

(2) 子育て支援の充実

ファミリー・サポート・センター事業、乳幼児ショートステイ事業や育児支援ヘルパー事業、こんにちは赤ちゃん事業等を推進します。

子ども家庭支援センター事業を推進するとともに、関係機関が連携し児童虐待の防止、早期発見と適正な対応を図ります。

さらに、広報紙やホームページなどで、医療費助成や児童手当などの支援制度の周知を図るとともに、子育てに関する情報を積極的に提供します。

(3) 保育サービスの充実

認可保育所の施設整備をはじめ、一時預かり事業や延長保育事業などの保育サービスの充実を促進するほか、低年齢児の待機児童を解消するため、施設整備による定員増、家庭的保育、小規模保育などの充実を図ります。

学童保育所については、既存施設の活用等により障害のある児童を含む待機児童の解消を図るとともに、放課後子ども教室との連携を強化します。

(4) 幼稚園教育の推進

幼児教育の充実を図るとともに、より良い環境のもとで幼稚園教育を展開するため、私立幼稚園等への支援に努めます。

(5) 子どもの安全・安心な居場所づくり

地域や関係団体、ボランティアと連携し、市民センター、地域の自治会館、公園や広場、学校の校庭や既存施設などを利用した、全ての子どもたちが身近で安全に遊べる場や安心できる居場所の確保を図ります。

また、児童遊園の遊具の点検・整備や身近な自然とふれあえる魅力ある遊び環境づくりを進めます。

2 家庭教育

現状と課題

家庭教育は、基本的な生活習慣や生活能力、自制心や自立心などの基礎を子どもたちが身に付ける上で重要な役割を担うものです。

しかし、核家族化に加え、地域の人間関係の希薄化により、子育てに関する経験が世代間で受け継がれにくくなっており、従来は家庭で教えてきたことが、子どもに身に付いていない状況も見受けられます。

また、不登校や暴力行為等、子どもを育てていく中で複雑な課題を抱えた家庭も多く、家庭だけでの解決は難しい状況となっています。

教育基本法においては、保護者は子どもの教育について第一義的責任を有するものとしつつ、家庭教育の支援施策については国と地方公共団体の責務として明記されています。

また、社会教育法においても、家庭教育の向上に資するよう努めるものとされています。

本市では、子どもたちの生活習慣の確立を目指すための啓発活動や講演会を開催し、家庭教育支援に取り組むとともに、小学校入学前の幼児と親を対象とした幼児教育事業の実施など生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児期の教育支援を推進しています。

今後も、子どもの教育に対する家庭の役割を周知し、家庭において子どもたちに基本的な生活習慣を身に付けさせていくとともに、地域との連携や多世代・異年齢交流を通じて、家庭の教育力の向上を促す必要があります。

基本方針

家庭教育は全ての教育の出発点であり、家庭は常に子どもの心のよりどころとなるものです。

子どもたちが基本的な生活習慣や生活能力、自制心や自立心、豊かな情操、他人に対する思いやり、善悪の判断などの基本的な倫理観、社会的なマナーなどの基礎を身に付ける役割を果たす家庭教育の向上を目指し、学習機会の提供や啓発活動を推進します。

また、家庭、学校および地域などと連携した子育て環境づくりの支援を図ります。

基本施策

(1) 家庭教育への支援

子どもたちの生活習慣の確立に向け、国や東京都と連携して、家庭教育に関する啓発事業の推進を図ります。

また、家庭の教育力の向上のため、家庭、学校、地域および関係機関との連携・協力を推進するとともに、講演会や相談会の開催など家庭教育への支援に努めます。

(2) 幼児期の教育支援

小学校入学前の幼児と親を対象に、親子がふれあい、子どもの成長を実感できる機会として幼児教育事業を実施するなど、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児期の教育支援を推進します。

また、幼児教育事業などの交流の場を通じた保護者同士のネットワークづくりを促進します。

3 学校教育

現状と課題

社会経済情勢の大きな変化の中で、子どもたちには、これからの社会を支えていく意思と実践力が求められており、学校教育において、確かな学力、豊かな人間性、健やかな体のバランスのとれた育成が求められています。

国では、教育基本法や学校教育法等の改正、これに伴う学習指導要領の改訂などが行われ、教育の振興に向けた取組が進められています。

また、平成 27（2015）年には、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、市長と教育委員会とで構成する青梅市総合教育会議を設置するとともに、本市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、目標となる施策の根本となる方針を定めた「青梅市教育大綱」を策定しました。

本市では、「青梅市教育推進プラン」にもとづき、基礎学力の向上を図るとともに、個性を尊重した創造力豊かな教育、心の教育や生きる力を育む教育を推進しています。

また、社会の良き形成者となるための基礎・基本を育む教育や青梅の将来を担うための地域に根ざした教育を推進しています。

小・中学校では、自然や歴史、伝統文化など、豊富にある本市の地域特性を教育に生かし、家庭・学校・地域が連携し、子どもたちの創造力、道徳心の養成、学力・体力の向上に努めています。

平成 25（2013）年に制定されたいじめ防止対策推進法の趣旨を踏まえ、青梅市いじめの防止に関する条例を平成 26（2014）年に施行しました。

今後も、教育効果を高める学校施設の設備や教材の更新・充実とともに、家庭・地域との連携強化など、個性と創造力豊かな人間の育成に向けた教育の充実を図る必要があります。さらに、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とするオリンピック・パラリンピック教育に取り組んでいくことが必要です。

また、少子化による児童・生徒数の動向を踏まえた学校規模の適正化を図る必要があります。

基本方針

子どもたちが、知性、感性、道徳心や体力を育み、郷土を愛する人間性豊かな市民として成長することを目指し、教職員の資質・能力の向上や基礎的・基本的な学力の確実な定着を図るとともに、家庭・学校・地域が連携し、青梅の伝統や文化を生かした地域に根ざした教育を推進します。

また、小・中学校の9年間を通じた一貫性のある切れ目のない教育を推進し、児童・生徒間の多様な関わり合いの中で豊かな人間性や社会性を育む教育を目指します。

さらに、安全・安心で地域に開かれた学校づくりを進めるとともに、少子化による児童・生徒数の動向を踏まえ、学校規模の適正化を検討します。

基本施策

(1) 学力・体力の向上

郷土愛を育むとともに、基礎的・基本的な学力の確実な定着・向上に向けて、個に応じた指導の充実を図ります。

家庭学習の習慣化、本市の自然や歴史、産業、人材など地域の教育力の活用や小規模特認校による特色ある教育の充実を図ります。

義務教育の9年間を通して継続的で一貫性のある指導を行う小・中学校一貫教育の推進を図ります。

小・中学校・高等学校との連携を図りながら、青梅の特性を生かした自然体験学習に取り組み、豊かな自然に親しみながら生きる力を育む教育の充実を図ります。

情報教育、国際理解教育、環境教育、防災教育、社会的・職業的自立に向けた基盤となる能力や態度を育むためのキャリア教育、グローバル化に対応した新たな英語教育、主権者教育など社会変化に対応した教育の充実を図るとともに、様々な人々との関わりを通じたコミュニケーション能力の育成を図ります。

学校教育の一層の質的向上を図るため、自主的・自立的な学校経営への支援体制の充実を図ります。

また、授業や部活動、体力向上月間の検討などを通してスポーツに親しむ習慣を養うとともに、児童・生徒の体力の向上を図る取組を進めます。

さらに、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けてオリンピック・パラリンピック教育を推進します。

(2) 心の教育の推進

学校における人権教育・道徳教育等を通じて、あらゆる偏見や差別をなくし、人間尊重や公共の精神、伝統・文化を尊重する「心の教育」を推進します。

また、いじめへの対処・未然防止・早期発見を強化するとともに、不登校などの多様な教育課題に対応するため、教育相談所、適応指導教室の充実など、教育相談体制・不登校対策の充実を図ります。

さらに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用し、学校支援体制や相談環境の充実を図ります。

(3) 特別支援教育の推進

発達障害を含め障害のある児童・生徒一人ひとりの能力を伸張するため、家庭・学校・地域の連携および都立特別支援学校など関係機関との密接な連携のもと、乳幼児から学校卒業後までのライフステージを見通した特別支援教育に取り組みます。

また、支援を必要とする児童・生徒の動向に対応して、特別支援学級設置校の拡充と全ての小・中学校への特別支援教室の設置を推進します。

(4) 教育環境の充実

家庭・学校・地域が連携した教育の推進に向けて、PTA活動や学校運営連絡協議会の活動を充実し、積極的な情報提供のもとに、学校運営への市民参画を促進します。

教育効果を高めるための教材・教具の整備とともに、子どもたちの情報活用能力を育成し、校務の情報化を推進するため、学校におけるICT（情報通信技術）環境の整備を図ります。

(5) 教職員の資質・能力の向上

教職員の校内研修の充実と各種研修への積極的な参加を進め、教職員の資質・能力の向上を図ります。

(6) 施設の整備・活用

老朽化への対応や安全管理の充実等を考慮し、学校施設の改修を計画的に推進するとともに、少子化による児童・生徒数の減少、少人数指導の実施および少人数学級への動向などを踏まえた学校規模の適正化と余裕教室の活用を図ります。

また、屋内運動場や校庭などの学校施設の開放を推進するとともに、既存施設の有効活用を図ります。

(7) 学校給食の充実

児童・生徒の健全な発達と健康増進を目指し、米飯給食回数の増加をはじめ、個々食器の導入、地場農産物利用の拡大など、食育の推進や地産地消の視点に立った取組を進めます。

また、学校給食センターの根ヶ布調理場と藤橋調理場の統合を計画的に進め、適正な管理・運営を図ります。

4 青少年活動

現状と課題

国では、平成 22（2010）年に子ども・若者育成支援推進法を施行し、子ども・若者が健やかに成長し、社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援や取組について定め、総合的な子ども・若者育成支援施策を推進しています。

また、ひきこもりや若年無業者（ニート）など青少年に関わる様々な問題の深刻化を防ぐため、適時・適切な対応が求められています。

本市では、青梅警察署等と連携して青少年の健全な育成に悪影響を及ぼす有害環境の浄化に努めるとともに、家庭、学校および地域などと連携・協力を図りながら、青少年健全育成事業を推進しています。

一方、子どもたちが自然の中で遊んだり、年齢の異なる子ども同士で遊ぶ機会が減少している状況もあります。

他人を思いやる心や協調性、ルールを守ることの大切さなど、遊びや自然体験を通じて社会生活に必要な様々な資質や能力を育み、個性豊かな人格を形成するための支援が求められています。

本市では、社会教育法にもとづき、様々な自然体験教室や情報提供を行うとともに、青少年委員や学校と連携して、ボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動等への参加機会の充実や青少年リーダーの育成に努めています。

今後とも、青少年が家庭、学校、地域などあらゆる生活の場において、様々な人間関係や活動を通して豊かな人間性を育み、健全に育成されるよう、家庭、学校、地域および関係機関との連携を強化し、時代の変化に対応した取組を進めていく必要があります。

基本方針

次代を担う青少年が、自らの能力や個性を十分に発揮するとともに、地域社会の一員として心身共に健やかに成長することを目指し、家庭、学校、地域および関係機関との連携のもと、青少年活動への支援を図ります。

基本施策

(1) 青少年の体験活動の充実

多様な体験活動を通して、集団活動における協調性や他人を思いやる心、リーダーとしての資質を養うため、ボランティア活動をはじめ、社会奉仕体験活動、自然体験活動など青少年の成長段階に応じた様々な体験活動ができる場や機会の提供に努めます。

(2) 青少年リーダーの育成

青少年委員や学校関係者の協力のもと、青少年リーダー育成研修会や異年齢の団体活動等の体験を通して、青少年リーダーの育成を図ります。

(3) 青少年の健全育成環境の確保

家庭、学校、地域社会、関係機関および行政による相互の連携・協力による育成支援ネットワークづくりを推進し、青少年健全育成環境の充実を図ります。

また、青梅警察署や関係団体との連携のもと、非行の防止や補導、パトロール、有害環境の浄化などの各種の活動を支援・促進し、関係機関・団体を中心とした健全な社会環境づくりを進めます。

第4章 文化・交流活動がいきづくまち

1 生涯学習

現状と課題

社会経済情勢が大きく変化し、ライフスタイルや生活課題がますます多様化する中で、一人ひとりがその生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が求められています。

平成 18（2006）年に教育基本法が改正され、生涯学習の理念が新たに規定されました。また、平成 20（2008）年には、社会教育法が改正され、教育基本法の改正を踏まえた規定の整備が行われました。

本市では、「青梅市生涯学習推進計画」にもとづき、市民が生涯を通じて学習の機会を選択し、様々な知識や技術を習得し、人格を磨く「ともに学んで生きるまち」の実現を目指して、様々な学習情報の提供や関係団体と連携した学習イベントの開催などに取り組んできました。

今後も、市民一人ひとりが生涯にわたって能動的に学び続け、必要とする力を養い、学習成果を生かしていくことが可能となるよう、生涯学習の充実を図る必要があります。

基本方針

市民が生涯を通じ、主体的に学習機会を選択して学び、その成果を社会に生かしていくことができる「ともに学んで生きるまち」の実現を目指し、いつでも、どこでも、誰でもが学び、楽しみ、その成果が豊かな地域づくりに反映される生涯学習の推進を図ります。

また、学習成果の総合的な発表の場や生涯学習の基盤となる施設の整備を図ります。

基本施策

(1) 生涯学習推進体制の整備

「青梅市生涯学習推進計画」にもとづき、市民の主体的な学習活動の支援に向け関連機関・諸団体との連携を図り、市民の生涯学習を総合的・広域的に支援し、市民との連携により生涯学習を推進する体制の確立を図ります。

生涯学習活動を支援する各分野の講師や指導者の発掘に努め、特に、多様な知識・技能を持つ団塊の世代の参加を促進するなど生涯学習人材登録制度の充実を図ります。

また、学習活動団体相互の交流や活動の支援を図るとともに、自立的な活動を行う団体・グループの育成に努めます。

さらに、インターネットの活用をはじめ、様々な媒体を利用した生涯学習に関する情報提供の充実を図ります。

(2) 生涯学習の環境整備

生涯学習機会の充実を図るために、学習情報・機会の提供や地域の生涯学習拠点としての市民センターや図書館機能の充実と利用促進、学習要望の把握、学習成果の発表の場として生涯学習イベントの開催など、学習環境の整備に努めます。

また、市民一人ひとりが生涯にわたり学習することができる各種講座、講演会等を実施するとともに、市民の要望に応じて職員などを講師として派遣する「生涯学習まちづくり出前講座」を実施します。

さらに、市民の学習成果が地域活動へとつながり、地域活動で生まれた交流が新たな学習や多様な地域活動に展開していく循環型の生涯学習を進めます。

2 歴史・文化・芸術

現状と課題

文化・芸術は、人々に精神的な豊かさや感動を与え、交流を活発化させるなど、生活に欠かせない重要な要素です。

また、地域の歴史や先人たちが果たしてきた役割などに触れることで、郷土を愛する心の育成や新たな文化の創造につながります。

本市には、2点の国宝をはじめとする文化財、天然記念物や史跡など、有形・無形の貴重な文化財が多数存在しています。

貴重な文化財を後世に伝えるため、文化財保護審議会委員等と連携して、文化財の保護を進めるとともに、新たな遺跡の発掘・調査、目録の整備や更新を行っています。

文化・芸術については、市民会館を拠点とした市民劇場や青梅市総合文化祭の開催など、芸術鑑賞や発表の機会づくりに努めているほか、アートによるまちづくり活動も展開されており、市内外からの集客交流の促進とともに、多くの市民が参画する文化芸術活動が展開されています。

市民会館、郷土博物館、美術館などの文化芸術施設全体のあり方をはじめ、他市にはない多数の文化財や伝統芸能の活用などが課題となっています。

文化財の適切な保存・活用と文化芸術活動拠点のあり方を検討し、より多くの人々が本市の歴史や文化などにふれあえる文化芸術活動の発表の場や機会を増やしていく必要があります。

基本方針

市民一人ひとりが自らの暮らすまちの歴史や文化を理解し、郷土を愛し、誇りをもって生活することができる心豊かな文化の香り高いまちを目指し、地域の文化財の保護・保存に努めるとともに、優れた文化・芸術や貴重な文化財を通じ、市民誰もが参加し触れることができる機会の充実を図ります。

また、文化芸術活動の拠点となる施設の整備を図ります。

基本施策

(1) 文化遺産の魅力を生かしたまちづくりの推進

指定文化財の適切な保存・活用に努めるとともに、その他の文化財についても、調査・研究に努めます。

さらに、文化財ボランティアなど、市民と行政が一体となった文化財の保存・活用に取り組み、文化遺産の魅力を生かしたまちづくりを推進します。

(2) アートによるまちづくりの推進

アート関連団体、青梅商工会議所、青梅市観光協会との連携を強化し、文化、教育、観光の振興に向け、市内の美術関連の地域資源を活用したアートによるまちづくりを推進します。

また、東京都内から優れた新人画家発掘を目指す公募展「ビエンナーレOME」を継続して実施するなど、芸術活動の支援を図ります。

さらに、市内各所にアート関連の作品を点在させ、街中の回遊性向上と各施設の利用者増加を図ります。

また、市民・関係団体と連携し、文化施設における協働事業の開催を図ります。

(3) 市民文化・芸術活動の振興

青梅市文化団体連盟をはじめ各種芸術・文化団体の育成を図るとともに、指導者の育成・確保を進め、市民の自主的な文化芸術活動の一層の活性化を促進します。

また、総合文化祭をはじめ、コンサート、各種講演会などの文化行事の企画、開催および内容の充実など、多様な文化・芸術を鑑賞する機会や活動成果を発表する場づくりや機会の充実に努めます。

(4) 文化芸術活動拠点施設のあり方の再構築

市民会館、郷土博物館、美術館など文化芸術活動拠点の老朽化等に対応するため、新たな文化芸術活動の拠点施設となり、様々な機能を有する複合施設としての新生涯学習施設と市民ホールの建設を検討するなど文化芸術施設全体のあり方を再構築します。

また、東部地区における東京都立の文化施設の設置促進について、引き続き東京都へ要請します。

3 図書館

現状と課題

本市の図書館は、平成 20（2008）年に開館した中央図書館と市内 9 館の分館で構成されており、市民の生涯学習の拠点として市内全域でサービスを行うとともに、西多摩地域や飯能市、入間市との相互利用を行い広域的な連携も進めています。

また、平成 26（2014）年に策定した「第三次青梅市子ども読書活動推進計画」にもとづき、子どもの読書活動を推進するとともに、図書館の利用に障害のある方々に対する読書活動を支援しています。

平成 28（2016）年度からは、指定管理者制度を活用し、機能やサービス面において新たな市民ニーズに適切にこたえられる図書館づくりを進めています。

今後は、身近な図書館として様々な図書や視聴覚資料などを収集・保存・提供するとともに、子どもの読書活動の推進のため学校および学校図書館等と連携していく必要があります。

基本方針

図書館は幅広い分野の図書や視聴覚資料等の収集・整理・保存を行い、市民が必要とする様々な資料や情報を提供することにより、生涯学習をはじめとする情報交流拠点施設として、利用者に応じたサービスを提供します。

また、本市の歴史を未来に伝えるため、地域資料や行政資料の収集等に努めます。

さらに、中央図書館と分館との役割を明確化し一体的な運用を図るとともに、特色のある図書館づくりを推進します。

基本施策

(1) 図書館資料の充実

子どもから高齢者まで誰でも利用できる図書館を目指し、幅広い分野の図書や視聴覚資料、電子資料等の充実を図ります。

また、本市に関する地域資料・行政資料の充実を積極的に図ります。

(2) 図書館サービスの充実

必要な情報・資料などを求める市民に対して、レファレンスサービスなどを通し適切な資料や情報を提供します。

また、図書館が市民にとってより身近な施設となるように講演会や講座を開催するとともに、情報発信機能の充実を図ります。

さらに、デジジー図書（デジタル録音図書）や大活字本、対面朗読サービスの実施など、読書活動の支援を充実し、図書館の利用に障害のある方に対するきめ細かなサービスの提供を通して魅力ある図書館を目指します。

(3) 子どもの読書活動の支援

「青梅市子ども読書活動推進計画」にもとづき、子どもたちに本との出会いを提供するとともに、講座の実施やブックリストの配布などの取組を進め、家庭、学校および地域などが協力し、多様な読書体験を通して読書の楽しさや素晴らしさを実感できるよう、読書環境の充実を図ります。

(4) 図書館ネットワークの充実

中央図書館およびネットワークで結ばれた分館を地域の拠点として充実を図ります。また、インターネットなどの情報通信の活用を図るとともに、市内小・中学校図書館との連携を推進します。

(5) 運営方法等の検討

図書館の管理運営体制については、指定管理者制度による開館サービスの更なる向上や、特色ある分館づくりを推進します。

4 スポーツ・レクリエーション

現状と課題

スポーツは、健康づくりや体力の向上に役立つだけでなく、市民同士の交流を促し、健康で活力ある生活と地域社会を育むものとして、重要な役割を担っています。

国では、スポーツを取り巻く環境や人々の意識が変化する中、平成 23（2011）年に、これまでのスポーツ振興法を改正して新たなスポーツ基本法を制定し、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進することとしています。

本市では、これまで「青梅市スポーツ振興計画」にもとづき、生涯スポーツ社会の実現に向け、行政、市民、スポーツ関係団体等が協働してスポーツの振興に取り組んできました。

施設としては、総合体育館をはじめ、永山公園総合運動場などの屋外体育施設、東原公園水泳場などの水泳場がスポーツ活動の拠点になっているとともに、各地域においては市民センター体育館、運動広場、学校施設の校庭および体育館などがあり、スポーツ活動とともに、地域での交流にも活用されています。

今後は、地域スポーツクラブの育成をはじめ、有酸素運動の普及などスポーツ活動による健康づくり、本市の自然環境を生かしたスポーツの推進を図る必要があります。また、老朽化が進んでいる体育施設も多く見られることから、施設のあり方も含め検討していく必要があります。

さらに、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として、スポーツの更なる振興が求められています。

基本方針

「スポーツを通じてすべての市民が幸福で豊かな生活を営むことができるまち」の実現を目指し、スポーツ・レクリエーションの活動の機会や場所を提供することにより、市民の健康維持・増進に努めます。

また、既存体育施設のあり方について検討するとともに、いつでも気軽に健康・体力づくりができるよう、各体育施設の適切な運営や維持管理に努めることにより、スポーツの推進を図ります。

基本施策

(1) 青梅市スポーツ推進計画の策定と施策の推進

「青梅市スポーツ推進計画」にもとづき、本市の実情に即したスポーツ施策を総合的、計画的に推進します。

また、本市に合った地域スポーツクラブを育成し、市民の自主的・自律的スポーツ活動を推進します。

さらに、市民体育大会など各種大会の充実を図るとともに、子どもから高齢者まで誰でも楽しめるスポーツイベントや軽スポーツの普及などを進めます。

また、ハイキング、登山、カヌーなどの豊かな自然環境を生かしたスポーツ・レクリエーションの推進をはじめ、ウォーキング、スイミングなどの有酸素運動の普及、ライフステージに応じたスポーツ活動による健康づくりなど一人ひとりの健康状態に合わせた継続的な運動指導ができる体制づくりを進めます。

(2) 体育施設の整備と管理運営の充実

既存スポーツ施設について、老朽化の状況や利用ニーズに即した施設・設備の整備・充実を計画的に進めていくとともに、総合体育館等への指定管理者制度の導入の検討など管理運営体制の充実を図り、有効活用に努めます。

また、学校施設での体育施設開放とともに、民間温水プール開放事業や市内立地の大学・企業等との連携など民間体育施設の利用を図ります。

さらに、西多摩地域等の周辺市町村との体育施設の相互利用等を検討します。

5 都市間交流

現状と課題

交通・通信手段の発達等により、人・物・文化・情報の交流が拡大しており、経済活動から市民生活に至るまで、国内外との交流が活発化しています。

国際交流については、本市では昭和 40（1965）年にドイツのボッパルト市と姉妹都市提携を結び、青少年友好親善使節といった両市による取組のほか、青梅ボッパルト友好協会の活動など市民を主体とした国際交流が活発に行われており、平成 27（2015）年度には、姉妹都市提携 50 周年を迎えました。

また、平成 32（2020）年に開催される東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、ドイツ連邦共和国を相手国としたホストタウンに登録されたことから、これを契機としてより活発な交流を推進することが重要です。

市内では、数多くの団体が国際交流活動を展開しています。

今後は、青梅マラソンをはじめ、スポーツ、文化、イベントなどを通じた国際交流を図るとともに、国際交流を行っている団体の活動を支援し、市民主導型の国際交流を進める必要があります。

国内交流については、平成 21（2009）年に杉並区と交流協定を締結し、自治体主催の様々な交流イベントへの相互参加を通して交流を図っています。

また、平成 23（2011）年には、東日本大震災を契機として、相互援助の協力体制を確立するため、災害時相互援助に関する協定を締結しました。

今後は、新たな自治体との交流を推進するとともに、交流による地域活性化の視点から、商店街の交流などの市民レベルの交流や活動の輪を広げ、交流人口の増加を図っていく必要があります。

基本方針

国際交流・地域間交流を行うことにより、異なった習慣や文化を相互に理解し、相手の立場を認める心が育まれる社会の実現を目指します。

姉妹都市であるドイツ・ボッパルト市との交流を深めていくとともに、市内の国際交流活動を行っている団体を支援することにより、市民が主体となった国際交流の充実を図ります。

また、杉並区をはじめとする多くの自治体との交流を活性化し、青梅の魅力を積極的に発信するなど相互交流の拡大を図ります。

基本施策

(1) 国際交流の促進

青少年友好親善使節団の派遣と受入の充実を図り、ドイツ・ボッパルト市との姉妹都市交流を推進するとともに、国際交流を行っている団体の支援を行い、市民主体の国際交流活動を促進します。

また、市内に住んでいる外国人に対し、生活情報や行政情報の提供を行い、住みよい環境づくりに努めるとともに、日本語講座を開催し社会参加を促進します。

さらに、青梅マラソンをはじめ、スポーツ、文化、イベント等を通じた交流に加え、ホストタウン登録など東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機とした交流活動を促進します。

(2) 地域間交流の促進

交流協定を締結した杉並区との相互交流を充実するとともに、青梅の魅力を発信する地域資源を生かしたイベントの充実や梅サミットなどの地域間交流活動の拡大を図ります。

さらに、杉並区と交流のある自治体との交流や多摩川流域の地域間交流の検討など新たな自治体との交流を推進し、スポーツ、文化、イベントなど様々な機会を通じて交流の輪を広げ、災害時においては相互に援助し、自治体間だけではなく市民同士の心がつながり合える交流を目指します。

第5章 みんなが元気で健康なまち

1 予防・健康づくり

現状と課題

生活習慣病による医療費の増大、要介護者の増加などが大きな社会問題となっており、市民が主体的に生活習慣を改善し、健康増進に取り組むことができる環境づくりが求められています。

国においては、健康増進法の制定や高齢者の医療の確保に関する法律の改正など医療制度改革が進められ、平成 20（2008）年からは内臓脂肪症候群に着目した、特定健康診査・特定保健指導が導入されました。

本市では、平成 26（2014）年度に「第3次青梅市健康増進計画」と「第2次青梅市食育推進計画」をそれぞれ策定し、健康的な生活習慣の確立と食を通しての健康づくりに向けた取組を推進し、各種検診、健康教育、健康相談、こころの健康づくり、母子の健康づくり、感染症予防対策など保健事業を展開してきました。

今後も、少子高齢化が進む中で、生活習慣病の予防や、子どもを健やかに安心して生み育てるための保健サービスの充実を図る必要があります。

また、自殺者数が全国で年間2万人を超える深刻な状況が続いており、引き続きこころの健康づくりを推進するとともに、自殺防止対策に取り組む必要があります。

基本方針

市民一人ひとりが、元気で健康に生活していくために、健康づくりの普及啓発を図り、自主的な健康づくりを支援します。

また、生活習慣病の予防のため各種検診や相談事業などの保健サービスの充実に努めます。

さらに、健康づくりの基礎となる食習慣の重要性を伝え、食意識の向上を図りながら、食育を推進します。

基本施策

(1) 健康づくりの充実

「青梅市健康増進計画」にもとづき、生活習慣病予防と健康寿命を延ばすことを目標に、市民の健康づくりに対する意識の高揚を図るとともに、健康づくりの施策を総合的に推進します。

特に、市民一人ひとりの継続した運動による健康づくりを推進します。

こころの健康づくりについては、ストレスに対する対処法などの普及を推進するとともに、自殺防止対策として、自殺防止の普及啓発を図りながら、ゲートキーパーの養成に努めます。

また、健康づくりの指針となる「青梅市健康増進計画」は、施策の検証などを踏まえながら、見直しを行っていきます。

(2) 保健サービスの充実

生活習慣病の予防や疾病の早期発見と早期治療を促すために、がん検診などの各種健康診査や健康相談事業などを通じて生活習慣の改善に向けた支援や、糖尿病などの生活習慣病の重症化の予防に努めます。また、国民健康保険の被保険者に対する特定健康診査の受診率および特定保健指導の実施率の向上にも努めます。

感染症対策としては、正しい知識の普及を推進するとともに、各種予防接種の接種率の向上を図るなど、予防対策に努めます。

また、新型インフルエンザなどの対策としては、新型インフルエンザ等対策特別措置法にもとづき、平成 27（2015）年 3 月に作成した行動計画により、的確かつ迅速な対応を図ります。

健康センターで実施している総合健康診査（人間ドック）については、各医療保険者による特定健康診査が実施されたことから、あり方について見直しを行っていきます。

さらに、子どもを健やかに安心して生み育てるため、妊婦期から乳幼児期に至る各種健診をはじめ、母親学級や乳幼児健康相談など子どもの成長過程に応じた切れ目のないサポート体制を構築し、母子の健康づくりを支援します。

(3) 食育の推進

食育の指針となる「青梅市食育推進計画」にもとづき、地域や事業者などと連携し、豊かな人間性を育む食による健康づくりを推進します。

また、食の大切さの周知や安全で安心な食選びの促進、共食を楽しむ取組などにより、食環境の充実を図ります。

2 医療体制・市立総合病院経営

現状と課題

本市には、西多摩保健医療圏で唯一の救命救急センターを併設した市立総合病院をはじめ、16の病院、90の一般診療所があります（平成28（2016）年3月31日現在）。

休日や夜間の救急診療については、青梅市医師会、青梅市歯科医師会および青梅市薬剤師会の協力のもと、健康センター内で青梅休日診療所、東青梅休日歯科診療所および青梅休日薬局を開設しているほか、市立総合病院などで行っています。

市立総合病院では、全診療科への専門医の配置、先進医療機器の設置、高度な急性期医療の推進を図るとともに、地域医療連携室を設置し、医師会等と連携して、地域医療体制の充実に努めています。また、地域が必要とする医療を提供しながら、平成8（1996）年度から黒字経営を継続しています。経営の健全性や地域医療の確保に重要な役割を果たしていることが認められ、平成14（2002）年度、平成24（2012）年度には、全国自治体病院開設者協議会・公益社団法人全国自治体病院協議会両会長から、また平成15（2003）年度、平成26（2014）年度には総務大臣から「自治体立優良病院」として、表彰されました。

今後も、高齢化の進展、医療ニーズの高度化・多様化等に対応した在宅医療サービスや高度医療サービスの充実に努めるとともに、市立総合病院の老朽化への対応を図る必要があります。

基本方針

高度化・多様化する医療ニーズに対応するため、各関係機関と連携を図りながら、地域が必要とし、地域の実情にあった医療を安全に提供する体制の強化を図ります。

市立総合病院では、市内における基幹病院として、また、西多摩地域の中核病院として、機能の明確化を図り、地域の医療機関との相互の連携を強化しながら、更なる健全経営に取り組みます。

高度化・多様化する医療ニーズや地域の医療水準の向上に対応した建替えへの取組を進めます。

基本施策

（1）地域医療体制の充実

各医療関係機関の連携にもとづく地域完結型の医療として、介護や福祉などと連

携した地域包括ケアシステムを実現する体制の構築を目指し、地域で切れ目のない医療サービス、福祉サービス、介護サービスなどが受けられるように、適切な支援を図ります。

また、青梅市医師会や青梅市歯科医師会と連携し、地域で気軽に相談や診療を受けられるかかりつけ医の定着を促進します。

また、新型インフルエンザなどの感染症対策については、「青梅市行動計画」にもとづき、迅速かつ適切な対応を図ります。

さらに、市立総合病院は、民間の病院・診療所などとの連携を強化し、地域完結型医療における中心的役割を担う地域医療支援病院の承認を目指します。あわせて、多摩地区全体の周産期医療に重要な役割を果たす東京都周産期連携病院として、地域で安心して子どもを産み育てられるよう、周産期等の医療ニーズへ対応します。

(2) 救急医療体制の充実

初期救急については、青梅市医師会、青梅市歯科医師会、青梅市薬剤師会と連携を図りながら、休日・夜間診療体制の充実に努めます。

二次救急、三次救急の対応については、市立総合病院の救命救急センターの充実に努めます。

また、東京都の救急医療体制にもとづく、初期救急、二次救急、三次救急の役割分担など、市民に向けた救急医療に関する情報提供の充実に努めるとともに、「救急医療の東京ルール」の周知を図るなど救急医療に関する啓発に努めます。

(3) 市立総合病院の経営

市立総合病院については、市内における基幹病院として、また、西多摩地域の中核病院として、救急医療、特殊専門医療などに対応できる体制を強化します。また、公立病院の使命である高度・特殊・先駆的・不採算医療を中心に、地域に信頼される医療の提供や良質な療養環境の整備を進めるとともに、地域医療支援病院の承認を目指し、引き続き健全な経営に努めます。

また、計画的な医療器械の整備や既存施設の改修など、適切な維持管理を図ります。

さらに、「東京都地域医療構想」の実現に向けた地域の医療提供体制を確保し、今後の医療ニーズ、地域の医療水準の向上に対応するため、新病院建設計画の検討を進めます。

第6章 福祉が充実したまち

1 地域福祉

現状と課題

少子高齢化や核家族化の進行、地域の相互扶助機能の低下に伴い、家族や地域のつながりが希薄化していく傾向にあり、高齢者の孤立などの問題が発生し、大きな社会問題となっています。

本市では、青梅市社会福祉協議会が地域福祉活動の中核的な役割を担っているほか、青梅市社会福祉協議会と民生委員・児童委員、ボランティア団体等が連携し、地域に密着した幅広い活動を行っています。

また、青梅ボランティア・市民活動センターを通じて、ボランティアに関する相談、情報発信を行うなど福祉ボランティア活動の活性化を図っています。

今後、少子高齢化や核家族化の一層の進行に伴い、援助を必要とする高齢者や障害者などが増加し、地域における福祉ニーズはますます増大、多様化することが予想されます。

このため、相談支援体制の充実および多くの市民の福祉活動への参画を促進する必要があります。判断能力が十分でない認知症高齢者などの人権や財産を守る成年後見制度の普及・活用が課題となっています。

基本方針

全ての市民が住み慣れた地域の中で、安心して生き生きと健康に暮らし続けられるよう、市民一人ひとりの福祉意識を高め、青梅市の地域福祉の担い手である民生委員・児童委員の活動、ボランティア活動の支援などを推進するとともに、青梅市社会福祉協議会との連携の強化を図ります。

認知症高齢者などの権利を擁護するため、成年後見制度などの周知および啓発活動を推進します。

また、福祉施設等の配置については、「青梅市における福祉施設等の配置のあり方に関する基本方針」の見直しを適時行い対応します。

基本施策

(1) 福祉意識の向上

学校での福祉教育や地域における啓発活動を推進し、ノーマライゼーションの普及を図るとともに、青梅市社会福祉協議会と連携し、各種福祉サービスなどの情報提供の充実を図り、市民の福祉意識の高揚に努めます。

また、「青梅市地域福祉計画」にもとづき、誰もが住み慣れた地域で、安全に暮らせるよう、総合的な福祉施策を推進します。

(2) 地域福祉活動の促進

多様化し、増大する福祉ニーズに対応するため、地域福祉活動の中心である青梅市社会福祉協議会と連携の強化を図るとともに、福祉ボランティア団体など新たな福祉の担い手の育成に努めます。

また、地域福祉の向上のため、地域コミュニティとの連携に努めるとともに、民生委員・児童委員の適正配置と活動の充実を図ります。

(3) 権利擁護の推進

住み慣れた地域で、安全に暮らすために、認知症高齢者など判断能力が十分でない方の人権や財産を守る成年後見制度などを周知するとともに、青梅市社会福祉協議会が後見人等となる法人後見の利用の促進を図ります。

(4) 人にやさしいまちづくりの推進

「東京都福祉のまちづくり条例」、「青梅市福祉のまちづくり整備要綱」により、公共建築物や公共交通施設、道路、公園、住宅などのバリアフリー化、歩道の設置と段差の解消など、人にやさしいユニバーサルデザインのまちづくりを促進します。

また、福祉マップを関係団体と協議しながら改訂し、ハンディキャップを持つ方の外出や交流の促進を図ります。

2 高齢者福祉

現状と課題

本市における平成 22（2010）年（国勢調査結果）の高齢化率（総人口に占める高齢者の割合）は、23.2%となっており、高齢者の増加とともに、ひとり暮らし高齢者・高齢者のみ世帯も年々増加しています。

本市では、高齢者クラブをはじめ、高齢者の自主グループ、趣味・文化の団体などが活発に活動しています。また、青梅市シルバー人材センターなどを通じて、高齢者の能力や経験を生かした社会参加を支援するとともに、住み慣れた地域での生活を継続するための生活支援サービスなどの充実を図ってきました。特に、本市は高齢者福祉施設が多く立地しており、都内においても重要な役割を担っています。

今後の推計では、平成 34（2022）年の高齢化率は 31.6%となり、さらに、平成 37（2025）年には、いわゆる団塊の世代が全て後期高齢者となるなど高齢化が一層進むことが予想されている中、元気高齢者の能力の活用や健康で生き生きと安心して地域で生活できるよう、介護予防事業や高齢者福祉サービスを維持・向上に努めながら、新たな課題やニーズに対応できる体制づくりに向け各種施策を展開する必要があります。

基本方針

高齢者が元気でいきがいを持ち、住み慣れた地域で、安全に暮らせるよう、健康づくりや就労、生涯学習、社会参加活動の取組を促進するとともに、相互連携を強化します。

また、福祉・介護保険サービスの充実を図るとともに、関係機関と連携し、日常の見守り体制や災害時の支援体制など、地域全体で高齢者を支える体制の強化を図ります。

基本施策

(1) 元気高齢者のいきがいくりの促進

高齢者が気軽に趣味、スポーツ、レクリエーションなどを楽しめるよう、老人センター（福祉センター）、地域保健福祉センター、健康センター、各市民センターなどの利用を促進するとともに、老壮大学など生涯学習活動の充実に努めます。

また、高齢者の仲間づくり、いきがいくりなどの社会参加に向け、高齢者クラブ活動、地域コミュニティ活動、高齢者の能力を生かした就業の場や活躍する機会を支援します。

福祉センターについては、施設の改修など、適切な維持管理を図りながら、建替えについて検討します。

(2) 介護予防・生活支援サービスの充実

「青梅市高齢者保健福祉計画・青梅市介護保険事業計画」にもとづき、地域包括支援センターを中心に保健・医療・福祉・介護の連携強化を図り、介護保険サービスの充実と円滑な実施を図ります。

また、地域支援事業においては、要支援者等に対し、介護予防や生活支援サービスなどを総合的に提供する新しい介護予防・日常生活支援総合事業を実施し、多様なサービス体制の構築を図ります。

(3) 地域における支援体制の充実

高齢者が住み慣れた地域や、自らが選択した場所で、自立して生き生きと生活し続けられるよう、地域包括支援センターの機能強化を図りながら、医療、介護、予防、生活支援サービスなどが連携して一体的に提供される、地域包括ケアシステムの構築に努めます。

認知症に関する正しい理解の普及に努めるとともに、認知症の人やその家族への支援を図ります。

また、避難行動要支援者支援事業をはじめとする各種事業に加えて、地域や関係機関と連携し、高齢者等の安全確保に向けた地域全体で高齢者等を見守る高齢者等見守り支援ネットワークの構築を図ります。

3 障害者福祉

現状と課題

障害の有無にかかわらず、誰もが住み慣れた地域の中で自立した生活を送り、安心して暮らせる社会の実現が求められています。

本市では、障害者の就労支援や日常生活支援を実施している青梅市自立センター、障害児の生活訓練などを実施している青梅市しろまえ児童学園を設置しています。また、平成 23（2011）年に、障害者、その家族および障害者団体の拠点施設として、青梅市障がい者サポートセンターを開設し、相談支援事業のほか、地域活動支援センター事業などを実施しています。

また、障害者団体やボランティア団体を中心に、障害者と家族のスポーツ大会やレクリエーション、文化活動が展開されています。

平成 27（2015）年には、「第 4 期青梅市障害者計画」と「第 4 期青梅市障害福祉計画」を策定し、障害者施策の基本理念や障害福祉サービスの提供体制の整備、施設利用者の支援、就労促進、経済的支援、移動手段の確保などに努めています。

平成 25（2013）年には障害者総合支援法が施行され、今後も法にもとづき障害福祉サービスの充実を図る必要があります。

さらに、平成 28（2016）年には障害者差別解消法が施行され、障害の有無によって分け隔てられることなく共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進する必要があります。

基本方針

障害者が社会の一員として、住み慣れた地域で、安心して生活を送るために、ノーマライゼーションの普及に努め、青梅市障がい者サポートセンターなどによる相談支援体制、障害者のニーズに対応した必要なサービスが提供できる障害福祉サービスなどの充実を図ります。

また、障害者の自立した生活や社会活動への参加を支援するとともに、関係機関との連携を図りながら、就労支援に努め、誰もがその人らしく暮らせる共生のまちづくりを進めます。

基本施策

(1) 計画の推進・策定

現行の「青梅市障害者計画」と「青梅市障害福祉計画」にもとづき、障害者施策および障害福祉を推進するとともに、次期の計画を策定します。

障害者総合支援法の施行に伴い、制度内容の周知を図りながら、対象とする障害福祉サービスの充実や、支援体制の整備に努めます。

また、障害者や障害に対する市民の理解を深め、ノーマライゼーションの理念を一層浸透させるため、学校での福祉教育や地域における啓発活動を推進します。

さらに、障害者差別解消法にもとづき、事業者等に対して、障害による不当な差別的取扱いの禁止などについて周知、啓発を図ります。

(2) 自立生活の支援

障害者が地域において自立した生活を送ることができるよう、青梅市障がい者サポートセンター事業や、障害福祉サービスの充実を図ります。

青梅市自立センターなどについては、利用者の多様化するニーズに応えるため、支援体制の強化を図ります。

また、障害者の地域生活を支援するため、「青梅市における福祉施設等の配置のあり方に関する基本方針」に照らし合わせながらグループホームなどの充実を図ります。

(3) 社会参加の促進

障害者就労支援センター事業を充実するとともに、ハローワーク青梅、企業や福祉施設と連携し、障害者の就労促進を図ります。

また、青梅市社会福祉協議会、障害者団体やボランティア団体などと連携し、障害者やその家族が参加する文化・スポーツ・レクリエーション活動などを支援します。

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けては、障害者スポーツをこれまで以上に支援するとともに、共生社会の実現を目指す取組を推進します。

さらに、福祉バスの運行や福祉有償運送事業の充実を図り、公共交通機関での移動が困難な障害者などの社会参加を促進します。

4 ひとり親福祉

現状と課題

近年、離婚の増加などにより、ひとり親家庭が増加しており、子育てと仕事の両立や子育て自体への負担が大きく、精神的・経済的に不安定な状況も見られます。

平成 26（2014）年に母子及び父子並びに寡婦福祉法が施行され、ひとり親家庭の母子家庭に加え、父子家庭も支援の対象となり、支援の対象が広がりました。

本市では、子ども家庭支援センターや母子・父子自立支援員による相談対応をはじめ、児童扶養手当などの公的保障制度による経済的支援、ホームヘルプサービスなど福祉サービスの提供、ハローワーク青梅と連携した自立支援プログラムの実施などひとり親家庭への支援に努めています。

今後も、公的保障制度による経済的支援とともに、自立に向けた就労支援体制の充実、福祉サービスの提供などひとり親家庭への支援を図る必要があります。

基本方針

ひとり親家庭の生活の安定や経済的自立を促進するため、子育て、教育、就労などを支援するための相談体制の充実を図ります。また、関係機関との連携による就労支援体制などの充実を図り、安心して働ける環境づくりに努めます。

基本施策

（1）自立への支援

公的保障制度の周知や利用の促進と、ハローワーク青梅などと連携した自立支援を図りながら、経済的支援に努めます。

また、日常生活に支障が生じているひとり親家庭に対する福祉サービスの提供などを図り、安心して働ける環境づくりに努めます。

（2）相談・連携体制の充実

様々な問題や悩みを抱えるひとり親家庭の不安を解消するため、子ども家庭支援センターや母子・父子自立支援員と関係機関との連携を強化し、相談・支援体制の充実を図ります。

5 生活保護

現状と課題

生活保護制度は、生活に困窮する全ての人に対し、最低限の生活を保障するとともに、自立を助長するための制度であり、近年、社会経済情勢の変化に伴い、生活保護世帯は全国的に増加傾向にあります。

本市の状況を見ると、平成 28（2016）年 3 月末の被保護世帯数は 2,004 世帯、保護人員は 2,813 人で、高齢化の影響により高齢者世帯、雇用情勢の悪化により仕事に就くことができないその他の世帯が年々増加しています。

平成 27（2015）年には生活困窮者自立支援法が施行され、生活保護に至る前の第二のセーフティネットとして生活困窮者に対する支援を図り、生活保護に頼らないようにすることが課題となっています。

今後は、援護を必要とする世帯の実態とニーズを的確に把握し、生活保護制度の適切な運用を図るとともに、関係機関や民生委員・児童委員との連携のもと、生活保護世帯の自立に向けた支援を進めていく必要があります。

基本方針

生活に困窮した市民に対する生活保護に関する様々な相談や必要とする福祉施策などを活用するために、実施体制を強化し、適正な実施に努めます。また、関係機関と連携を図りながら、自立に向けた施策を推進します。

基本施策

（1）実施体制の充実と適正実施

援護を必要とする世帯の実態とニーズを的確に把握し、生活保護制度の適切な運用を図るとともに、関係機関と連携し、各種福祉施策などの活用や相談・支援体制の充実など実施体制の強化を図ります。

（2）生活自立への支援

ハローワーク青梅、民生委員・児童委員や青梅市社会福祉協議会などの関係機関と連携し、あらゆる福祉サービスを活用し、自立に向けたきめ細やかな支援を推進します。

また、生活保護に至っていない生活困窮者に対して包括的な支援を行い、生活困窮状態からの早期自立を支援します。

6 社会保障

現状と課題

国民健康保険制度は、疾病や負傷等の際に安心して医療を受けられるよう、被保険者が支え合う医療保険の柱として、重要な役割を果たしています。

高齢化や医療技術の高度化等により医療費は増加の傾向にある一方、雇用情勢の悪化、景気の低迷などにより国民健康保険の財政を取り巻く状況は厳しくなっています。国による制度改正により、平成 30（2018）年度から保険者の広域化などが実施されることを踏まえ適切に対応を進めるとともに、特定健康診査・特定保健指導の推進による医療費の抑制に努めるなど、財政基盤の強化に向けた施策を推進する必要があります。

後期高齢者医療制度は、75 歳以上（障害認定 65 歳以上）を対象に、東京都後期高齢者医療広域連合が運営主体となり、医療給付を行っています。

本市は、多数の高齢者福祉施設が立地することから、市の医療費負担が大きくなっており、今後の制度改正の動向も踏まえながら、療養給付についての財政負担の不均衡是正を要望していく必要があります。

介護保険制度は、平成 12（2000）年に要介護者を社会全体で支える仕組みとして導入され、現在、平成 27（2015）年度を初年度とする第 6 期の計画期間となっています。

本市の状況を見ると、要介護等認定者数は、制度発足当時の平成 12（2000）年度から約 3.2 倍となっています。このため、介護給付費および介護保険料の基準月額も増大しており、今後の高齢化の進行に伴い、更に増大することが見込まれます。

国は、持続可能な介護保険制度の確立に向け、医療と介護の連携強化、地域包括ケアシステムの構築、費用負担の公平化等を進めることとしています。

今後は、予防事業の強化・効率化を図るなど介護給付等の抑制に努めながら、介護サービスの多様化による充実を図るとともに、認定からサービス利用に至る体制の強化を図り、介護保険事業の適切な運営に努める必要があります。

国民年金制度は、老後の収入を保障し、健全な国民生活の維持を図ることを目的としており、世代を超えた必要不可欠な制度です。

今後、少子高齢化の進行が見込まれる中、国民年金制度の果たす役割はますます大きなものとなることが予想されることから、日本年金機構と連携し、国民年金制度に対する市民の理解を深めていく必要があります。

基本方針

国民健康保険制度については、適正な保険税の賦課と収納率の向上を図るとともに、健康増進、特定健康診査・特定保健指導の推進、ジェネリック医薬品の利用を促進するなどにより、医療費の抑制を図り、健全な運営に努めます。

後期高齢者医療制度については、東京都後期高齢者医療広域連合と連携し、円滑で安定的な制度運営に努めます。

介護保険制度については、住み慣れた地域で、安心して、介護サービスや介護予防サービスを受けられるよう、サービスの提供基盤の充実を図りながら、健全な運営に努めます。

国民年金制度については、関係機関との連携に努めるとともに、制度の意義や役割などの普及啓発を図ります。

基本施策

(1) 国民健康保険制度の健全運営

国の方針により作成した「青梅市国民健康保険データヘルス計画書」にもとづく保健事業を実施し、被保険者の健康づくりの促進や特定健康診査の受診率および特定保健指導の実施率の向上を図り、被保険者の健康増進、医療費の抑制を推進します。また、制度の仕組みについての周知、レセプト点検の強化、ジェネリック医薬品の利用を促進し、医療費の適正化に努めます。

国民健康保険財政の安定のため、国民健康保険税の適正な賦課に努め、収納率の向上に努めます。

(2) 後期高齢者医療制度の健全運営

東京都後期高齢者医療広域連合と連携し、円滑で安定的な制度運営を図るとともに、東京都後期高齢者医療広域連合に対して、療養給付費についての財政負担の不均衡是正を働き掛けます。

(3) 介護保険制度の健全運営

「青梅市高齢者保健福祉計画・青梅市介護保険事業計画」は、3年ごとに見直し、計画にもとづき、地域密着型サービスなど、介護保険サービスの充実を図ります。

更なる高齢化の進展を踏まえ、新しい介護予防・日常生活支援総合事業の実施により介護予防を強化するとともに、地域包括ケアシステムの構築を推進します。

また、介護サービスの質の向上を図る給付の適正化、事業所への指導、公正公平な要介護認定、介護保険料の適正な賦課・徴収などに取り組み、介護保険制度の健

全な運営に努めます。

(4) 国民年金制度の啓発・周知

日本年金機構をはじめ関係機関と連携し、広報紙、ホームページなどを通じて、国民年金制度の意義や役割についての情報提供の充実を図ります。

第7章 活気ある産業で雇用が生まれるまち

1 農業・林業

現状と課題

農業を取り巻く環境は、農産物価格の低迷や生産コストの上昇による収益の悪化、農業者の高齢化や後継者不足等の問題など極めて厳しい環境にあります。

本市の農業も同様の問題を抱えていることに加え、都市化に伴う農地の減少や遊休農地化、ウメ輪紋ウイルスによるウメ生産への被害などの特有の問題を抱えています。

特に、ウメ輪紋ウイルスの緊急防除により市内の梅樹が数多く失われたことで、特産物である梅を資源とした農業や観光などの地域産業が大きな痛手を受けていることから、ウメの再生が大きな課題となっています。

さらに、農業生産技術の改善、経営感覚に優れた人材の確保および育成、優良農地の確保や利用集積による経営基盤の強化、農産物の多様な販路開拓などが課題となっています。

生産緑地地区などの農地は、農業生産の基盤として重要な役割を担っていますが、その保全や適正な管理が課題となっています。

また、地産地消の推進や農産物加工と商品化への支援の充実など、農業と工業、商業、観光等との連携の一層の強化が必要です。

このため、新規就農者の確保や優れた農業従事者の育成に対する支援に努めるとともに、強化対策に取り組みつつ、ウメ輪紋ウイルス被害からの早期の再生を進め、農業と商工業、観光との連携強化を図り、地域産業の振興を図る必要があります。

林業については、国内の木材価格の低迷や林業従事者の高齢化などの課題が生じており、市の面積の約 63%を占めている森林の荒廃が進んでいます。国・都などの制度を活用した森林整備を進めるとともに、林産物の活用を広げ、産業としての林業の振興に努める必要があります。

基本方針

経営感覚に優れた意欲ある農業従事者の育成・確保を図るとともに、経営基盤の強化を支援します。また、地域特性と市場に近接している有利性を生かした農業施策の拡充を図り、安全で新鮮な農畜産物の地産地消を促進します。

ウメ輪紋ウイルスからの早期克服を進め、2次・3次産業と連携した地域ビジネスの展開を推進します。

林業については、各種団体や関係機関と協力し、基盤整備や利用促進に努めます。
市民が農業や林業に親しみ、ふれあえる環境を整え、市民の理解を深めるとともに、農地や森林が持つ土砂災害の防止や生物多様性の維持など多面的・公益的な機能の保全に努めます。

基本施策

(1) 安全で多彩な農業生産の推進

「第3次青梅市農業振興計画」にもとづき、生産者や関係機関・団体、市が連携を強め、環境保全型農業への転換や農業生産技術の改善、生産性の向上、農産物の高品質化などを促進し、活力と魅力ある農業振興を図ります。

特に、ウメ輪紋ウイルスにより失われた特産物であるウメの生産を早期に再開・回復させるため、「青梅市梅の里再生計画」にもとづき、生産園地の整備や苗木の確保、先進的な栽培技術の導入などを支援します。また、ウメに関連した商工業・観光の分野との連携を進め、梅の里の再生・復興を図ります。

(2) 広範な担い手の育成

認定農業者をはじめ、意欲ある農業経営者への支援を進めるとともに、関係団体と連携し、農業後継者や新規就農者など新たな担い手の育成・確保を図ります。

(3) 生産の基本となる農地の保全

「青梅市農業振興地域整備計画」を改定し、農道、用排水施設などの基盤整備を進め、優良農地の確保と生産力向上を図ります。

また、農地の集積を促進し、農業経営の多角化・高度化を進めるとともに、農業生産の向上、耕作放棄地の発生防止と解消を図ります。

生産緑地地区などの農地については、農業委員会と連携し、その保全と適正な管理に努めます。

(4) 魅力ある地産地消の推進

農家の直売機会を拡大し、生産者と消費者を結びつけることにより、生産物に対する愛着心や安心感を深めるなど地産地消を促進します。

地元農畜産物の活用が進むよう販路の充実・拡大を図り、利用機会の増大に努めます。

(5) ふれあい農業の推進

市民のニーズに応じた多様な農園の拡充や観光と連携した取組、援農ボランティアの推進などを図り、農業に対する理解を深める農業体験の場を確保します。

(6) 林業の振興

国・都などの制度を活用した林業生産基盤の充実を図るとともに、間伐材の有効利用や特用林産物による経営安定化を促進するなど、林業経営の強化を支援します。

また、多摩産材の普及を図るとともに、公共施設での積極的な利用を進めます。

森林組合など関係者と連携し、林業従事者や森林ボランティアの育成・確保に努めます。

2 工業

現状と課題

近年、市内に立地する製造事業所の閉鎖・移転が進み、事業所数、従業者数、製造品等出荷額等ともに減少傾向にあります。市内産業の構造変換を視野に入れた、市民からも期待される企業誘致の推進が課題となっています。

市内にはまとまった工業用地がなく、市内立地企業が事業拡張時に用地を取得することが困難になっています。市内での操業を希望する事業所が、やむをえず市外に流出していくことを回避するための対策が必要となっています。

市内に立地している企業は、先端製品の部品製造を行う中小規模の事業所も多く、情勢変化に適応した時代の流れに合わせた製造を行うために、常に新しい技術や新しい製法等に取り組む必要があります。

このような状況下にあることから、立地企業の技術高度化への支援とあわせて、新たなビジネスの創出を図ることが課題となっています。

今後は、企業の生産・開発の支援体制の充実を図るとともに、高い技術・技能を生かした新分野への参入や圏央道の近接性等の立地環境を生かした企業基盤の強化・充実を図る必要があります。

基本方針

中小企業の経営基盤の強化や高度技術の開発、新規分野への進出などに対し、企業のニーズに応じたきめ細やかな支援を図ります。

融資制度の充実に努め、経営基盤が不安定な中小企業の経営安定化を図ります。

また、青梅商工会議所とともに、企業や団体による連携を促進し、地域の持つ潜在能力を発揮させていきます。

基本施策

(1) 工業基盤の強化

企業が市内に立地し、持続的に事業を発展・推進できる環境整備に取り組みます。企業立地奨励制度の運用とともに、情報収集に努め、関係機関と連携し、サポート体制の充実を図ります。

また、おうめものづくり支援事業等を通じて、中小製造業者への新製品開発をはじめ、新分野への進出、特許・I S Oの取得、新技術開発、青梅ブランドの創造などを支援し、経営基盤の強化を図ります。

(2) 経営の支援

青梅商工会議所と連携し、各種融資制度の普及に努め、設備導入などによる負担の軽減を図り、経営の安定化、技術高度化を促進します。

企業や団体が、後継者および就業者の資質向上と定着確保を図るための各種研修会や教育機会の拡大の取組を支援します。

(3) 企業連携の促進

関係団体や産学官の連携を強化し、更なる広域連携、異業種交流を進め、人材育成、技術向上を図るとともに、新たな企業活動の展開を支援します。

3 商業

現状と課題

商業は、豊かな消費生活の提供、にぎわいや活力の創出など、まちづくりの上で重要な位置を占めていますが、全国的に既存商店街の衰退が大きな問題となっているほか、高齢者等の買い物弱者の問題も懸念されています。

本市では、青梅駅周辺に「昭和レトロ」の風情を残す商店街が形成されるなど、市内には商店街が点在しています。

近年、新町や大門地区などでは、自動車で来店する郊外型店舗の出店が進む一方で、旧来の商店街は、空き店舗が増加し、大きな問題を抱えています。

今後の超高齢社会においては、利便性・至近性から生活に密着した商店街の必要性が増しており、空き店舗対策や買い物弱者対策など適切な対応を図るとともに、平成 27（2015）年の株式会社まちづくり青梅の設立や平成 28（2016）年の「青梅市中心市街地活性化基本計画」の認定を踏まえ、観光と連携した商店街の活性化事業を進めていく必要があります。

基本方針

市民の日常生活を支える各地域における商店街の取組を支援するとともに、まちの活性化と人の交流を促進する商店街振興に努めます。

特に中心市街地においては、青梅らしい雰囲気をもつ、住民と利用者のニーズに応じた街なみ再生を促進し、活気ある商店街を目指します。

また、訪れて楽しい、ぶらりと散策ができる観光商業を振興し、商店街の活性化を推進します。

基本施策

(1) 商店街活性化の支援

買い物弱者対策など地域に密着したサービス展開や空き店舗の活用対策、商店街イベント支援などに取り組み、相互協力・理解による一体感を高めるとともに、顧客との対話、「楽しい買い物」体験を提供できる独自の魅力づくりに向け、市内の意欲ある個店、商店それぞれの創意工夫による魅力的・個性的な商店街づくりを支援します。

また、青梅商工会議所との連携のもと、支援体制の強化を図り、経営の近代化や後継者の育成を促進するとともに、厳しい経営環境に対応するための各種融資制度の周知と活用を促し、経営体質の強化、経営の安定化を促進します。

(2) 観光商業の振興

青梅宿における地域資源を活用したまち歩きの取組をはじめ、「昭和」をイメージした商店街づくりなどによるまちと一体となった商業観光づくりを支援し、来訪者をもてなす取組を進めます。

また、商店街の特色を生かした施設整備のほか、農業や観光と連携した商店街活性化イベントや特産品の開発・販売などを支援し、商店街のにぎわい創出を促します。

4 新産業

現状と課題

農林業、商業、工業など既存産業を取り巻く環境が厳しさを増し、新たな雇用の場の確保が大きな課題となっています。

また、少子高齢化の進行や社会経済構造が変化する中、再生可能エネルギーや健康福祉など社会ニーズの広がりに対応した産業、まちづくりや地域再生に貢献する産業など、新しい産業の形態が模索されています。

さらに、市民生活の多様化、個別化が進む中で、我が国の経済におけるサービス業の占める割合は大きくなっています。サービス業は、地域経済との結びつきが非常に強い産業であり、地域経済の活性化を促進する上で重要性が高まっています。

本市においても、一層の地域活性化と雇用の拡大を図るためには、優れた交通環境を有し、先端産業が集積するとともに、多くの医療・福祉施設が立地するといった本市の特性を活用した新産業を育成していくことが求められています。

今後は、学術研究機関などの立地促進をはじめ、産業開発や起業を支援する施策を積極的に推進し、豊富な地域資源を生かした新たな産業の開発や起業化を促進するとともに、コミュニティビジネスの支援など地域ニーズに応える産業の振興を図る必要があります。

基本方針

豊かな自然に恵まれ、都市基盤の整備が進んだ都心近郊の好立地を生かし、「青梅市企業誘致条例」を有効に活用することで、優良企業の立地を進め、地域経済の活性化と市民の安定的な雇用の確保に努めます。特に、学術研究機関や企業の研究開発部門などの誘致を進めるとともに、起業やベンチャー企業の支援を積極的に行い、地域産業の高度化や多様化を図ります。

また、再生可能エネルギーや高齢化などの社会問題に対応する次世代産業を育成し、地域雇用を創出するとともに、地域に必要とされるサービスの充実・向上に努めます。

基本施策

(1) 企業の誘致

「青梅市企業誘致条例」にもとづき、本市への企業立地の魅力を周知するとともに、立地企業の支援、企業誘致の対策の充実を図り、ものづくり産業やサービス産業、物流産業等幅広い分野の優良企業の立地を促進します。

(2) 研究拠点・新規分野の集積

「青梅市企業誘致条例」などを活用し、学術研究機関や企業の研究開発部門など知識集約型・知的価値創造型の産業を誘致するとともに、関係機関と連携し、起業やベンチャー企業への支援について検討します。

(3) 次世代産業の育成

再生可能エネルギーや高齢化などの社会問題に対応し、森林など豊かな自然を有し、多くの医療・福祉施設が立地する本市の特性を生かした新エネルギー産業、保健・福祉産業など次世代産業の育成とともに、地域に必要とされるサービスの充実に向け、コミュニティビジネスの支援を検討します。

5 観光

現状と課題

近年の観光は、志向が多様化するとともに、日帰り旅行やまち歩きへの関心が高くなっており、多様な趣味に応じられる体験メニューの提供や四季を通じた魅力ある観光地づくりが求められています。

本市は、秩父多摩甲斐国立公園の玄関口に位置し、霊山として名高い御岳山をはじめ、多摩川の清流・水辺や岩蔵温泉郷の温泉など自然環境に恵まれているとともに、吉野梅郷の梅にはじまり、塩船観音寺のつつじ、吹上のハナショウブ、御岳山のレンゲショウマ、御岳溪谷の紅葉と四季を通じて観光客に親しまれています。

また、市民マラソンの草分けでもある青梅マラソン、御岳山の薪神楽、青梅宿のだるま市、青梅大祭、青梅宿アートフェスティバルなど、魅力あるイベントも開催され、多くの観光客が訪れています。

青梅市の観光宣伝を担う青梅市観光協会は、平成 22（2010）年度に一般社団法人化され、協会の主導による魅力ある観光振興が期待されています。

しかし、平成 21（2009）年、吉野梅郷において、日本で初めてウメ輪紋ウイルスの感染が確認され、市内全域が防除区域として指定されるなど、多大な被害を受けました。早期に梅の里として再生を図るため、「青梅市梅の里再生計画」を策定し、平成 27（2015）年から強化対策を実施するなど、市民や事業者、行政等が丸となって復興に取り組んでいます。

今後は、引き続き梅の里としての再生・復興に取り組むとともに、老朽化した施設の整備と多様化する観光ニーズに対応した魅力ある観光地づくりに向け、青梅市観光協会と連携し、積極的な情報発信・情報提供をはじめ、歴史的、文化的、産業的観光資源の発掘、広域的観光ルートの形成、特産品の開発、観光ボランティアガイドの育成、訪日外国人も含めた観光客受入れ体制の充実など多面的な観光振興策に取り組む必要があります。

基本方針

本市の自然や歴史的、文化的観光資源だけでなく、新たな観光資源の発掘・開発に努め、魅力を高めるとともに、インターネットなども活用した情報発信・情報提供を行い、滞在・回遊型観光の振興を図ります。

特に、本市の代表的な観光地である吉野梅郷地区については、幅広く関係者との連携・協力を更に進め、「青梅市梅の里再生計画」にもとづいた新たな梅の里として、ウメ輪紋ウイルス被害からの早期の再生・復興を推進します。

青梅市観光協会や交通事業者などによるイベントに積極的に協力するとともに、ボランティアガイドの育成や農業などの他分野との連携を図り、観光客をもてなす体制の充実を図ります。

基本施策

(1) 観光施設・観光情報の充実

観光ニーズに対応した既存観光資源の充実・活用をはじめ、老朽化した施設の改修、ドライブやサイクリングなど様々な来訪者に応じた回遊性のある観光ルートを開発・整備します。農業や商業と連携した新たな特産品の開発や観光ボランティアの養成などとともに、外国人観光客を含めた観光客の受入れ体制づくりに取り組み、顧客満足度の向上や新たな観光形態への対応に努め、リピーターを確保し、波及効果・相乗効果を生む市民が誇れる観光地づくりを進めます。また、関係者との連携により、特色ある食文化を特産品として育成し、複合的な魅力を高めます。

また、青梅市観光協会の運営支援を図り、自由な発想・手法を活用した協会の主導による魅力ある観光振興の推進を支援します。

さらに、シティーセールスの視点に立ち、インターネットをはじめ、あらゆるメディアの活用による情報発信、パブリシティに着目した情報提供の充実を図り、本市の観光PR活動の強化を図ります。

情報発信機能や休憩機能をもつ観光交流の拠点としての「道の駅」整備に向けた検討を進めます。

(2) 観光資源の創出

歴史的、文化的、産業的観光資源など地域資源を見直し、新たな観光資源の発掘に努めるとともに、青梅固有の豊かな自然や歴史・文化を活用したエコツーリズムの検討を図ります。

さらに、吉野梅郷地区については関係者との連携のもと、梅の公園等における観梅環境を充実し、魅力ある梅の里としての再生を図るとともに、地産地消体制の充実や、加工特産品の開発などにより、農業、商業、観光の一体的復興を図ります。

6 雇用

現状と課題

景気低迷の長期化、産業を取り巻く経営環境が厳しさを増す中で、雇用環境は非常に厳しい状況にあります。

本市における雇用状況をハローワーク青梅管内での有効求人倍率から見ると、国および東京都より低い数値で推移しており、厳しい地域雇用状況となっています。

企業が合理化を進める中、個別企業内での雇用増大が望めないため、新たな企業の誘致が雇用の場の確保に寄与すると見込まれます。このため、企業誘致とともに、きめ細かい就職面接会の開催などにより、市民の就業機会の拡大を図る必要があります。

また、全ての就業者が健康で快適な勤労生活を送ることができるよう、労働環境の改善や勤労者の福利厚生の実を充実を図っていく必要があります。

基本方針

ハローワーク青梅や青梅商工会議所などの関係機関と連携し、社会経済状況や本市の特性を的確に捉えた就労支援対策や就労機会の拡充を図ります。

また、地元企業や関係機関と協力し、若年者をはじめ女性や高齢者、障害者などが安心して働き続けられるよう、福利厚生の実を充実や育児・介護休業制度の普及などを促進していきます。

基本施策

(1) 雇用の促進

青梅市企業誘致条例にもとづき企業誘致を促進し、就業機会の拡大を図ります。

また、ハローワーク青梅と青梅商工会議所との共催により地域特性に応じた就職面接会を開催し、求職者の雇用機会の拡大を図ります。

スキルアップを図る実践的な講習会などを開催し、職業能力の開発を支援します。

(2) 勤労者福祉の充実

関係機関と連携し、きめ細やかな労働相談に応じるなど労働条件の向上を図るとともに、事業所への啓発等を通じて、育児・介護休業制度やワーク・ライフ・バランスの普及など働きやすい環境づくりを促進します。

また、大企業と格差がある中小企業の福利厚生充実を支援します。

第8章 都市基盤が整う魅力あるまち

1 都市形成

現状と課題

良好な都市基盤や商業施設等が整備された市街地は、安全で快適な居住環境やまちなにぎわい、産業・文化の集積を生み出すものであり、まちの発展を支える重要な礎です。

本市では、市内東部地域において昭和20年代後半から土地区画整理に着手し、道路や公園、下水道などの基盤整備を進めた結果、良好な市街地が形成されています。

中でも、青梅駅・東青梅駅・河辺駅の3駅周辺は、中心市街地として市民の豊かな生活を育んできました。

青梅駅周辺は、商店街のにぎわい等により青梅の顔として、長い間、市の中心地として栄え、西多摩地域の拠点としても機能してきました。

東青梅駅周辺は、市役所をはじめとする官公庁施設が数多く立地しています。

河辺駅周辺は、平成19(2007)年度に駅前複合ビルが完成するなど、業務・商業施設の集積が進んでおり、市立総合病院や総合体育館も立地しています。

しかし、青梅駅周辺は、昭和40年代に駅前土地区画整理事業等によって都市基盤が整備された以降は、まちづくりの進展が見られず、施設の老朽化が目立つなど、以前の活気が失われつつあります。

また、市内北部、西部地域においても、都市基盤整備を進め、地域の維持・発展に努めてきましたが、今後も引き続き人口減少や高齢化の進展が見込まれています。

一方、青梅インターチェンジ周辺地区においては圏央道の整備による交通利便性を生かした産業誘導など、本市の更なる発展をけん引する新たな拠点整備も求められています。

基本構想の土地利用方針の実現に向け、適切な土地利用を図るとともに、地域特性を生かした魅力ある都市形成を進め、まちなにぎわいや活力を高めていく必要があります。

基本方針

都市の活力と自然の豊かさとの適切なバランスがとれた計画的な土地利用を促進し、住みたい、住み続けたいまちづくりを推進します。電気、水道などのライフラインの安定供給を促進するなど都市施設や都市機能の充実を図り、良質な都市基

盤の整った都市生活の実現に努めます。

中心市街地では、業務、商業、文化、医療などの機能集積を複層的に活用し、新たな魅力とにぎわいを形成するとともに、地域特性や交通利便性を生かした新たな広域的機能展開を図っていきます。

無秩序な開発・利用を抑制し、豊かな自然や良好な住環境を保全していきます。

基本施策

(1) 計画的な土地利用の促進

本市の土地利用の基本方向や関連計画、社会経済状況の変化などを踏まえ改定した「青梅市都市計画マスタープラン」をもとに、計画的な土地利用を図り、活力あるまちづくりを進めます。

また、生活・自然環境への影響が懸念される施設に対する対応方針を策定し、無秩序な開发行為の防止や土地利用区分に応じた適正な土地利用を図ります。

さらに、まちづくり、災害復旧時の基礎資料となる地籍調査の推進を図ります。

(2) 機能集積の促進

「青梅業務核都市基本構想」などにもとづき、業務核都市・核都市にふさわしい業務機能や商業機能、文化機能など、諸機能の集積を図ります。

圏央道青梅インターチェンジ周辺地区では、今井土地区画整理事業を支援し、圏央道の利便性を生かした物流拠点の整備を進めます。

中心市街地では、平成 28（2016）年に認定を受けた「青梅市中心市街地活性化基本計画」にもとづき、地域の意欲ある住民や関係者と連携・協力し、定住人口や交流人口の増加、商店街の活性化を図るため、青梅駅周辺の再開発事業を支援するなど、魅力ある中心市街地を形成します。

日本ケミコン跡地では、国等の官庁施設の集約化に努めるとともに、市民ホールの検討を進めるなど、利活用によるまちの活性化に取り組みます。

2 道路

現状と課題

道路は、産業活動や日常生活を支えるとともに、人々の交流を促進する重要な社会基盤です。

圏央道では東名高速道路や東北自動車道等と接続し、平成 28（2016）年度には常磐自動車道、東関東自動車道へ接続される見込みです。

また、本市の幹線道路網について、都市計画道路を中心に国道、都道の整備促進を要請しています。

市道では、事業化した都市計画道路の整備を積極的に進めています。生活道路では、交通利便の向上を図るため、拡幅改修工事や路面改良工事等を実施するとともに、健康の保持や地域の歴史・文化に触れながら歩く人が安全で安心して利用できるよう青梅市健康と歴史・文化の路整備事業を進めています。

しかし、広域的連携の向上や災害時の避難救助活動に資する幹線道路の整備・充実、老朽化する橋りょうなどの維持管理が課題となっており、国からも平成 28（2016）年度末までに「公共施設等総合管理計画」の策定とこれにもとづく道路、橋りょう等の維持管理を求められています。

このため、幹線道路から身近な生活道路に至るまで、より一層安全で便利な道路網の整備や効率的な維持管理に取り組むとともに、歩道の整備など歩行者にとって安全で快適な空間の確保等を進めていく必要があります。

基本方針

圏央道や国道、都道の整備を促進し、連絡性の向上と機能的な活動を支える広域的な道路ネットワークの構築に努めます。

また、市道では、安全性の向上や災害に強いまちづくりの実現、人にやさしい道路環境づくりを進めるため、拡幅や歩車道分離などの整備を進めるとともに、道路や橋りょうなどを計画的かつ予防的に補修・修繕し長寿命化を図ります。

基本施策

(1) 幹線道路網の整備促進

圏央道について、関係市町村との連携を図り、環状道路としての機能が十分に発揮できるように、早期の全線開通に向けた整備促進を要請します。

また、千ヶ瀬バイパスの延伸に積極的に協力するなど都市計画道路の整備を促進するとともに、国道や都道の拡幅整備や電線類地中化、バリアフリー化などの改良整備を要請します。

さらに、東西幹線道路網の充実を図るため、多摩新宿線についても早期具体化を要請します。

(2) 市道の整備

「東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）」に定められた路線や、周辺環境の変化や課題を適切に捉え選定した都市計画道路の整備を推進します。

生活道路では、利用形態や地域特性に応じ、道路の拡幅や歩道の設置などの整備を図ります。

また、道路整備に当たっては、安全性の向上や災害時の対応をはじめ、バリアフリー化、電線類地中化、環境・景観の保全などに配慮した、人と環境にやさしい道路空間づくりを進めます。

(3) 道路の維持管理

機能的な道路台帳の整備のもと、道路や橋りょう、沿道の構造物などを点検し、計画的かつ予防的な補修・修繕を実施し、安全性の向上や長寿命化を図ります。

また、街路灯について、省エネルギー型照明への転換を進めます。

3 公共交通

現状と課題

鉄道やバスなどの公共交通は市民生活を支える都市基盤のひとつであり、人口減少社会の到来や超高齢社会の本格化に伴う社会経済状況の変化により、公共交通の果たす役割はますます高まっています。

本市の公共交通は、J R 青梅線が市内を東西に貫き、市外や都心と連絡しており、市内の青梅駅、東青梅駅および河辺駅と小作駅を含めた乗車人員は1日当たり4万4千人を超えています。また、地域での身近な移動手段である路線バスは、バス事業者により路線網が構築されています。

しかし、J R 中央線や青梅線では、輸送力の増強や利便性の向上が求められています。路線バスでは、利用者が少なく、路線維持のための財政的な負担が重くなっています。さらに、市内に点在する交通空白地域や不便地域の解消も課題となっています。

今後は、広域的な連携によるJ R線の輸送力増強の働き掛けや、路線バスの利用促進、ニーズに応じた路線網への対応を図る必要があります。

基本方針

市民や交通事業者など多様な関係者で構成する青梅市公共交通協議会において、誰でもいつでも気軽に利用できる公共交通システムの構築を図ります。

鉄道については、近隣自治体とも連携し、運行本数の増加による輸送力の強化や駅舎、ホームなどの駅施設の改善を要請します。

バスやタクシーなどについては、身近で日常的な交通機関として、地域特性を踏まえた市民の足となるよう路線の充実や再編、配車サービスの充実などを促進します。

基本施策

(1) 公共交通網の検討

市民や交通事業者など多様な関係者で構成する青梅市公共交通協議会などで、利用者のニーズに応じた公共交通網の抜本的な見直しに取り組み、本市における公共交通網全体の最適化を図ります。

(2) 幹線交通の充実

西多摩地域広域行政圏協議会などを通じて近隣自治体と連携し、J R 青梅線の運行本数の増加などによる輸送力の強化、J R 中央線の複々線化による東京直通電車の増発や老朽化した施設の改善などの利便性向上を要請します。

また、更なる安全性の向上や利用特性に応じたユニバーサルデザイン化およびバリアフリー化を要請します。

多摩地域の公共交通の充実を図る多摩都市モノレールの整備についても、多摩地域都市モノレール等建設促進協議会を通じて関係機関へ要請します。

(3) 地域交通の充実

市民にとって必要不可欠で安全な移動手段として、路線バスなどの利用促進に向けた取組を進めながら、その維持・発展に努めます。また、交通事業者の経営努力を適正に評価する新たな公共負担制度を導入し、既存路線の活性化および新規参入の促進を図ります。

4 下水道

現状と課題

下水道は、河川等の水質保全や自然環境の保全、快適な市民生活の確保など、多面的な機能を持ち、人々の生活に欠くことのできない重要な施設です。

本市の公共下水道は、多摩川上流流域関連公共下水道として昭和 47（1972）年度から事業に着手しました。

汚水事業については、残された西部地域や北部地域での整備を進めています。また、雨水事業については、浸水の可能性がある地域で集中的な整備を行ってきました。

公共用水域の水質保全と生活環境の向上、全市水洗化に向けて、公共下水道および合併処理浄化槽整備事業の推進を図る必要があります。また、市街化の進行に伴う浸水被害の防止を図る対策を推進する必要があります。

基本方針

生活環境の向上と河川等の水質保全などを図るため、公共下水道汚水事業および合併処理浄化槽整備事業を計画的、効率的に進め、全市水洗化を目指します。老朽化が進む施設については予防保全型の維持管理を行うとともに、計画的、効率的に更新を行います。また、下水道使用料の適正化を図り、経営健全化を更に進めます。

雨水については、浸水被害の予防と地下水のかん養などを図るため、雨水浸透施設の設置を促進します。

基本施策

(1) 污水施設の整備

全市水洗化に向け、第3期事業区域（御岳、御岳本町、沢井、二俣尾地区ほか）をはじめ、小曾木事業区域、御岳山事業区域などの公共下水道の整備を推進するとともに、集合処理に適さない地域については、市が主体となり整備・維持管理を行う市町村設置型合併処理浄化槽の普及を図ります。

成木地区については、公設浄化槽の整備により早期の水洗化を推進します。
また、下水道等事業の進捗に合わせ、適切な受益者負担を図ります。

(2) 污水施設の維持管理

下水道管や汚水中継ポンプ場については、災害時のライフラインとしての重要性から耐震化を図ります。

また、汚水中継ポンプ場については、ライフサイクルコストの低減を図りながら、計画的な改修、更新を行っていきます。

(3) 雨水対策の充実

浸水被害の防止に向けた雨水排除施設の整備をはじめ、雨水浸透施設や雨水小型貯留施設の設置補助を図るなど、雨水対策の充実を図ります。

5 河川・砂防

現状と課題

100 km²を超える広範な市域を有する本市は、関東山地が平野部と接し、東に向けて扇状の武蔵野台地が形成され、その扇の要に位置しています。多摩川をはじめ多くの河川が存在するとともに、河岸段丘や山々による起伏のある地形など、地勢において多様な様相を呈しています。

これまで、河川においては、いっ水や浸水、沿岸の浸食等の防止に向けて、護岸等の整備を推進してきました。また、整備に当たっては、自然環境への影響、動植物の生態系や水質の保全に配慮してきました。

また、本市には、土砂災害の危険箇所が数多くあり、国・都が実施する砂防事業などに協力し、土砂災害の未然防止に努めてきました。

近年、全国各地で集中豪雨や台風などによる洪水被害、土砂災害が発生している状況にあり、引き続き国・都などの関係機関と連携を図り、治水機能の向上や土砂災害の防止を図る必要があります。

基本方針

市民や国、東京都と協調し、安全で潤いのある豊かな河川づくりを進めます。

また、河川管理者間で連携し、自然環境や親水性に配慮しつつ、河川整備を進め、治水機能を高めます。

土砂災害から市民の生命とくらしを守るため、国・都が行う災害防止対策を促進します。

基本施策

(1) 河川の整備促進

水害に対する安全性の向上、生態系に配慮した水辺に親しめる川づくりに向け、主要河川の整備を国や東京都に要請します。

(2) 治水対策の充実

本市の管理する河川の河道や護岸の整備を行い、いっ水や浸水、沿岸の浸食などの防止に努めます。

また、整備に当たっては、自然環境への影響、動植物の生態系や水質の保全に配慮します。

(3) 土砂災害の防止

土砂災害に対する市民意識の啓発に努めるとともに、国や東京都が進める砂防事業や急傾斜地崩壊対策事業などに協力し、土砂災害防止施設の整備促進を図ります。

6 都市景観

現状と課題

まちの景観は、住む人の暮らしぶりや、地域の文化を表し、美しい景観を持つまちづくりは、住む人の感性を磨き、まちへの愛情や誇りを育み、心を豊かにするなど、快適で活気ある都市の基盤として重要な要素となっています。

本市は、「青梅市景観まちづくり基本方針」、「青梅市の美しい風景を育む条例」にもとづき、自然景観や街なみ景観の保全など青梅らしさの創造に向けた景観行政を進めてきました。

これまで、青梅駅周辺景観形成地区では積極的な景観保全・整備・修景に取り組み、青梅宿の情緒が残る街なみが形成され、多くの人に親しまれています。

今後は、引き続き景観形成にかかる市民意識の高揚に努めるとともに、多摩川沿い地区でも取組を進めるなど美しい風景都市・青梅を目指して、市民、事業者、行政が連携して美しく優れた景観づくりを進めていく必要があります。

基本方針

市民、事業者、行政が協調・連携し、魅力ある固有の景観を守り、育て、愛着や誇りを培う美しい風景都市・青梅を目指します。特に、豊かな自然を持つ多摩川沿い地区や身近に歴史・文化を伝える青梅駅周辺地区では、積極的に景観整備と修景を進めます。

また、公共空間の整備においては、景観に配慮した取組を進め、まちの良好な景観づくりを進めます。

基本施策

(1) 自然景観の保全

多摩川沿い景観形成地区内の景観形成計画および景観形成基準にもとづく施策を推進し、青梅の景観を特徴づける水と緑の景観軸を保全します。

また、「青梅市景観まちづくり基本方針」、「青梅市緑の基本計画」、「青梅市環境基本計画」にもとづき、市民、事業者、行政が連携し、市民生活に潤いを与える崖線緑地や平地林、樹園地、丘陵など自然景観の保全を図ります。

(2) 街なみ景観の保全・創出

「青梅市景観まちづくり基本方針」および「青梅市の美しい風景を育む条例」にもとづき、優れた景観づくりを計画的に進めます。

また、青梅駅周辺景観形成地区について、景観形成の要所として、景観形成計画、景観形成基準にもとづき積極的に景観の整備・修景事業を進めます。

(3) 協調・連携による景観づくり

優れた景観形成に向け、市民団体等との協働により、市民への周知に努めるなど、市民意識の向上を図り、市民との協働による景観形成を促進します。

第9章 みんなが参画し協働するまち

1 市民参画・協働

現状と課題

市民ニーズや地域特性に合わせた、きめ細かく柔軟なサービスを提供していくために、市民が参画したまちづくりや、市民活動団体等と行政がまちづくりのパートナーとして、対等な立場で協力し合うことが重要であり、全国的に市民参画に向けた動きが活発化しています。

本市においては、市民参画によるまちづくりに向けて、広報紙やホームページ、また民間事業者との協働によって作成し全戸に配布している「青梅市くらしのガイド」など様々な媒体や手法によって市政情報の提供に努めています。また、市長への手紙や市民と市長との懇談会を実施するなど広聴活動の充実を図ってきました。さらに、市政情報については、「青梅市個人情報保護条例」による適正な個人情報の取扱いのもと、「青梅市情報公開条例」にもとづいて公開性の向上を図ってきました。

本市では、市民活動団体等と行政とがパートナーとして、それぞれの立場の理解や尊重のもとに、協働型のまちづくりを促進することを目的として平成20（2008）年に「青梅市における市民活動団体等との協働事業の推進に関する指針」を策定しました。

平成23（2011）年には、市民と行政が共に利用できる「青梅市協働実践マニュアル」を市民と協働して作成しました。また、協働推進員を各部署に配置するとともに、市民活動団体の活動支援や活動拠点である青梅ボランティア・市民活動センターと連携し、協働のまちづくりを進めています。

しかし、市政総合世論調査結果によると市民のボランティア活動等への参加や関心が高いとは言えません。既存の市民活動団体においても、継続性の面で様々な課題を抱えています。

本市のコミュニティ活動については、自治会が中心的な役割を担っており、地域づくり活動、地域の防犯・防災、環境整備など各種活動を行っています。しかし、若年層の新規加入が進まない状況に加え、高齢化によって自治会活動が続けられず退会する世帯があり、その一方で核家族化の進展に伴う世帯数の増加などを要因として自治会加入率の低下が進んでいるといった実情があります。

基本方針

市民と行政とが共に協力・連携をしながら、市民参画によるまちづくりを進めます。推進に当たっては、行政情報の的確かつ迅速な発信、市民意見の把握および反映に努め、双方向のコミュニケーションを図り、市民のまちづくりへの参画や協働に対する関心を高めていきます。

市民活動団体等の活性化のための取組を支援します。また、行政と市民活動団体等とがそれぞれの特性を生かした連携・協働によるまちづくりを推進します。さらに、協働の機会の創出、市民の提案を受け入れる体制の充実を図ります。

自治会を中心とした地域コミュニティを支える地域活動が更に活性化するように支援し、市民センター機能の強化を図り、市民同士が世代を超えて支え合い、地域コミュニティが活発で日頃から心のふれあいがある地域づくりを促進します。

基本施策

(1) 市民意見の把握とまちづくり情報の共有

市民ニーズや地域特性を踏まえたきめ細やかなサービスを提供していくため、あらゆる世代の多くの意見や要望が把握できるよう努め、広聴活動の充実を図ります。

誰もがまちづくりの情報を得られる環境づくりに向けて、広報紙やホームページ、「青梅市くらしのガイド」などの発行物については、親しみやすさに配慮し市民のくらしに役立つよう内容の充実を図るとともに、発信手法の工夫に努めます。

また、市政運営の適正な情報公開により、市民の市政運営に対する理解と信頼を深め、公正で開かれた市政の推進を図ります。

各種行政計画の策定等に積極的な市民参加の促進を図り、政策の形成過程からその評価・見直しまで、市民と共に取り組み、市民参画によるまちづくりを推進していきます。

(2) 市民活動の活性化促進

各種市民活動団体等の自主的な活動や組織強化、担い手の育成など、活動の活性化に向けて支援します。また、行政とボランティア・NPO等が目標を共有し、連携・協働によるまちづくりを推進していくため、職員の協働推進体制の強化、市民の協働意識の高揚、市民活動団体等の活動場所の確保やネットワークづくりに対する支援など協働推進体制の充実を図ります。

「青梅市協働実践マニュアル」の活用や、市民提案型協働事業の充実など、新たな協働事業の企画・運営等への市民の参画・協働を進めます。さらに、協働の推進

役である青梅ボランティア・市民活動センターとの連携を強化し、様々な主体が参画できるまちづくりを推進します。

(3) 地域コミュニティ活動の支援

自治会を中心としたイベントや防犯・防災活動、美化活動など地域の特性に合わせて各地域で取り組む地域コミュニティ活動を積極的に支援し、市民同士の連携を促進します。

市域が広く、大きく異なる地域の実情を踏まえ、自治会加入率向上への取組や自治会館の補修など地域の課題に対する更なる支援、地域コミュニティの醸成や情報網機能の強化など、地域の活性化に向けて自治会と市の役割を踏まえ、連携・協力の充実を図ります。

(4) 市民センター機能の多様化

市内 11 地区の各市民センターについては、それぞれの地域が抱える問題の解決や地域活動の活性化に向けた中心的拠点として、その役割を十分に発揮できるよう機能の強化を図ります。

地域におけるあらゆる世代の多様な活動を広く支援するとともに、地域の声や地域特性を生かした、きめ細やかなサービスの充実に取り組みます。

2 人権・平和

現状と課題

人権の世紀と言われる 21 世紀にあつて、依然として人権に関わる様々な問題はなくなり、学校や職場内でのいじめ、インターネットを悪用した人権侵害、児童虐待、配偶者等からの暴力、高齢化に伴う人権に関する新たな課題等も生じています。

本市では、心の教育をはじめ、人権擁護委員との連携において人権の花運動、小学生の人権メッセージや中学生の人権作文コンテストへの応募、さらに、平成 29 (2017) 年度まで人権尊重教育推進校の指定を受けるなど人権教育の推進に取り組んでいます。また、人権擁護委員による相談のほか、関係機関や団体と連携した相談・支援、パネル展などを通じて啓発活動に取り組んでいます。

また、戦後 70 年が経過し、戦争を体験した人が減少しており、戦争に関する資料や体験談に触れる機会が減少してきています。本市では、戦争の悲惨さを伝え、今ある平和を感じてもらうため、世界連邦運動協会青梅支部と連携し様々な啓発活動に取り組んでいます。

誰もが人権を尊重し、お互いを認め合う平和な社会の実現を目指して、これまで以上に市民の人権意識の高揚を図っていく必要があります。同時に、戦争の悲惨さや平和の尊さを伝え、平和思想の普及を図るため、継続的に取り組んでいくことが必要です。

基本方針

市民一人ひとりが人権尊重の理念について理解を深めることができるよう、各種啓発活動に取り組み、人権啓発を推進するとともに、人権侵害に対する問題の早期解決に向けて関係機関や団体との連携を強化し、人権問題に関する相談・支援の充実に努めます。

また、戦争を知らない若い世代をはじめ、全ての人が平和の尊さを感じながら、幸せに豊かに暮らすことができるよう、世界連邦運動協会青梅支部等と連携し、平和事業の充実を図り、平和意識の高揚を図ります。

基本施策

(1) 人権啓発活動の充実

人権尊重社会の構築に向けて、子どもから高齢者まで、市民一人ひとりの人権意識を高めていくため、学校、家庭、地域、企業などあらゆる場を通じた人権教育・啓発を推進します。

また、女性、子ども、高齢者、障害者、犯罪被害者などに対して、日々の暮らしの中で起こる人権問題に関する相談・支援の充実に努めます。

(2) 平和意識の高揚

児童や生徒をはじめ多くの市民が、今もなお世界各地で起きている武力紛争や戦争の悲惨さ、世界で唯一の核被爆国として核兵器の恐ろしさ、平和の尊さを学ぶため、世界連邦運動協会青梅支部等と連携して、次世代への継承や平和に関する施策の充実に図り、平和意識の高揚に努めます。

3 男女平等参画

現状と課題

男性も女性も全ての個人が、喜びも責任も分かち合い、その能力・個性を十分発揮することができる男女共同参画社会の実現が求められています。

国では、平成 27 (2015) 年度に、個性と能力を十分に発揮できる、多様性に富んだ豊かで活力ある社会や男性中心型労働慣行等の変革を通じた仕事と生活の調和などを改めて強調した「男女共同参画基本計画」を策定し、男女共同参画の形成を促進することとしています。

本市では、「青梅市男女平等推進計画」にもとづき、男女平等の意識づくりや男女平等参画の推進、ワーク・ライフ・バランスの推進等を重点課題に掲げ、情報紙の発行や講演会の開催など広報・啓発活動の推進、審議会・委員会等への女性の登用などの取組を推進してきました。

男女共同参画社会基本法や配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律、また平成 27 (2015) 年度には、新たに就業希望など働く場面における女性の思いを実現する社会を目指すことを目的とした「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が施行されるなど、制度上の整備は進んでいるものの、男女平等参画社会の実現に向けては、家庭や職場など様々な場面で課題が存在しています。

基本方針

男女が性別にかかわらず、自立した個人としてその能力や個性が十分に発揮できる社会の実現に向けて、男女平等意識の啓発をはじめ、様々な分野における男女平等参画の推進、仕事と家庭・地域生活の調和がとれた生活環境の整備、配偶者等からの暴力の防止に努め、男女平等参画社会の環境整備を進めます。

基本施策

(1) 施策の総合的な推進

「青梅市男女平等推進計画」や「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」にもとづき、男女平等参画社会の実現に向けて、施策を総合的かつ計画的に推進していきます。

また、配偶者等からの暴力の防止に向けた取組や相談体制の充実、政策・方針決定過程や防災分野への女性の参画、仕事と生活の調和の推進、女性の再就職等の就業支援など女性が活躍できる環境づくりを進めます。

さらに、積極的な情報発信や講座の開催等により、男女平等参画に対する意識の高揚に向けた啓発に取り組めます。

(2) 推進体制の充実

男女平等参画関連施策の推進に当たっては、青梅市男女平等推進計画懇談会において各事業の進捗管理、指標にもとづいた成果の把握や女性活躍推進にかかる取組に関する協議を行うなど、推進体制の充実を図ります。

第10章 持続的な行財政運営ができるまち

1 行政運営

現状と課題

分権型社会への転換が進められる中、自治体の判断と責任で地域の政策を決めていくことがこれまで以上に求められています。

国では、少子高齢化の急速な進展に的確に対応し、人口減少に歯止めをかけ、地域での住みよい環境確保を目的として平成 26（2014）年まち・ひと・しごと創生法を制定しました。

本市では、法にもとづき、長期的な展望のもとに独自のあり方を示す「青梅市人口ビジョン」および「青梅市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を平成 27（2015）年に策定しました。

また、行財政を取り巻く厳しい社会状況を踏まえ、効果的・効率的な行政システムの構築、簡素で活力ある組織と人材の育成などを基本視点とした「青梅市行財政改革推進プラン」にもとづき、行財政改革を積極的に推進してきました。

多様化・高度化する市民ニーズや行政課題について西多摩地域の市町村が共有し、連携して取り組んでいくために西多摩地域広域行政圏協議会を設置するとともに、一部事務組合によるごみの共同処理などを行っています。

人口減少・少子高齢化が進展していくことが避けられない状況を危機感として捉えた行政運営の変革をしていかなければなりません。

基本方針

限られた財源の中で、社会経済状況の変化や、多様化し高度化する市民ニーズに対応し、より良い行政サービスを提供していきます。市役所は、地域の主要なサービス業のひとつであるという認識のもと、市民の視点に立った接遇向上に努めます。また、効果的で効率的な行政運営や時代の変化に即応した政策形成に向け、人材の育成を図ります。

近隣市町村等との積極的な連携や機能分担により、共通する様々な行政課題に取り組んでいきます。

基本施策

(1) 効率的な行政運営の推進

将来の本市の地域動向を適切に踏まえ、「青梅市行財政改革推進プラン」にもとづいて事務事業の整理合理化をはじめ、組織体制の構築、費用対効果の高い施策展開など行財政改革を推進し、社会経済情勢の変化に柔軟に対応し、効果的・効率的な行政運営を推進します。

市域が広く、地域ごとに大きく異なる地域特性や課題を適切に捉え、市民本位の便利で快適な行政サービスの充実に努めます。

指定管理者制度や事務の委託化によって事務の効率化、経費の節減を図りつつ、適切な指導によって市民サービスの向上に取り組みます。

補助金等の交付については、公益性や透明性を確保し、使途や成果を適切に評価し、見直しを図っていきます。

(2) 人材の育成・確保・活用

市民等との関わりが市民サービスの基本であり、職員の接遇向上について継続して取り組んでいきます。また、多様化する市民ニーズや高度化する行政課題に的確に対応できるよう、職員の政策形成等の能力向上、意識改革、蓄積した技能の活用を図ります。

さらに、女性が活躍できる職場環境づくりを推進します。

(3) 広域行政の推進

市民生活は、利便性の高い交通網や容易に様々な情報を得られる環境の中で営まれており、市民の行動範囲は、拡大しています。このことを踏まえ、西多摩地域広域行政圏協議会や近隣市町村等と連携し、広域的な観点で機能分担を図ることで、行政運営の効率化と市民サービスの向上を図ります。

また、防災・医療・観光などのあらゆる分野において、共通した行政課題に対する効果的な取組については、既存の広域行政のほか新たな都市間連携を検討します。

2 情報推進・活用

現状と課題

情報化の進展は著しく、あらゆる分野において重要なツールとなっており、情報の共有、通信手段の多様化・高度化が進んでいます。

本市においても、インターネットの高速通信が可能なブロードバンド環境が整備されており、これら有線による情報通信網に加え、スマートフォンに代表されるモバイル端末の普及、無線通信の利活用も進んでいます。

行政内部の情報化については、ホームページ・メール配信による情報発信、行政事務の効率化に向けたシステムの整備など I C T（情報通信技術）環境の充実と利活用を図るとともに、情報セキュリティ対策の強化を進めてきました。

I C T環境が充実していく一方で、顕在化する情報弱者に対して、誰もが支障なく情報を得られる環境づくりが求められています。

また、平成 27（2015）年に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が施行され、マイナンバーを活用した市民の利便性の向上や行政の効率化が期待される一方、情報セキュリティ対策の更なる強化が求められています。

基本方針

行政サービスの更なる充実や、高度化する行政事務を効率的に処理するため、I C T環境の最適化を進め、効果的な情報化の推進・活用を図ります。また、高度情報通信ネットワーク社会における情報流通を災害対策や行政情報、本市の魅力を内外に発信する手段として活用します。

情報の推進・活用に当たっては、目的達成のためのひとつの手段という考え方を重視し、情報通信技術に偏重することなく、あらゆる人々が情報を享受できるよう、情報発信の工夫に努めます。

情報の活用においては、情報セキュリティ体制や機能の強化を図っていきます。

基本施策

(1) ICT環境の最適化

便利で安定した行政サービスの提供に向け、電子申請手続きの拡大、電子申告・電子収納等を推進します。さらに、高度化する行政事務を効果的・効率的に処理するための重要なツールとして、全庁的な視点でその基盤となるICT環境の最適化を推進します。

また、ICTを活用した情報化の推進においては、市民の利便性向上と行政運営の効率化を基本に、効果的かつ円滑な対応に努めます。

(2) 情報化の推進・活用・対策

市民の安全・安心なくらしやまちづくりへの参画のため、市民への情報提供の充実を図ります。また、本市の活性化に向けて、情報通信技術やメディアを戦略的に活用し、シティーセールスの視点で本市の魅力を積極的に内外に発信していきます。さらに、情報を発信するのみではなく、発信した情報の認識状況にも着目した情報提供手法の工夫に努めます。

また、高齢者や障害者を含め、誰もが支障なく安心して情報環境を利用することができるよう、市民および職員の情報リテラシー（活用能力）の向上や情報セキュリティ対策の強化を図ります。さらに、外国人の利便性の向上を図るため多言語対応の充実に努めます。

3 公共施設保全・整備

現状と課題

本市が所有する公共施設は、平成 27（2015）年度末現在、総計 328 施設で、延べ床面積は、約 39.8 万㎡になります。

昭和 39（1964）年から昭和 60（1985）年までの間に市民ニーズ・行政サービスの多様化に対応して、学校、市営住宅、市民センター、福祉センター、市立総合病院など大規模施設の約 7 割が建設され、建築後 25 年から 40 年を経過しています。大規模修繕など維持費用の増加が見込まれることから、計画的に施設の修繕・改修を進めていくため平成 23（2011）年に「青梅市公共建築物保全整備計画」を策定しました。

平成 25（2013）年には、「青梅市公共施設再編基本方針」を策定しました。

都市を支える基盤の中には、建築物のほか、道路や橋りょう等もあり、厳しい財政状況の中でその全てを計画的に修繕していくことは、現実には難しい状況にあります。

国からは、「公共施設等総合管理計画」の策定が要請されており、人口減少や少子高齢化の進展、地域の実情なども踏まえた公共施設等のあり方の検討が重要な課題となっています。

基本方針

既存公共施設の保全、維持、管理を計画的に行い、優先度を見極めながら課題を検証しつつ、効果的・効率的な対策により、施設の保全・運用の最適化を図ります。また、統廃合を含む施設配置のあり方を検討していきます。

施設の修繕・改修に当たっては、再生可能エネルギーを導入するなど環境に配慮しつつ、バリアフリー化による安全で安心できる整備を進めます。

基本施策

(1) 公共建築物の保全・運用の最適化

費用面も含め施設を効果的・効率的に運用するためにストックマネジメント手法を用い、老朽化が進む公共建築物の計画的な修繕・改修を行います。

修繕・改修に当たっては、耐震化、自然環境との調和、バリアフリーに配慮した整備に努めます。

また、地域の特性や施設機能を十分に踏まえた上で、統廃合を含む施設配置のあり方を総合的に検討し、施設の効果的・効率的な再編を推進します。

「青梅市公共建築物保全整備計画」については、計画の進捗状況や財政状況等を踏まえて、適切に見直しを図っていきます。

4 健全財政

現状と課題

本市の財政状況について、財政力の強弱を示す財政力指数は、平成 15（2003）年度以降改善傾向にありましたが、平成 21（2009）年度の 0.974（3 か年平均、以下同様）をピークに悪化傾向にあり、平成 27（2015）年度では 0.874 となっています。

また、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は、平成 15（2003）年度以降 90% 前後で推移していましたが、平成 20（2008）年度以降 95% 前後と悪化しており、平成 27（2015）年度では 96.7% と本市の財政の硬直化が進んでいます。

一般会計の財政規模については、400 億円台で推移していましたが、社会保障制度にもとづいて支出する扶助費の大幅な増加や、国民健康保険特別会計・下水道事業特別会計などへの財源補てん繰出金の影響により、平成 21（2009）年度以降 500 億円前後で推移しています。

かつては、モーターボート競走事業収入に支えられ、経常収支比率の値にかかわらず、一定の財政運営を維持することができましたが、社会情勢、経済状況は大きく変わり、本市の財政構造は、身の丈を超えたものとなっており、財政運営は、より厳しさを増しています。

基本方針

身の丈に合わせた健全な財政運営の確立を目指し、自主財源の確保に努め、受益者負担の適正化を図ります。今後も増え続けることが見込まれる社会保障費の財源については、国や東京都に適正な措置を講じるよう要請していきます。また、事務事業の不断の見直しや、新たな時代に即した効果的な事業の選択などにより歳出削減に全力で取り組みます。

モーターボート競走事業については、引き続き経営改善に取り組み、収益の確保に努めます。

基本施策

(1) 身の丈に合った財政運営の確立

地域経済の活性化や雇用の創出などによる自主財源の安定確保や、国・都の補助制度の活用、市資産の有効利用、使用料・手数料等の見直しによる受益者負担の適正化、滞納対策の強化など、歳入の確保に徹底して取り組んでいきます。

また、歳出については、社会経済状況や人口動向などを的確に捉え、経費の節減を前提に、優先度や緊急度、費用対効果などを勘案した、選択と集中による効率的な事業展開を図ります。

さらに、短期的な視点で取り組むべきものと、中長期的な視点で取り組むべきものを見極め、歳入と歳出の均衡を図り、身の丈に合った持続可能な財政運営の確立を目指します。

また、市民への財政分析・評価の公表を積極的に行い、厳しい財政状況について情報共有を図ります。

(2) モーターボート競走事業収益の確保

魅力あるレース開催やイベント、PRなど効果的な売上向上策を展開していきます。また、施設設備の改善も含め、引き続き経営改善に取り組み、収益の確保に努めます。

(3) 財政見直し

① 総括的事項

我が国の社会経済情勢は流動的な状況が続く中、人口減少・少子高齢化は加速度的に進展しており、将来の財政収支を正確に見通すことは難しい面もありますが、本計画にもとづく計画的なまちづくりを見据えた財政運営を推進するため、財政見直しを策定しました。

基本的な条件としては、現行の行財政制度を前提とし、過去の実績および現状、将来人口の動向等を踏まえて推計したものです。原則として、将来的な制度改正などに伴う変動要因等は算入しないこととします。

各年度の予算編成については、今後の経済動向や地方財政計画、国の社会保障と税の一体改革による制度改正の動きなどを踏まえ、調整し対応していきます。

なお、基金については、その確保に努めるとともに、市債等については平成 28 (2016) 年度末残高 600 億円規模に対し、6 年間で 55 億円以上の縮減を目指します。

② 一般会計

平成 29 (2017) 年度から平成 34 (2022) 年度までの、6 年間に於ける一般会計の計画総額を、多様化する行政需要に対応し、市民福祉の向上や充実等を図るため、歳入を約 2,956 億円、歳出を約 3,043 億円と見込みます。

このうち、歳入の根幹を占める市税収入については、約 1,152 億円を見込み、国・都支出金等については、期間中の計画事業の内容にもとづき推計します。

また、歳出については、人件費、扶助費、公債費等の経常的経費を、現状等を踏まえ推計します。

繰出金の算定に当たり、介護保険料、後期高齢者医療保険料については、現行制度にもとづく改定とし、国民健康保険税については、隔年で 5% の改定を見込みます。

なお、財源不足の対応については、まちづくりの進展による税収増加を図るなど自主財源や特定財源の確保に努めるとともに、「青梅市行財政改革推進プラン」にもとづき、行財政全般にわたる見直しを行い、効率的な行財政システムの確立などによる経費の削減を図り対応します。財政運営の実効性を高めるため実施計画の中で数値目標を定めます。

③ 特別・企業会計

ア 国民健康保険

国民健康保険は、他の医療保険に比較して、低所得世帯や団塊の世代を含む高齢者等の加入割合が高い制度上の構造から、運営基盤はぜい弱であり、さらに医療技術の高度化や生活習慣病の増加などに伴い年々増加する医療費、また介護納付金、後期高齢者支援金などの拠出金の増加により、その運営は厳しさを増しています。

運営財源については、国民健康保険税と国・東京都の負担金および補助金を基本としつつ、社会保険診療報酬支払基金からの交付金や法令等による一般会計繰入金などを加え、なお不足する財源については、市の財源補てん繰入金によって運営しています。

今後も、国や東京都の財政援助を要請していくとともに、給付と負担の関係の考え方にもとづき、国民健康保険税について、保険制度を維持していくための応分の負担を定めることなどにより、安定財源の確保を図っていきます。

イ 下水道事業

汚水整備事業の認可区域における面積普及率は、計画変更に伴う新たな計画面積に対して、平成 27 (2015) 年度末で約 89.7% となっています。

今後も、認可区域の整備を図るほか、残された地区における事業化を進め、全市水洗化の達成に努めます。

本市の使用料収入による経費回収率は、地形等の状況から整備経費が割高になるため、88.6% (平成 27 (2015) 年度多摩 26 市の平均回収率は、108.9%) と低

い水準となっています。

また、今後の下水道事業財政運営においては、整備事業の推進に併せ、経年劣化による維持管理経費も増えていくことから、引き続き厳しい状況が予測されます。

このため、一層の内部努力によって経費を節減し、使用者負担の原則に立ち、下水道使用料について適正な負担を定めていくものとします。

ウ 後期高齢者医療

75歳以上の高齢者等の医療制度として、平成20(2008)年から始まった後期高齢者医療制度は、制度開始から8年が経過しました。

東京都後期高齢者医療広域連合が2年ごとに定める保険料率にもとづき、賦課徴収を行うとともに、収納率の向上に努めます。

エ 介護保険

要介護者等を社会全体で支える仕組みとして、平成12(2000)年から始まった介護保険制度は、制度開始から16年が経過しました。

3年ごとに策定する介護保険事業計画にもとづき、平成37(2025)年度を見据えた中長期的展望に立ち、事業を推進します。

被保険者数および介護給付費の動向にもとづき、適正な介護保険料を定めるとともに、収納率の向上に努めます。

オ モーターボート競走事業

本市の財政運営に大きく貢献してきたモーターボート競走事業は、公営競技全体の低迷が続く中で極めて厳しい経営環境にあります。このため、SG競走の誘致等の売上向上対策や労務関係経費などの固定経費の削減等経営改善に努めていきます。

今後も、モーターボート競走事業の本来の目的である収益の確保を図り、他会計への繰出しを行うものとします。

カ 病院事業

市立総合病院は、救命救急センターを備えた西多摩地域の中核病院として、全診療科へ専門医を配置し、先進医療機器を設置するなど高度医療や特殊医療などの不採算医療や救急医療を担うとともに、地域に必要とする医療を提供しています。

医療保険制度の改正には的確に対応するよう努めていますが、消費税率の改正などにより、病院経営は厳しい環境に置かれています。今後も、経費の節減などの経営改善に努め、他会計補助金に依存しない財政運営が継続できるよう努めます。

また、「東京都地域医療構想」の実現に向けた地域の医療提供体制を確保し、今後の医療ニーズ、地域の医療水準の向上に対応するため、新病院建設に向けて検討を進めます。

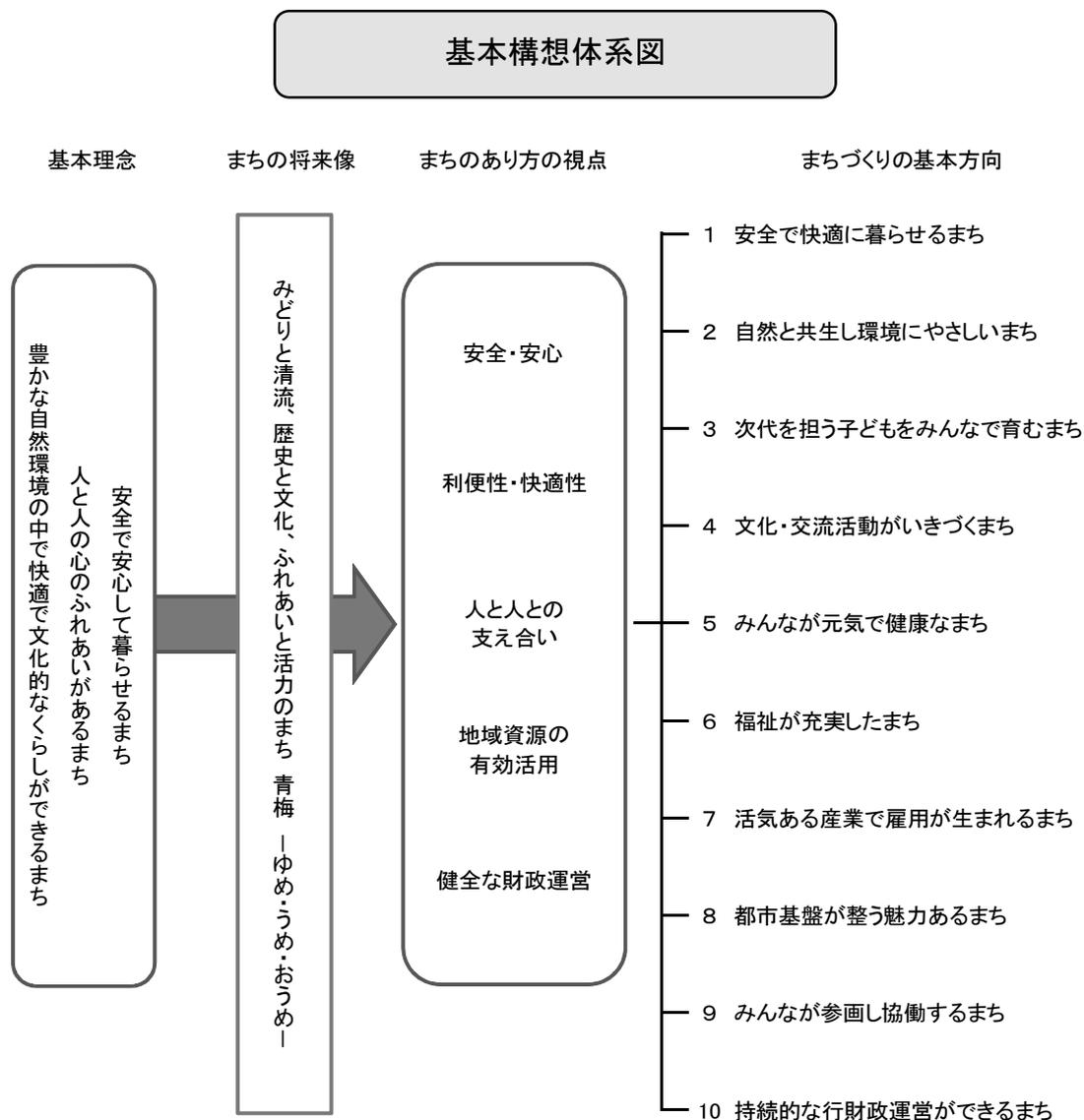
第3部

基本構想・基本計画推進のために

第1章 施策連動型のしくみ（ぷらっとフォーム）

本計画では、基本構想において3つの基本理念のもと、5つのまちづくりの視点を持って掲げるまちづくりの基本方向として10の柱を示しました。そして、基本計画においては、この柱にもとづいて45の施策分野に区分し、きめ細やかで計画的なまちづくりを進めます。

さらに、基本構想に掲げるまちの将来像の実現に向けて、暮らしやすさの視点に立った、青梅らしさを醸し出すまちづくりを戦略的に進めるために、多様な主体が参画・連携・協働し、あらゆる分野の枠を超えて施策や事業が連動することで相乗的に効果を発揮する施策連動型のしくみ（ぷらっとフォーム）を展開します。

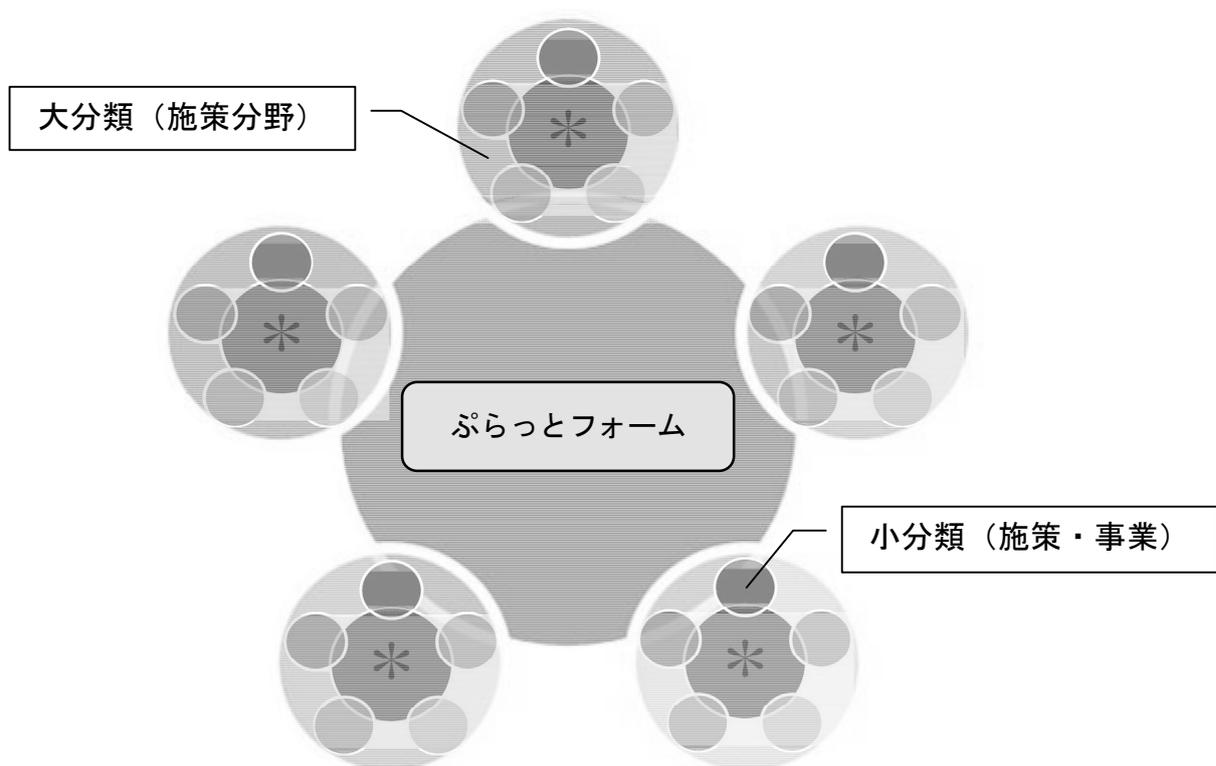


1 施策連動型のしくみ（ぷらっとフォーム）の展開

施策連動型のしくみ（ぷらっとフォーム）は、高度化・多様化するまちづくりの課題に対して、関連する分野や施策が横断的に関わり合い、有機的に連動し合うことによりイノベーションを起こし、新たな価値を生み出すことや相乗的に効果を発揮させることで、より良いまちづくりを進めていこうとするものです。

「ぷらっとフォーム」は、基礎や土台となるものを意味するプラットフォーム（platform）に由来します。基本構想から導き出すみんなで取り組む主要なテーマをぷらっとフォームとし、多様な主体の参画によるまちづくりを推進します。

構成については、主要テーマにもとづくぷらっとフォームで、関わりの深い、さらには、今後新たな施策展開が期待できる分野を捉えた大分類を設定します。その中を小分類として具体的な施策や事業を、行政だけではなくこのぷらっとフォームに参画する多様な主体がそれぞれの特性を生かし、協議をしていきながら連携して取り組んでいきます。

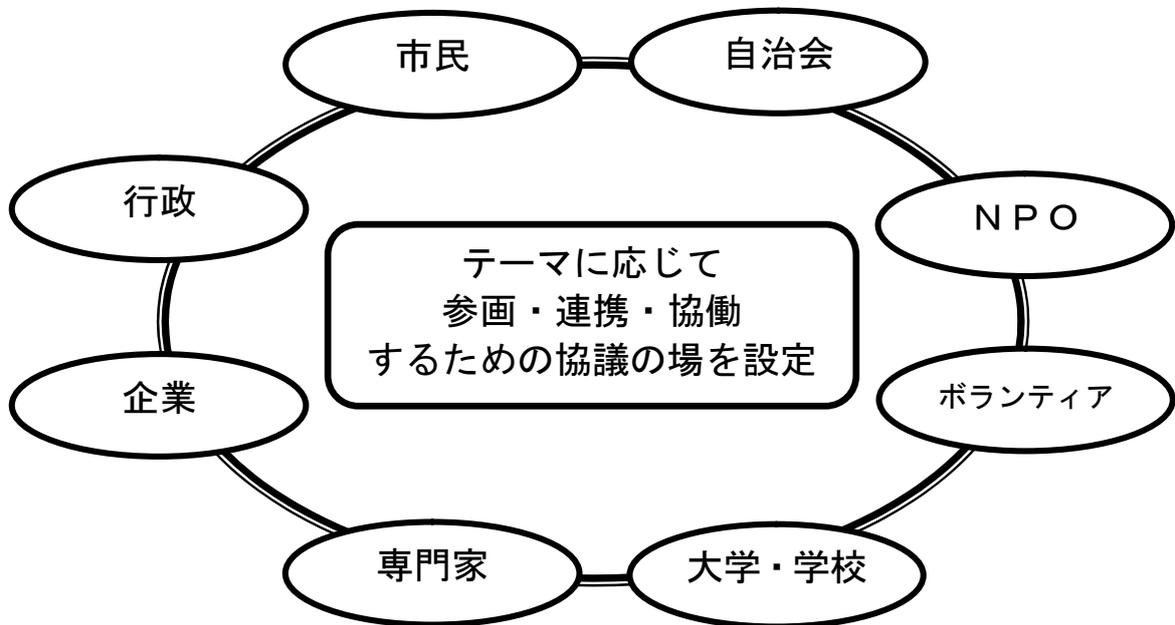


このぷらっとフォームで、様々な施策や事業が連動し合う姿を「梅の花」に例えて、積極的に多彩な事業に取り組んでいくことで多くの花を咲かせ、実を結んでいこうという将来に向けての意思を表します。

2 施策連動型のしくみ（ぷらっとフォーム）の協議の場

主要テーマに応じて、市民、自治会、NPO、ボランティア、企業、専門家など多様な主体が参画・連携・協働し、それぞれの特性を最大限に生かしながら創意工夫による重層的かつ効果的な施策展開を図り、テーマの趣旨に即した課題の解決に向けて取組を進めます。

施策連動型のしくみ（ぷらっとフォーム）の推進体制例



第2章 ぱらっとフォームで取り組む主要テーマ

まちの将来像の実現に向け、基本計画においてぱらっとフォームで取り組む主要テーマを掲げます。主要テーマにもとづく分野や施策の設定については、社会情勢や経済動向などを踏まえ、協議の場づくりや取組手法などと合わせて実施計画において具体化を図ります。

安心して暮らせる青梅

●大震災を契機として、防災、防犯、環境、福祉など多様な分野において市民の安全・安心のレベルアップを図ることは、重要な課題です。地域の中であらゆる世代が支え合い、安全な環境で健やかに暮らすことができるまちを目指します。

連動させる施策分野…

- 防災・消防（危機管理体制の整備、災害に強いまちづくり）
- 防犯・消費者保護（防犯体制の強化）
- 生活環境（生活環境の維持・向上）
- 予防・健康づくり（保健サービスの充実）
- 医療体制・市立総合病院経営（救急医療体制の充実）
- 高齢者福祉（地域における支援体制の充実）
- 障害者福祉（社会参加の促進）
- 市民参画・協働（地域コミュニティ活動の支援）など

子育て世代が住みたい青梅

●人口減少・超高齢社会の進展を踏まえ、子育て支援の充実や職住近接のまちづくり、未来を担うたくましい人材が育つ環境づくりによって、子育て世代の流入やこれに伴う年少人口の増加を図り、あらゆる世代の心がふれあう活気あるまちを目指します。

連動させる施策分野…

- 公園・緑地（公園・緑地の整備・管理）
- 子育て支援（子育て支援の充実、保育サービスの充実）
- 学校教育（学力・体力の向上、教育環境の充実、施設の整備・活用）
- 図書館（子どもの読書活動の支援）
- 医療体制・市立総合病院経営（地域医療体制の充実）
- 新産業（企業の誘致）
- 雇用（雇用の促進）など

生きる力がみなぎる青梅

●次代を担う子どもたちの生きる力を育むとともに、市民一人ひとりがいきがいややりがいを感じながら生活することができる、活力あふれるまちづくりを進めます。また、市民の健康寿命に着目し、生涯にわたって健康な体で生き生きと過ごすことができるまちを目指します。

連動させる施策分野…

- 子育て支援（子育て支援の充実）
- 学校教育（学力・体力の向上、教育環境の充実、施設の整備・活用）
- 生涯学習（生涯学習の環境整備）
- 予防・健康づくり（健康づくりの充実）
- 高齢者福祉（元気高齢者のいきがいつくりの促進）
- 雇用（雇用の促進）
- 市民参画・協働（市民活動の活性化促進）など

みんなが誇れる青梅

●本市には、脈々と受け継がれてきた歴史・伝統・文化があり、今も大切に守り継がれています。また、豊かな自然環境は、市民にやすらぎを与えています。市民みんなが、本市の有する多様な地域資源や自然環境を守り生かし、市民の誇りとして郷土愛に満ちたまちを目指します。

連動させる施策分野…

- 公園・緑地（「青梅の森」の整備）
- 森林（市民参加型の森づくり）
- 水辺環境（水辺環境の保全・整備、親水事業の充実）
- 学校教育（学力・体力の向上）
- 歴史・文化・芸術（市民文化・芸術活動の振興）
- 農業・林業（安全で多彩な農業生産の推進）
- 観光（観光資源の創出）
- 市民参画・協働（市民活動の活性化促進、地域コミュニティ活動の支援）など

何度も訪れたいくなる青梅

●本市は、都心近郊にありながら豊かな自然に囲まれ、その特性を生かしたスポーツや四季折々の木々や花々を楽しむことができるなど、優れた地域資源に恵まれています。これらの資源が持つ魅力を洗練し高めるとともに市民みんなで発信することで、にぎわいを創出し地域の活性化に結び付けていくことが重要です。情報を受け取った人々が本市に何度も足を運びたいくなる魅力あふれるまちを目指します。

連動させる施策分野…

- 公園・緑地（緑地の保全・緑化の推進）
- 歴史・文化・芸術（文化遺産の魅力を生かしたまちづくりの推進、アートによるまちづくりの推進）
- スポーツ・レクリエーション（青梅市スポーツ推進計画の策定と施策の推進）
- 都市間交流（地域間交流の促進）
- 商業（観光商業の振興）
- 観光（観光施設・観光情報の充実）
- 都市景観（自然景観の保全、街なみ景観の保全・創出）
- 情報推進・活用（情報化の推進・活用・対策）など